

# 官報 号外

昭和五十八年五月十三日

## 第九十八回 参議院會議録第十四号

昭和五十八年五月十三日(金曜日)

午前十時二分開議

### ○議事日程 第十四号

昭和五十八年五月十三日

午前十時開議

第一 宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 電源開発促進税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案(第九十七回国会内閣提出、第九十八回国会衆議院送付)

第一三 日本学術会議法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件  
議事日程のとおり

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。

日程第一 宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めるの件(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長増田盛君。

### 審査報告書

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めるの件  
右は全会一致をもって承認すべきものと議決し、よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十二日

外務委員長 増田 盛

参議院議長 徳永 正利殿

### 要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、宇宙船の事故、遭難等の場合の宇宙飛行士の救助及び打上げ国への送還並びに宇宙物体の打上げ国への返還について定めることによつて、平和的目的のための宇宙空間の探索及び利用における国際協力を促進することを目的とするものである。我が国がこの協定を締結することは、宇宙活動に関する国際協力を積極的に貢献する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められた。

一、費用  
別に費用を要しない。

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月二十八日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めるの件  
宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定  
締約国は、  
事故、遭難又は緊急着陸の場合における宇宙飛行士に対するすべての可能な援助の提供、宇宙飛行士の迅速かつ安全な送還及び宇宙空間に打ち上げられた物体の返還を定めている月その他の天体を含む宇宙空間の探索及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の重要性に留意し、これらの義務の内容を充実にせよ及び一層具体化することを希望し、  
宇宙空間の平和的な探索及び利用における国際協力を促進することを希望し、  
人間本来の感情に促されて、  
次のとおり協定した。

### 第一条

締約国は、宇宙船の乗員が、事故に遭遇し若しくは遭難した旨の又は自国の管轄の下にある領域、公海若しくはいずれの国の管轄の下にもないその他の地域において緊急の若しくは意図しない着陸をした旨の情報を入手した場合又はこれらの事実を知った場合には、直ちに、  
(a) 打上げ機関に通報するものとし、又は打上げ機関が不明である場合及び打上げ機関に直ちに連絡をとることができる場合場合には、利用することができるすべての適当な通信手段により、これらの情報を公表する。

(b) 国際連合事務総長に通報するものとし、また、同事務総長は、利用することができるすべての適当な通信手段により、遅滞なくこれ

昭和五十八年五月十三日 参議院會議録第十四号

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めるの件 四二二

らの情報を公表するものとする。

第二条

事故、遭難又は緊急の若しくは意図しない着陸により宇宙船の乗員がいずれかの締約国の管轄の下にある領域に着陸した場合には、当該締約国は、直ちに、乗員の救助のためにすべての可能な措置をとるものとし、すべての必要な援助を与える。当該締約国は、打上げ機関及び国際連合事務総長に対し、そのとつている措置及びその実施状況を通報する。打上げ機関による援助が迅速な救助を実施する上で役立つ場合又は当該援助が捜索救助活動の効果的な実施に寄与する場合には、打上げ機関は、捜索救助活動の効果的な実施のため、当該締約国の指揮及び監督の下に実施されるものとし、当該締約国は、打上げ機関との緊密かつ継続的な協議の下に行動する。

第三条

宇宙船の乗員が公海又はいずれの国の管轄の下にもないその他の地域に着陸した旨の情報を入手した場合又はその事実を知った場合には、迅速に乗員を救助するために捜索救助活動に援助を与えることができる締約国は、必要があるときは、そのための援助を与える。援助を与える締約国は、打上げ機関及び国際連合事務総長に対し、そのとつている措置及びその実施状況を通報する。

第四条

宇宙船の乗員は、事故、遭難又は緊急の若しくは意図しない着陸によりいずれかの締約国の管轄の下にある領域、公海又はいずれの国の管轄の下にもないその他の地域に着陸した場合には、安全かつ迅速に打上げ機関の代表者に引き渡される。

第五条

締約国は、宇宙物体又はその構成部分が自国の管轄の下にある領域、公海又はいずれの国の管轄の下にもないその他の地域に降下した旨の情報を入手した場合又はその事実を知った場合には、打上げ機関及び国際連合事務総長に対

し、その旨を通報する。

2 宇宙物体又はその構成部分が発見された領域について管轄権を有する締約国は、打上げ機関の要請に応じ、また、必要な場合には打上げ機関の援助を受けて、当該宇宙物体又はその構成部分を回収するため、実行可能と認める措置をとる。

3 宇宙空間に打ち上げられた物体又はその構成部分であつて打上げ機関の領域外で発見されたものは、打上げ機関の要請に応じ、打上げ機関の代表者に引き渡されるか又はその処理にゆだねられる。打上げ機関は、当該物体又はその構成部分の返還に先立ち、要請に応じ、当該物体又はその構成部分の識別のための資料を提供する。

4 2及び3の規定にかかわらず、締約国は、自国の管轄の下にある領域において発見し又はその他の場所において回収した宇宙物体又はその構成部分が、危険又は害をもたらすものであると信ずるに足りる理由がある場合には、打上げ機関にその旨を通知することができる。この場合において、打上げ機関は、発生するおそれのある危害を除去するため、当該締約国の指揮及び監督の下に、直ちに、効果的な措置をとる。

第六条

この協定の適用上、「打上げ機関」とは、打上げ機について責任を有する国又は、国際的な政府機関が打上げ機について責任を有する場合には、当該政府機関をいう。ただし、当該政府機関がこの協定の定める権利及び義務の受諾を宣言し、かつ、当該政府機関の加盟国の過半数がこの協定及び月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締約国である場合に限る。

第七条

1 この協定は、署名のためすべての国に開放しておく。3の規定に基づくこの協定の効力発生前にこの協定に署名しなかつた国は、いつでもこの協定に加入することができる。

2 この協定は、署名国によつて批准されなければならない。批准書及び加入書は、この協定により寄託政府として指定されるグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、ソウイェト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の政府に寄託する。

3 この協定は、寄託政府として指定される政府を含む五の政府が批准書を寄託した時に効力を生ずる。

4 この協定は、その効力発生の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。

5 寄託政府は、すべての署名国及び加入国に対し、署名の日、この協定の批准書及び加入書の寄託の日、この協定の効力発生の日並びに他の事項を速やかに通報する。

6 この協定は、寄託政府が国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

第八条

いずれの締約国も、この協定の改正を提案することができる。改正は、締約国の過半数が改正を受諾した時に、受諾した締約国について効力を生ずるものとし、その後改正を受諾する他の締約国については、その受諾の日に効力を生ずる。

第九条

いずれの締約国も、この協定の効力発生の後一年を経過した後は、寄託政府にあつた文書により、この協定からの脱退を通告することができる。脱退は、脱退を通告する文書の受領の日から一年で効力を生ずる。

第十条

この協定は、英語、ロシア語、フランス語、ス

ペイン語及び中国語をひとしく正文とするものとし、寄託政府に寄託する。この協定の認証原本は、寄託政府が署名国及び加入国の政府に送付する。以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けこの協定に署名した。

千九百六十八年四月二十二日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で本書三通を作成した。

審査報告書

宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約の締結について承認を求めるの件  
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十二日

外務委員長 増田 盛

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
この条約は、宇宙物体により引き起こされる損害について、宇宙物体の打上げ国の責任、損害賠償の請求の手續等を定めることによつて、平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用における国際協力の強化を図ることを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、宇宙活動に関する国際協力を積極的に貢献する見地から有意義であると考えられるので、  
二、費用  
別に費用を要しない。



昭和五十八年五月十三日 参議院會議録第十四号

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めの件 四一四

もが請求を行わない場合又は請求を行き意思を通告しない場合には、他の国は、自国に永住する者が被つた当該損害につき、打上げ国に対し請求を行うことができる。

第九条

損害の賠償についての請求は、外交上の経路を通じて打上げ国に対し行われる。当該打上げ国との間に外交関係がない国は、当該請求を当該打上げ国に提出すること又は他の方法によりこの条約に基づき自国の利益を代表することを他の国に要請することができる。当該打上げ国との間に外交関係がない国は、また、国際連合事務総長を通じて自国の請求を提出することができる(請求国及び打上げ国の双方が国際連合の加盟国である場合に限る)。

第十条

1 損害の賠償についての請求は、損害の発生日又は損害につき責任を有する打上げ国を確定した日の後一年以内に限り、打上げ国に対し行うことができる。

2 1の規定にかかわらず、損害の発生を知らなかつた国又は損害につき責任を有する打上げ国を確定することができなかつた国は、その事実を知つた日の後一年以内に限り、請求を行うことができる。ただし、請求を行うことができる期間は、いかなる場合にも、相当な注意を払うことによりその事実を当然に知ることができたと認められる日の後一年を超えないものとす。

3 期間に関する1及び2の規定は、損害の全体が判明しない場合においても適用する。この場合において、請求国は、1及び2に定める期間が満了した後においても損害の全体が判明した後一年を経過するまでの間は、請求を修正し及び追加の文書を提出することができる。

第十一条

1 この条約に基づき打上げ国に対し損害の賠償についての請求を行う場合には、これに先立

ち、請求国又は請求国により代表される自然人若しくは法人が利用することができるすべての国内的な救済措置を尽くすことは、必要としない。

第十二条

2 この条約のいかなる規定も、国又は国により代表されることのある自然人若しくは法人が、打上げ国の裁判所、行政裁判所又は行政機関において損害の賠償についての請求を行うことを妨げるものではない。当該請求が打上げ国の裁判所、行政裁判所若しくは行政機関において又は関係当事国を拘束する他の国際取極に基づいて行われている間は、いずれの国も、当該損害につき、この条約に基づいて請求を行うことはできない。

第十三条

打上げ国が損害につきこの条約に基づいて支払うべき賠償額は、請求に係る自然人、法人、国又は国際的な政府機関につき当該損害が生じたかつたとしたならば存在したであろう状態に回復させる補償が行われるよう、国際法並びに正義及び衡平の原則に従つて決定される。

第十四条

賠償は、損害につきこの条約に基づいて賠償を行うべき国と請求国との間に他の形態による賠償の支払についての合意が成立する場合を除くほか、請求国の通貨により又は、請求国の要請がある場合には、損害につき賠償を行うべき国の通貨により支払う。

第十五条

請求についての解決が、請求の文書を送付した旨を請求国が打上げ国に通報した日から一年以内に第九条に定める外交交渉により得られない場合には、関係当事国は、いずれか一方の当事国の要請により請求委員会を設置する。

第十六条

1 請求委員会は、三人の委員で構成する。一人は請求国により、また、一人は打上げ国により任命されるものとし、議長となる第三の委員

は、双方の当事国により共同で選定される。各当事国は、同委員会の設置の要請の日から二箇月以内に委員の任命を行う。

第十七条

2 請求委員会の設置の要請の日から四箇月以内に議長を選定につき合意に達しない場合には、いずれの当事国も、国際連合事務総長に対し、二箇月以内に議長を任命するよう要請することができる。

第十八条

1 いずれか一方の当事国が所定の期間内に委員の任命を行わない場合には、議長は、他方の当事国の要請により、自己を委員とする一人の委員から成る請求委員会を組織する。

第十九条

2 請求委員会に生ずる空席(理由のいかんを問わない)は、最初の委員の任命の際の手續と同様の手續により補充する。

第二十条

3 請求委員会は、その手続規則を定める。

第二十一条

4 請求委員会は、会合の開催場所その他のすべての事務的な事項について決定する。

第二十二条

5 一人の委員から成る請求委員会が行う決定及び裁定の場合を除くほか、請求委員会のすべての決定及び裁定は、過半数による議決で行う。

第二十三条

請求委員会の委員の数は、二以上の請求国又は二以上の打上げ国が同委員会の手續の当事国となることを理由として、増加させてはならない。複数の請求国が同委員会の手續の当事国となる場合には、請求国が一である場合と同様の方法及び条件で一人の委員を共同して任命する。二以上の打上げ国が同委員会の手續の当事国となる場合にも、同様一人の委員を共同して任命する。同委員会の手續の当事国となる複数の請求国又は打上げ国が所定の期間内に委員の任命を行わない場合には、議長は、自己を委員とする一人の委員から成る請求委員会を組織する。

あると認められた場合には、その額を決定する。

第二十四条

1 請求委員会は、第十二条に定めるところに従つて活動する。

第二十五条

2 請求委員会の決定は、当事国が合意している場合には、最終的なかつ拘束力のあるものとする。当事国が合意していない場合には、同委員会は、最終的に勧告的な決定を示すものとし、また、当事国は、裁定を誠実に検討する。同委員会は、決定又は裁定につきその理由を述べ

第二十六条

3 請求委員会は、できる限り速やかに、いかなる場合にもその設置の日から一年以内に決定又は裁定を行う。ただし、同委員会がこの期間の延長を必要であると認める場合は、この限りでない。

第二十七条

4 請求委員会は、決定又は裁定を公表する。同委員会は、決定又は裁定の認証謄本を各当事国及び国際連合事務総長に送付する。

第二十八条

請求委員会に係る費用は、同委員会が別段の決定を行わない限り、当事国が均等に分担する。

第二十九条

宇宙物体により引き起こされた損害は、人命に對して大規模な危険をもたらすもの又は住民の生活環境若しくは中核部の機能を著しく害するものである場合において、損害を被つた国が要請するときは、締約国(特に打上げ国)は、損害を被つた国に對して適當かつ迅速な援助を与えることの可能性の有無について検討する。もつとも、この条の規定は、この条約に基づき締約国の権利又は義務に影響を及ぼすものではない。

第三十条

1 この条約において国に言及している規定は、第二十四条から第二十七条までの規定を除くほか、宇宙活動を行ういづれの国際的な政府機関にも適用があるものとする。ただし、当該政府機関がこの条約の定める権利及び義務の受

諾を宣言し、かつ、当該政府間機関の加盟国の過半数がこの条約及び月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締約国である場合に限る。

2 この条約の締約国であつて1の政府間機関の加盟国であるものは、当該政府間機関が1の規定による宣言を行うことを確保するため、すべての適当な措置をとる。

3 国際的な政府間機関が損害につきこの条約に基づいて責任を負ふこととなる場合には、当該政府間機関及び当該政府間機関の加盟国であつてこの条約の締約国であるものは、次に定めるところにより連帯して責任を負う。

(a) 損害の賠償についての請求は、最初に当該政府間機関に対し行われるものとする。

(b) 損害の賠償として支払うことが合意され又は決定された金額を当該政府間機関が六箇月以内に支払わなかつた場合に限り、請求国は、当該政府間機関の加盟国であつてこの条約の締約国であるものに対し当該金額の支払を求めることができる。

4 1の規定による宣言を行つた政府間機関に与えた損害の賠償についての請求であつてこの条約に基づいて行われるものは、当該政府間機関の加盟国であつてこの条約の締約国であるものが行う。

第二十三条

1 この条約は、効力を有している他の国際取極に対し、その締約国相互の間の関係に関する限り、影響を及ぼすものではない。

2 この条約のいかなる規定も、諸国がこの条約の規定を再確認し、補足し又は拡充する国際取極を締結することを妨げるものではない。

第二十四条

1 この条約は、署名のためすべての国に開放しおく。3の規定に基づくこの条約の効力発生前にこの条約に署名しなかつた国は、いつでもこの条約に加入することができる。

2 この条約は、署名国によつて批准されなければならない。批准書及び加入書は、この条約により寄託政府として指定されるグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、ソウイェト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の政府に寄託する。

3 この条約は、五番目の批准書が寄託された時に効力を生ずる。

4 この条約は、その効力発生の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日、効力を生ずる。

5 寄託政府は、すべての署名国及び加入国に対し、署名の日、この条約の批准書及び加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日並びに他の事項を速やかに通報する。

6 この条約は、寄託政府が国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

第二十五条

いづれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正は、締約国の過半数が改正を承諾した時に、受諾した締約国について効力を生ずるものとし、その後改正を受諾する他の締約国については、その承諾の日、効力を生ずる。

第二十六条

この条約の効力発生の十年後に、この条約の過去における適用状況に照らしてこの条約の改正が必要であるかないかを審議するため、この条約の検討の問題を、国際連合総会の仮議事日程に含める。ただし、この条約の効力発生の後五年を経過した後はいつでも、締約国の三分の一以上の要請により、締約国の過半数の同意を得て、この条約を検討するための締約国の会議が招集される。

第二十七条

いづれの締約国も、この条約の効力発生の後一年を経過した後は、寄託政府にあつた文書により、この条約からの脱退を通告することができる。脱退は、脱退を通告する文書の受領の日から

一年で効力を生ずる。

第二十八条

この条約は、英語、ロシア語、フランス語、スペイン語及び中国語をひとしく正文とするものとし、寄託政府に寄託する。この条約の認証謄本は、寄託政府が署名国及び加入国の政府に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十二年三月二十九日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で本書三通を作成した。

審査報告書

宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めるとの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十二日

外務委員長 増田 一盛  
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、打ち上げられる宇宙物体について、国内登録制度を実施すること、国連事務総長に情報を提供すること等を定めることによつて、宇宙物体の識別に関する国際協力の促進を図ることを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、宇宙活動に関する国際協力に積極的に貢献する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められた。

一、費用

別に費用を要しない。

宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めるとの件

この条約の締結については承認を求めるとの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月二十八日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めるとの件

この条約の締結については承認を求めるとの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月二十八日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めるとの件

この条約の締結については承認を求めるとの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月二十八日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十八年五月十三日 参議院会議録第十四号

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めるとの件

則及び手続を定めておくことを想起し、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約に照らして、宇宙空間に打ち上げられた宇宙物体の打上げ国による国内登録に関する規定を定めることを希望し、更に、宇宙空間に打ち上げられた物体を義務として登録するための中央登録簿が、国際連合事務総長により設置され及び保管されることを希望し、

また、宇宙物体の識別に資する追加の手段及び手続を締約国に提供することを希望し、宇宙空間に打ち上げられた物体の義務的な登録の制度が、特にそれらの物体の識別に資すること並びに宇宙空間の探査及び利用を律する国際法の適用を容易にし及びその発展に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。  
第一条  
この条約の適用上、  
(a) 「打上げ国」とは、次の国をいう。  
(i) 宇宙物体の打上げを行い、又は行わせる国  
(ii) 宇宙物体が、その領域又は施設から打ち上げられる国  
(iii) 「宇宙物体」には、宇宙物体の構成部分並びに宇宙物体の打上げ機及びその部品を含む。  
(c) 「登録国」とは、次条の規定により宇宙物体が登録されている打上げ国をいう。

第二条  
1 宇宙物体が地球を回る軌道に又は地球を回る軌道の外に打ち上げられたときは、打上げ国は、その保管する適当な登録簿に記入することにより当該宇宙物体を登録する。打上げ国は、国際連合事務総長に登録簿の設置を通報する。  
2 地球を回る軌道に又は地球を回る軌道の外に打ち上げられた宇宙物体については、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約第八条の規定に留意し、宇宙物体及びその乗員に対する管轄権及び管理の権限に関して当該打上げ国の間で既に締結された又は将来締結される適当な取極の適用を妨げることなく、1の規定により当該宇宙物体を登録するいづれかの国を共同して決定する。  
3 登録簿の内容及び保管の条件は、登録国が決定する。

第三条  
1 国際連合事務総長は、次条の規定により提供される情報を記録する登録簿を保管する。  
2 1の登録簿に記載されているすべての情報は、公開される。  
第四条  
1 登録国は、登録したそれぞれの宇宙物体に関する、できる限り速やかに国際連合事務総長に次の情報を提供する。  
(a) 打上げ国の国名  
(b) 宇宙物体の適当な標識又は登録番号  
(c) 打上げの行われた日及び領域又は場所  
(d) 次の事項を含む基本的な軌道要素  
(i) 周期  
(ii) 傾斜角  
(iii) 遠地点  
(iv) 近地点  
(e) 宇宙物体の一般的機能  
2 登録国は、登録した宇宙物体に関する追加の情報を随時国際連合事務総長に提供することができる。  
3 登録国は、従前に情報を提供した宇宙物体であつて地球を回る軌道に存在しなくなったものについて、実行可能な最大限においてかつできる限り速やかに、国際連合事務総長に通報する。

第五条  
地球を回る軌道に又は地球を回る軌道の外に打ち上げられた宇宙物体に前条1(b)の標識若しくは登録番号又はその双方が表示されている場合には、登録国は、同条の規定により宇宙物体に関する情報を提供する際に、国際連合事務総長にその旨を通知する。通知を受けた場合には、同事務総長は、登録簿に当該通知につき記録する。

第六条  
いづれかの締約国が、自国又は自国の自然人若しくは法人に対して損害を与えた宇宙物体又は危険若しくは害をもたらすおそれのある宇宙物体を、この条約の規定を適用した場合においても識別することができないときは、他の締約国(特に、宇宙物体の監視及び追跡のための施設を有する国を含む)は、公平かつ合理的な条件で、当該締約国により又は当該締約国のために国際連合事務総長を通じて行われる当該宇宙物体の識別についての援助の要請に実行可能な最大限において応ずる。その要請を行う締約国は、要請を行う契機となつた事件について、時刻、性質及び状況に関する情報を実行可能な最大限において提供する。援助の様態は、関係当事国間の合意により定める。

第七条  
1 この条約において国に言及している規定は、次条から第十二条までの規定を除くほか、宇宙活動を行ういづれの国際的な政府間機関にも適用があるものとする。ただし、当該政府間機関がこの条約の定める権利及び義務の受諾を宣言し、かつ、当該政府間機関の加盟国の過半数がこの条約及び月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締約国である場合に限る。  
2 この条約の締約国であつて1の政府間機関の加盟国であるものは、当該政府間機関が1の規定による宣言を行うことを確保するため、すべての適当な措置をとる。

第八条  
1 この条約は、ニューヨークにある国際連合本部においてすべての国による署名のために開放しておく。3の規定に基づくこの条約の効力発生前にこの条約に署名しなかつた国は、いつでもこの条約に加入することができる。  
2 この条約は、署名国によつて批准されなければならない。批准書及び加入書は、国際連合事務総長に寄託する。  
3 この条約は、五番目の批准書が国際連合事務総長に寄託された時に、批准書を寄託した国の間で効力を生ずる。  
4 この条約は、その効力発生の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。  
5 国際連合事務総長は、すべての署名国及び加入国に対し、署名の日、この条約の批准書及び加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日並びに他の事項を速やかに通報する。

第九条  
いづれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正は、締約国の過半数が改正を承諾した時に、受諾した締約国について効力を生ずるものとし、その後改正を受諾する他の締約国については、その受諾の日効力を生ずる。

第十条  
この条約の効力発生の十年後に、この条約の過去における適用状況に照らしてこの条約の改正が必要であるかないかを審議するため、この条約の検討の問題を、国際連合総会の仮議事日程に含める。ただし、この条約の効力発生の後五年を経過した後はいつでも、締約国の三分の一以上の要請により、締約国の過半数の同意を得て、この条約を検討するための締約国の会議が招集される。検討に当たつては、宇宙物体の識別に関する技術その他の関連技術の進歩を特に考慮する。

第十一条  
いづれの締約国も、この条約の効力発生の後一年を経過した後は、国際連合事務総長にあてた文書により、この条約からの脱退を通告することが

本条においてすべての国による署名のために開放しておく。3の規定に基づくこの条約の効力発生前にこの条約に署名しなかつた国は、いつでもこの条約に加入することができる。  
2 この条約は、署名国によつて批准されなければならない。批准書及び加入書は、国際連合事務総長に寄託する。  
3 この条約は、五番目の批准書が国際連合事務総長に寄託された時に、批准書を寄託した国の間で効力を生ずる。  
4 この条約は、その効力発生の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。  
5 国際連合事務総長は、すべての署名国及び加入国に対し、署名の日、この条約の批准書及び加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日並びに他の事項を速やかに通報する。

できる。脱退は、脱退を通告する文書の受領の日から一年で効力を生ずる。

第十二条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、その認証謄本をすべての署名国及び加入国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、千九百七十五年一月十四日にニューヨークで署名のために開放されたこの条約に署名した。

増田盛君登壇 拍手

増田盛君 たいだいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

これらの条約は、いずれも宇宙活動に関する基本的な条約であるいわゆる宇宙条約の内容を一層具体化したものでありまして、まず、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙物体の返還に関する協定は、宇宙飛行士が事故等により着陸した場合の宇宙飛行士の救助と打ち上げ国への送還、宇宙物体の回収と打ち上げ国への返還等について定めたものであります。

次に、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約は、宇宙物体によって引き起こされる損害について、打ち上げ国の責任、損害賠償請求の手續、賠償額算定の基準等を定めたものであります。

最後に、宇宙物体の登録に関する条約は、打ち上げた宇宙物体についての国内登録制度の実施と国連事務総長への情報の提供、宇宙物体の識別に関する国際協力等について定めたものであります。

委員会におきましては、わが国の宇宙開発の基本姿勢と国内の開発体制、条約加入に伴う立法措置

昭和五十八年五月十三日 参議院会議録第十四号

置、原子力衛星の規制、宇宙軍縮等の諸問題につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨十二日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

議長(徳永正利君) これより三件を一括して採決いたします。

三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成者起立

議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、三件は全会一致をもって承認することに決しました。

議長(徳永正利君) 日程第四 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長鈴木一弘君。

審査報告書

建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十二日

法務委員長 鈴木 一弘

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、区分所有建物について、専有部分と敷地利用権とは原則として分離して処分す

ることができないこととし、専有部分と敷地利用権とが一体化した場合における区分所有建物及びその敷地に関する登記に所要の規定を設け登記の合理化を図るとともに、共用部分及び建物の敷地等の管理並びに規約の設定、変更及び廃止は集会の決議によつてするものとするほか、共同の利益に反する行為をする者に対する措置を定め、建物の建替えに関する制度を導入する等により区分所有建物に関する管理の充実を図らうとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月二十六日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案

建物の区分所有等に関する法律の一部改正(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次並びに章名及び節名を付する。

目次  
第一章 建物の区分所有  
第一節 総則(第一条―第十条)  
第二節 共用部分等(第十一条―第二十一条)

第三節 敷地利用権(第二十二條―第二十四條)  
第四節 管理者(第二十五條―第二十九條)  
第五節 規約及び集会(第三十條―第四十六條)  
第六節 管理組合法人(第四十七條―第五十六條)  
第七節 義務違反者に対する措置(第五十七條―第六十條)  
第八節 復旧及び建替え(第六十一條―第六十四條)  
第二章 団地(第六十五條―第六十八條)  
第三章 罰則(第六十九條・第七十條)  
附則  
第一章 建物の区分所有  
第一節 総則  
第一条中「一むねを」を「棟」に改める。  
第二条第一項及び第四項中「次条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条に次の二項を加える。  
5 この法律において「建物の敷地」とは、建物が所在する土地及び第五条第一項の規定により建物の敷地とされた土地をいう。  
6 この法律において「敷地利用権」とは、専有部分を所有するための建物の敷地に関する権利をいう。  
第三十六條及び第三十七條を削る。  
第三十五條の見出しを、「建物の一部が滅失した場合の復旧等」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。  
ただし、共用部分については、復旧の工事に着手するまでに第三項又は次条第一項の決議があつたときは、この限りでない。  
第三十五條第二項中「第十条」を「第十四條」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項を次のように改める。  
3 第一項本文に規定する場合には、集会にお

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めるの件  
外二件 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案

いて、滅失した共用部分を復旧する旨の決議をすることができる。

第三十五条第四項を削り、同条第五項中「前四項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の五項を加え、同条を第六十一条とする。

5 第一項本文に規定する場合を除いて、建築物の一部が滅失したときは、集会において、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数で、滅失した共用部分を復旧する旨の決議をすることができる。

6 前項の決議をした集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載しなければならない。

7 第五項の決議があつたときは、その決議に賛成した区分所有者(その承継人を含む。)以外の区分所有者は、決議に賛成した区分所有者(その承継人を含む。)に対し、建物及びその敷地に関する権利を時価で買い取るべきことを請求することができる。

8 第五項に規定する場合において、建築物の一部が滅失した日から六月以内に同項又は次条第一項の決議がないときは、各区分所有者は、他の区分所有者に対し、建物及びその敷地に関する権利を時価で買い取るべきことを請求することができる。

9 第二項及び前二項の場合には、裁判所は、償還又は買取りの請求を受けた区分所有者の請求により、償還金又は代金の支払につき相当の期限を許与することができる。

第三十四条に見出しとして「(書面決議)」を付し、同条第二項中「第二十六条」を「第三十三条」に改め、同条を第四十五条とし、同条の次に次の一条及び二節並びに節名を加える。

(規約及び集会の決議の効力)  
第四十六条 規約及び集会の決議は、区分所有者の特定承継人に対しても、その効力を生ずる。

2 占有者は、建物又はその敷地若しくは附属施設の使用方法につき、区分所有者が規約又は集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。

第六節 管理組合法人

(成立等)

第四十七条 第三条に規定する団体で区分所有者の数が三十人以上であるものは、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議で法人となる旨並びにその名称及び事務所を定め、かつ、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて法人となる。

2 前項の規定による法人は、管理組合法人と称する。

3 この法律に規定するものは、管理組合法人の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

4 管理組合法人に關して登記すべき事項は、登記した後でなければ、第三者に対抗することとできない。

5 管理組合法人の成立前の集会の決議、規約及び管理者の職務の範囲内の行為は、管理組合法人につき効力を生ずる。

6 管理組合法人は、区分所有者を代理して、第十八条第四項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による損害保険契約に基づき保険金額を請求し、受領することができる。

7 民法第四十三条、第四十四条、第五十条及び第五十一条の規定は管理組合法人に、破産法(大正十一年法律第七十一号)第百二十七条第二項の規定は存立中の管理組合法人に準用する。

8 第四節及び第三十三条第一項ただし書(第四十二条第三項及び第四十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、管理組合法人については適用しない。

て準用する場合を含む。)の規定は、管理組合法人には適用しない。

9 管理組合法人について、第三十三条第一項本文(第四十二条第三項及び第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定を適用する場合には第三十三条第一項本文中「管理者」とあるのは「理事が管理組合法人の事務所において」と、第三十四条第一項から第三項まで及び第五項、第三十五条第三項、第四十一条並びに第四十三条の規定を適用する場合にはこれらの規定中「管理者」とあるのは「理事」とする。

10 管理組合法人は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第三項及び第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(管理組合法人を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(管理組合法人を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(管理組合法人を除く。)」とする。

(名称)  
第四十八条 管理組合法人は、その名称中に管理組合法人という文字を用いなければならない。

2 管理組合法人でないものは、その名称中に管理組合法人という文字を用いてはならない。

(理事)  
第四十九条 管理組合法人には、理事を置かなければならない。

2 理事は、管理組合法人を代表する。

3 理事が数人あるときは、各自管理組合法人を代表する。

を代表する。

4 前項の規定は、規約若しくは集会の決議によつて、管理組合法人を代表すべき理事を定め、若しくは数人の理事が共同して管理組合法人を代表すべきことを定め、又は規約の定めに基づき理事の互選によつて管理組合法人を代表すべき理事を定めることを妨げない。

5 理事の任期は、二年とする。ただし、規約で三年以内において別段の期間を定めるときは、その期間とする。

6 理事が欠けた場合又は規約で定められた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なおその職務を行う。

7 第二十五条、民法第五十二条第二項及び第五十四条から第五十六条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第一項の規定は、理事に準用する。

(監事)  
第五十条 管理組合法人には、監事を置かなければならない。

2 監事は、理事又は管理組合法人の使用人と兼ねてはならない。

3 第二十五条並びに前条第五項及び第六項、民法第五十六条及び第五十九条並びに非訟事件手続法第三十五条第一項の規定は、監事に準用する。

(監事の代表権)  
第五十一条 管理組合法人と理事との利益が相反する事項については、監事が管理組合法人を代表する。

(事務の執行)  
第五十二条 管理組合法人の事務は、この法律に定めるもののほか、すべて集会の決議によつて行ふ。ただし、この法律に集会の決議につき特別の定数が定められている事項及び第五十七条第二項に規定する事項を除いて、規

約で、理事その他の役員が決するものとする  
ことができる。

2 前項の規定にかかわらず、保存行為は、理事  
事が決することができる。

(区分所有者の責任)

第五十三条 管理組合法人の財産をもつてその  
債務を完済することができないときは、区分  
所有者は、第十四条に定める割合と同一の割合  
で、その債務の弁済の責めに任ずる。ただし、  
第二十九条第一項ただし書に規定する負担の  
割合が定められているときは、その割合  
による。

2 管理組合法人の財産に対する強制執行がそ  
の効を奏しなかつたときも、前項と同様とす  
る。

3 前項の規定は、区分所有者が管理組合法人  
に資力があり、かつ、執行が容易であること  
を証明したときは、適用しない。

(特定承継人の責任)

第五十四条 区分所有者の特定承継人は、その  
承継前に生じた管理組合法人の債務について  
も、その区分所有者が前条の規定により負う  
責任と同一の責任を負う。

(解散)

第五十五条 管理組合法人は、次の事由によつ  
て解散する。

一 建物(一部共用部分を共用すべき区分所  
有者で構成する管理組合法人にあつては、  
その共用部分)の全部の滅失

二 建物に専有部分がなくなつたこと。

三 集会の決議

2 前項第三号の決議は、区分所有者及び議決  
権の各四分の三以上の多数である。

3 民法第七十三条から第七十六条まで及び第  
七十八條から第八十二條まで並びに非訟事件  
手続法第三十五條第二項及び第三十六條から  
第三十七條ノ二までの規定は、管理組合法人

の解散及び清算に準用する。

(残余財産の帰属)

第五十六条 解散した管理組合法人の財産は、  
規約に別段の定めがある場合を除いて、第十  
四條に定める割合と同一の割合で各区分所有  
者に帰属する。

第七節 義務違反者に対する措置

(共同の利益に反する行為の停止等の請求)

第五十七条 区分所有者が第六條第一項に規定  
する行為をした場合又はその行為をするおそ  
れがある場合には、他の区分所有者の全員又  
は管理組合法人は、区分所有者の共同の利益  
のため、その行為を停止し、その行為の結果  
を除去し、又はその行為を予防するため必要  
な措置を執ることを請求することができる。

2 前項の規定に基づき訴訟を提起するには、  
集会の決議によらなければならない。

3 管理者又は集会において指定された区分所  
有者は、集会の決議により、第一項の他の区  
分所有者の全員ののために、前項に規定する訴  
訟を提起することができる。

4 前三項の規定は、占有者が第六條第三項に  
おいて準用する同條第一項に規定する行為を  
した場合及びその行為をするおそれがある場  
合に準用する。

(使用禁止の請求)

第五十八条 前條第一項に規定する場合におい  
て、第六條第一項に規定する行為による区分  
所有者の共同生活上の障害が著しく、前條第  
一項に規定する請求によつてはその障害を除  
去して共用部分の利用の確保その他の区分所  
有者の共同生活の維持を図ることが困難であ  
るときは、他の区分所有者の全員又は管理組  
合法人は、集会の決議に基づき、訴えをもつ  
て、相当の期間の当該行為に係る区分所有者  
による専有部分の使用の禁止を請求すること  
ができる。

2 前項の決議は、区分所有者及び議決権の各  
四分の三以上の多数である。

3 第一項の決議をするには、あらかじめ、当  
該区分所有者に対し、弁明する機会を与えな  
ければならない。

4 前條第三項の規定は、第一項の訴えの提起  
に準用する。

(区分所有権の競売の請求)

第五十九条 第五十七條第一項に規定する場合  
において、第六條第一項に規定する行為によ  
る区分所有者の共同生活上の障害が著しく、  
他の方法によつてはその障害を除去して共用  
部分の利用の確保その他の区分所有者の共同  
生活の維持を図ることが困難であるときは、  
他の区分所有者の全員又は管理組合法人は、  
集会の決議に基づき、訴えをもつて、当該行  
為に係る区分所有者の区分所有権及び敷地利  
用権の競売を請求することができる。

2 第五十七條第三項の規定は前項の訴えの提  
起に、前條第二項及び第三項の規定は前項の  
決議に準用する。

3 第一項の規定による判決に基づく競売の申  
立ては、その判決が確定した日から六月を経  
過したときは、することができない。

4 前項の競売においては、競売を申し立てら  
れた区分所有者又はその者の計算において買  
い受けようとする者は、買受けの申出をする  
ことができない。

(占有者に対する引渡し請求)

第六十条 第五十七條第四項に規定する場合に  
おいて、第六條第三項において準用する同條  
第一項に規定する行為による区分所有者の共  
同生活上の障害が著しく、他の方法によつて  
はその障害を除去して共用部分の利用の確保  
その他の区分所有者の共同生活の維持を図る  
ことが困難であるときは、区分所有者の全員  
又は管理組合法人は、集会の決議に基づき、

訴えをもつて、当該行為に係る占有者が占有  
する専有部分の使用又は収益を目的とする契  
約の解除及びその専有部分の引渡しを請求す  
ることができる。

2 第五十七條第三項の規定は前項の訴えの提  
起に、第五十八條第二項及び第三項の規定は  
前項の決議に準用する。

3 第一項の規定による判決に基づき専有部分  
の引渡しを受けた者は、遅滞なく、その専有  
部分を占有する権原を有する者にこれを引き  
渡さなければならない。

第八節 復旧及び建替

第三十三條に見出しとして「(議事録)」を付  
し、同條第一項中「ついでには」の下に「議長は」  
を加え、同條第二項中「議長」の下に「及び集会  
に出席した区分所有者の二人」を加え、同條第  
三項中「第二十六條」を「第三十三條」に改め、同  
條を第四十二條とし、同條の次に次の二條を加  
える。

(事務の報告)

第四十三條 管理者は、集会において、毎年一  
回一定の時期に、その事務に関する報告をし  
なければならない。

(占有者の意見陳述権)

第四十四條 区分所有者の承諾を得て専有部分  
を占有する者は、会議の目的たる事項につき  
利害關係を有する場合には、集會に出席して  
意見を述べることができる。

2 前項に規定する場合には、集會を招集する  
者は、第三十五條の規定により招集の通知を  
発した後遅滞なく、集會の日時、場所及び會  
議の目的たる事項を建物内の見やすい場所に  
掲示しなければならない。  
第三十二條に見出しとして「(議長)」を付し、  
同條を第四十一條とする。  
第三十一條に見出しとして「(議事)」を付し、  
同條第一項中「議事は、」の下に「この法律又は」

昭和五十八年五月十三日 参議院會議録第十四号

建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案

四二〇

を加え、同条を第三十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(議決権行使者の指定)

第四十条 専有部分が数人の共有に属するとき、共有者は、議決権を行使すべき者一人を定めなければならない。

第三十条に見出しとして「(議決権)」を付し、同条中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十九条に見出しとして「(決議事項の制限)」を付し、同条中「前条」を「第三十五条」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加え、同条を第三十七条とする。

2 前項の規定は、この法律に集会の決議につき特別の定数が定められている事項を除いて、規約で別段の定めをすることを妨げない。

3 前二項の規定は、前条の規定による集会には適用しない。

第二十八条に見出しとして「(招集の通知)」を付し、同条中「集会を招集するには」を「集会の招集の通知は」に、「五日」を「一週間」に、「通知し」を「発し」に、「その日数」を「この期間」に、「増減する」を「伸縮する」に改め、同条に次の四項を加える。

2 専有部分が数人の共有に属するときは、前項の通知は、第四十条の規定により定められた議決権を行使すべき者(その者が不在ときは、共有者の一人)にすれば足りる。

3 第一項の通知は、区分所有者が管理者に対して通知を受けるときは、これを通知したときはその場所に、これを通知しなかつたときは区分所有者の所有する専有部分が所在する場所にあててすれば足りる。この場合には、同項の通知は、通常それが到達すべき時に到達したものとみなす。

4 建物内に住所を有する区分所有者又は前項の通知を受けるべき場所を通知しない区分所有

者に対して第一項の通知は、規約に特別の定めがあるときは、建物内の見やすい場所に掲示してすることができる。この場合には、同項の通知は、その掲示をした時に到達したものとみなす。

5 第一項の通知をする場合において、会議の目的たる事項が第十七条第一項、第三十一条第一項、第六十一条第五項、第六十二条第一項又は第六十八条第一項に規定する決議事項であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。

第二十八条を第三十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(招集手続の省略)

第三十六条 集会は、区分所有者全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

第二十七条の前の見出し及び同条を削る。

第二十六条に見出しとして「(規約の保管及び閲覧)」を付し、同条第一項中「又は区分所有者若しくはその代理人で建物を使用しているもの一人」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者がないときは、建物を使用している区分所有者又はその代理人で規約又は集会の決議で定めるものが保管しなければならない。

第二十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「あつたときは」の下に「正当な理由がある場合を除いて」を加え、「させなければ」を「拒んでは」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 規約の保管場所は、建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。

第二十六条を第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(集会の招集)

第三十四条 集会は、管理者が招集する。

2 管理者は、少なくとも毎年一回集会を招集

しなければならない。

3 区分所有者の五分の一以上で議決権の五分の一以上を有するものは、管理者に対し、会議の目的たる事項を示して、集会の招集を請求することができる。ただし、この定数は、規約で減ずることができる。

4 前項の規定による請求がされた場合において、二週間以内はその請求の日から四週間以内の日を会日とする集会の招集の通知が発せられなかつたときは、その請求をした区分所有者は、集会を招集することができる。

5 管理者がないときは、区分所有者の五分の一以上で議決権の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができる。ただし、この定数は、規約で減ずることができる。

第二十四条及び第二十五条を削る。

第二十三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(規約事項)」を付し、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 一部共用部分に関する事項で区分所有者全員の利害に関係しないものは、区分所有者全員の規約に定めがある場合を除いて、これを共用すべき区分所有者の規約で定めることができる。

3 前二項の場合には、区分所有者以外の者の権利を書ることができない。

第二十三条を第三十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(規約の設定、変更及び廃止)

第三十一条 規約の設定、変更又は廃止は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議によつてする。この場合において、規約の設定、変更又は廃止が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。

2 前条第二項に規定する事項についての区分所有者全員の規約の設定、変更又は廃止は、当該一部共用部分を共用すべき区分所有者の

四分の一を超える者又はその議決権の四分の一を超える議決権を有する者が反対したときは、することができない。

(公正証書による規約の設定)

第三十二条 最初に建物の専有部分の全部を所有する者は、公正証書により、第四条第二項、第五条第一項並びに第二十二條第一項ただし書及び第二項ただし書(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。)の規約を設定することができる。

第二十二條に見出しとして「(委任の規定の準用)」を付し、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。

(区分所有者の責任等)

第二十九条 管理者がその職務の範囲内において第三者との間にした行為につき区分所有者がその責めに任ずべき割合は、第十四条に定める割合と同一の割合とする。ただし、規約で建物並びにその敷地及び附属施設の管理に要する経費につき負担の割合が定められているときは、その割合による。

2 前項の行為により第三者が区分所有者に対して有する債権は、その特定承継人に対しても行うことができる。

第五節 規約及び集会

第二十一条を削る。

第二十条に見出しとして「(管理所有)」を付し、同条第二項中「第五條第二項」を「第六條第二項」に、「第十六條」を「第二十條」に改め、同条を第二十七條とする。

第十八條を見出しとして「(権限)」を付し、同条第一項を次のように改める。

管理者は、共用部分並びに第二十一条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設を保存し、集会の決議を履行し、並びに規約で定められた行為をする権利を有し、義務を負う。

第十八条第二項に後段として次のように加える。

第十八条第四項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による損害保険契約に基づき保険金額の請求及び受領についても、同様とする。

第十八条に次の二項を加え、同条を第二十六条とする。

4 管理者は、規約又は集会の決議により、その職務(第二項後段に規定する事項を含む。)に関し、区分所有者のために、原告又は被告となることができる。

5 管理者は、前項の規約により原告又は被告となつたときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第三十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(選任及び解任)を付し、同条第二項中「行なう」を「行」に改め、同条を第二十五条とする。

第十六条の見出しを「(管理所有者の権限)に改め、同条第一項中「第四條第二項」を「第一一條第二項」に、「同条第一項ただし書の共用部分」を「一部共用部分」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の共用部分の所有者は、第十七条第一項に規定する共用部分の変更をすることができない。

第十六条を第二十条とし、同条の次に次の一条及び一節並びに節名を加える。

(共用部分に関する規定の準用)

第二十一条 建物の敷地又は共用部分以外の附属施設(これらに関する権利を含む。)が区分所有者の共有に属する場合には、第十七条から第十九条までの規定は、その敷地又は附属施設に準用する。

第三節 敷地利用権

(分離処分禁止)

第二十二條 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、区分所有者は、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、区分所有者が数個の専有部分を所有するときは、各専有部分に係る敷地利用権の割合は、第十四条第一項から第三項までに定める割合による。ただし、規約でこの割合と異なる割合が定められているときは、その割合による。

3 前二項の規定は、建物の専有部分の全部を所有する者の敷地利用権が単独で有する所有権その他の権利である場合に準用する。

(分離処分の無効の主張の制限)

第二十三條 前条第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反する専有部分又は敷地利用権の処分については、その無効を善意の相手方に主張することができない。ただし、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の定めるところにより分離して処分することができない専有部分及び敷地利用権であることを登記した後、その処分がされたときは、この限りでない。

(民法第二百五十五条の適用除外)

第二十四條 第二十二條第一項本文の場合には、民法第二百五十五条(同法第二百六十四条条において準用する場合を含む。)の規定は、敷地利用権には適用しない。

第四節 管理者

第十五條を削る。

第十四條に見出しとして「(共用部分の負担及び利益取戻)を付し、同条中「各共有者は、」の下に「規約に別段の定めがない限り」を加え、同条を第十九條とする。

第十三條に見出しとして「(共用部分の管理)」を付し、同条第一項中「共有者の持分の過半数」を「集会の決議」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項本文」を「第一項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第十八條とする。

2 前項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。

第十二條に見出しとして「(共用部分の変更)」を付し、同条第一項を次のように改め、同条を第十七條とする。

共用部分の変更(改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものを除く)は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議で決する。ただし、この区分所有者の定数は、規約でその過半数まで減ずることができる。

第十一條に見出しとして「(共用部分の持分の処分)」を付し、同条を第十五條とし、同条の次に次の一條を加える。

(一部共用部分の管理)

第十六條 一部共用部分の管理のうち、区分所有者全員に利害関係するもの又は第三十一条第二項の規約に定めがあるものは区分所有者全員で、その他のものはこれを共用すべき区分所有者のみで行う。

第十條に見出しとして「(共用部分の持分の割合)」を付し、同条第二項中「第四條第一項ただし書の共用部分」を「一部共用部分」に、「その共用部分」を「その一部共用部分」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十四條とする。

3 前二項の床面積は、壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

4 前二項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。

第九條に見出しとして「(共用部分の使用)」を付し、同条を第十三條とする。

条を「第十九條」に改め、同条ただし書を削り、同条を第十二條とする。

第七條中「専有部分を所有するための建物の敷地に関する権利」を「敷地利用権」に改め、同条を第十條とし、同条の次に次の節名、見出し及び一條を加える。

第二節 共用部分等

(共用部分の共有関係)

第十一條 共用部分は、区分所有者全員に共有に属する。ただし、一部共用部分は、これを共用すべき区分所有者の共有に属する。

2 前項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。ただし、第二十七條第一項の場合を除いて、区分所有者以外の者を共用部分の所有者と定めることはできない。

3 民法第七十七條の規定は、共用部分には適用しない。

第六條第一項中「又は建物の敷地」を「建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設」に改め、「債権」の下に「又は規約若しくは集会の決議に基づき他の区分所有者に対して有する債権」を加え、「専有部分を所有するための建物の敷地に関する権利」を「敷地利用権」に、「備えつけた」を「備え付けた」に改め、同項に後段として次のように加える。

管理者又は管理組合法人がその職務又は業務を行うにつき区分所有者に対して有する債権についても、同様とする。

第六條第三項中「民法の下に」(明治二十九年法律第八十九号)を加え、同条を第七條とし、同条の次に次の二條を加える。

(特定承継人の責任)

第八條 前条第一項に規定する債権は、債務者たる区分所有者の特定承継人に対しても行ふことができる。

(建物の設置又は保存の現狀に関する推定) 第九條 建物の設置又は保存に現狀があることにより他人に損害を生じたときは、その現狀

は、共用部分の設置又は保存にあるものと推定する。

第五項の規定は、区分所有者以外の専有部の占有者(以下「占有者」という。)に準用する。

第四項の規定は、第三項を第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

(規約による建物の敷地)  
第五項 区分所有者が建物及び建物が所在する土地と一体として管理又は使用をする庭、通路その他の土地は、規約により建物の敷地とすることができる。

2 建物が所在する土地が建物の一部の滅失により建物が所在する土地以外の土地となつたときは、その土地は、前項の規定により規約で建物の敷地と定められたものとみなす。建物が所在する土地の一部が分割により建物が所在する土地以外の土地となつたときも、同様とする。

第二項の次に次の一条を加える。  
(区分所有者の団体)  
第三条 区分所有者は、全員で、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。一部の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らかな共用部分(以下「一部共用部分」という。)をそれらの区分所有者が管理するときも、同様とする。

(建替え決議)  
第六十二条 老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、建物の価額その他の事情に照らし、建物がその効用を維持し、又は回復するのに過分の費用を要するに至つたときは、集

会において、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数で、建物を取り壊し、かつ、建物の敷地に新たに主たる使用目的を同一とする建物を建築する旨の決議(以下「建替え決議」という。)をすることができる。

2 建替え決議においては、次の事項を定めなければならない。  
一 新たに建築する建物(以下「再建建物」という。)の設計の概要  
二 建物の取壊し及び再建建物の建築に要する費用の概算額  
三 前号に規定する費用の分担に関する事項  
四 再建建物の区分所有権の帰属に関する事項

3 前項第三号及び第四号の事項は、各区分所有者の衡平を書しないように定めなければならない。

4 前条第六項の規定は、建替え決議をした集会の議事録に準用する。  
(区分所有権等の消滅し請求等)  
第六十三条 建替え決議があつたときは、集会を招集した者は、遅滞なく、建替え決議に賛成しなかつた区分所有者(その承継人を含む。)に対し、建替え決議の内容により建替えに参加するか否かを回答すべき旨を書面で催告しなければならない。

2 前項に規定する区分所有者は、同項の規定による催告を受けた日から二月以内に回答しなければならない。  
3 前項の期間内に回答しなかつた第一項に規定する区分所有者は、建替えに参加しない旨を回答したものとみなす。  
4 第二項の期間が経過したときは、建替え決議に賛成した各区分所有者若しくは建替え決議の内容により建替えに参加する旨を回答した各区分所有者(これらの者の承継人を含む。)又はこれらの者の全員の合意により区分所有権及び敷地利用権を買い受けることができる。

きる者として指定された者(以下「買受指定者」という。)は、同項の期間の満了の日から二月以内に、建替えに参加しない旨を回答した区分所有者(その承継人を含む。)に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。建替え決議があつた後にこの区分所有者から敷地利用権のみを取得した者(その承継人を含む。)の敷地利用権についても、同様とする。

5 前項の規定による請求があつた場合において、建替えに参加しない旨を回答した区分所有者が建物の明渡しによりその生活上著しい困難を生ずるおそれがあり、かつ、建替え決議の遂行に甚だしい影響を及ぼさないものと認めらるべき顕著な事由があるときは、裁判所は、その者の請求により、代金の支払又は提供の日から一年を超えない範囲内において、建物の明渡しにつき相当の期限を許与することができる。

6 建替え決議の日から二年以内に建物の取壊しの工事に着手しない場合には、第四項の規定により区分所有権又は敷地利用権を売り渡した者は、この期間の満了の日から六月以内に、買主が支払った代金に相当する金銭をその区分所有権又は敷地利用権を現在有する者に提供して、これらの権利を売り渡すべきことを請求することができる。ただし、建物の取壊しの工事に着手しなかつたことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

7 前項本文の規定は、同項ただし書に規定する場合において、建物の取壊しの工事の着手を妨げる理由がなくなつた日から六月以内にその着手をしないときに準用する。この場合において、同項本文中「この期間の満了の日から六月以内」とあるのは、「建物の取壊しの工事の着手を妨げる理由がなくなつたことを知つた日から六月又はその理由がなくなつた日から二年のいずれか早い時期までに」と

読み替えるものとする。  
(建替えに関する合意)  
第六十四条 建替え決議に賛成した各区分所有者、建替え決議の内容により建替えに参加する旨を回答した各区分所有者及び区分所有権又は敷地利用権を買い受けた各買受指定者(これらの者の承継人を含む。)は、建替え決議の内容により建替えを行う旨の合意をしたものとみなす。

第二章 団地  
(団地建物所有者の団体)  
第六十五条 一団地内の数棟の建物があつて、その団地内の土地又は附属施設(これらに関する権利を含む。)がそれらの建物の所有者(専有部分のある建物にあつては、区分所有者)の共有に属する場合においては、区分所有者(以下「団地建物所有者」という。)は、全員で、その団地内の土地、附属施設及び専有部分のある建物の管理を行うための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。

(建物の区分所有に関する規定の準用)  
第六十六条 第七條、第八條、第十七條から第十九條まで、第二十五條、第二十六條、第二十八條、第二十九條、第三十條第一項及び第三項、第三十一條第一項並びに第三十三條から第五十六條までの規定は、前条の場合に準用する。この場合において、これらの規定(第五十五條第一項を除く。中)「区分所有者」とあるのは、「第六十五條に規定する団地建物所有者」と、「管理組合法人」とあるのは「団地管理組合法人」と、第七條第一項中「共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設」とあるのは「第六十五條に規定する場合における当該土地若しくは附属施設(以下「土地等」という。)」と、「区分所有権」とあるのは「土地等に関する権利、建物又は

区分所有権」と、第十七条、第十八条第一項及び第四項並びに第十九条中「共用部分」とあり、第二十六条第一項中「共用部分並びに第二十一条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設」とあり、並びに第二十九条第一項中「建物並びにその敷地及び附属施設」とあるのは「土地等並びに第六十八条の規定による規約により管理すべきものと定められた同条第一項第一号に掲げる土地及び附属施設並びに同項第二号に掲げる建物の共用部分」と、第十七条第二項、第三十五条第二項及び第三項、第四十条並びに第四十四条第一項中「専有部分」とあるのは「建物又は専有部分」と、第二十九条第一項、第三十八条、第五十三条第一項及び第五十六条中「第十四条に定める」とあるのは「土地等(これらに関する権利を含む。)'の持分」と、第三十条第一項及び第四十六條第二項中「建物又はその敷地若しくは附属施設」とあるのは「土地等又は第六十八條第一項各号に掲げる物」と、第三十三條第三項、第三十五條第四項及び第四十四條第二項中「建物内」とあるのは「団地内」と、第四十六條第二項中「占有者」とあるのは「建物又は専有部分を占有する者で第六十五条に規定する団地建物所有者でないもの」と、第四十七條第一項中「第三條」とあるのは「第六十五條」と、第五十五條第一項第一号中「建物(一部共用部分を共用すべき区分所有者で構成する管理組合法人にあつては、その共用部分)」とあるのは「土地等(これらに関する権利を含む。)'と、同項第二号中「建物に専有部分が」とあるのは「土地等(これらに関する権利を含む。)'が第六十五條に規定する団地建物所有者の共有で」と読み替へるものとする。

(団地共用部分)

第六十七條 一 団地内の附属施設たる建物(第一條に規定する建物の部分を含む)は、前条

昭和五十八年五月十三日 参議院會議録第十四号

において準用する第三十条第一項の規約により団地共用部分とすることができる。この場合においては、その旨の登記をしなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

2 一 団地内の敷地の建物の全部を所有する者は、公正証書により、前項の規約を設定することができる。

3 第三十一条第一項本文及び第三項並びに第十三条から第十五条までの規定は、団地共用部分に準用する。この場合において、第十一條第一項本文中「区分所有者」とあるのは「第六十五條に規定する団地建物所有者」と、第十四條第一項及び第十五條中「専有部分」とあるのは「建物又は専有部分」と読み替へるものとする。

(規約の設定の特例)

第六十八條 次の物につき第六十六條において準用する第三十条第一項の規約を定めるには、第一号に掲げる土地又は附属施設にあつては当該土地の全部又は附属施設の全部につきそれぞれ共有者の四分の三以上でその持分の四分の三以上を有するもの同意、第二号に掲げる建物にあつてはその全部につきそれぞれ第三十四條の規定による集会における区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による決議があることを要する。

一 一 団地内の土地又は附属施設(これらに関する権利を含む)が当該団地内の一部の建物の所有者(専有部分のある建物にあつては、区分所有者)の共有に属する場合における当該土地又は附属施設(専有部分のある建物以外の建物の所有者のみの共有に属するものを除く)。

二 当該団地内の専有部分のある建物

2 第三十一条第二項の規定は、前項第二号に掲げる建物の一部共用部分に関する事項で区分所有者全員の利害に関係しないものについて

ての同項の集会の決議に準用する。

第三章 罰則

第六十九條 次の各号の一に該当する場合に於て、その行為をした管理者、理事、規約を保管する者、議長又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十三條第一項本文(第四十二條第三項及び第四十五條第二項(これらの規定を第六十六條において準用する場合を含む)並びに第六十六條において準用する場合を含む)以下この号において同じ)又は第四十七條第九項(第六十六條において準用する場合を含む)において読み替へて適用される第三十三條第一項本文の規定に違反して、規約、議事録又は第四十五條第一項(第六十六條において準用する場合を含む)の書面の保管をしなかつたとき。

二 第三十三條第二項(第四十二條第三項及び第四十五條第二項(これらの規定を第六十六條において準用する場合を含む)並びに第六十六條において準用する場合を含む)の規定に違反して、正当な理由がないのに、前号に規定する書類の閲覧を拒んだとき。

三 第四十二條第一項又は第二項(これらの規定を第六十六條において準用する場合を含む)の規定に違反して、議事録を作成せず、又は議事録に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第四十三條(第四十七條第九項、第六十六條において準用する場合を含む)において読み替へて適用される場合及び第六十六條において準用する場合を含む)の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第四十七條第三項(第六十六條において準用する場合を含む)の規定に基づき政令に定める登記を怠つたとき。

六 第四十七條第七項(第六十六條において準用する場合を含む)において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、又は財産目録に不正の記録をしたとき。

七 理事若しくは監事が欠けた場合又は規約で定めたその員数が欠けた場合において、その選任手続を怠つたとき。

八 第五十五條第三項(第六十六條において準用する場合を含む)において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

九 第五十五條第三項(第六十六條において準用する場合を含む)において準用する民法第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。

十 第五十五條第三項(第六十六條において準用する場合を含む)において準用する民法第八十二条第二項の規定による検査を妨げたとき。

第七十條 第四十八條第二項(第六十六條において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(不動産登記法の一部改正)

第二條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九條ノ四」を「第九十九條ノ五」に、「第一百十條ノ十二」を「第一百十條ノ十五」に、「第一百十條ノ十二」を「第一百十條ノ三」に改める。

第三十六條に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ申請書ニ一棟ノ建物ノ番号ヲ記載シタルトキハ建物ノ表示ノ登記ヲ申請スル場合ヲ除ク外一棟ノ建物ノ構造及ビ床面積ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第八十一条ノ三後段を削り、同条に次のただし書を加える。

但其登記ガ先取特權、質權又ハ抵當權ニ関

昭和五十八年五月十三日 参議院會議録第十四号

スルモノナル場合ニ於テハ其登記ト登記原因、其日附、登記ノ目的及ビ受附番号ガ同一ナル登記ノミアル他ノ土地ト合併ハ此限ニ在ラズ

第八十一条ノ三に次の一項を加える。  
所有権ノ登記ナキ土地ト所有権ノ登記アル土地ト合併ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第八十五条第三項の次に次の一項を加える。  
第一項ノ場合ニ於テ第八十一条ノ三第一項但書ノ登記アルトキハ乙地ノ登記用紙中其登記ニ其登記ガ合併後ノ土地ノ全部ニ関スル旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第八十七条第二項中「第八十五条第三項」の下に「及ビ第四項」を加える。  
第九十一条第二項を次のように改める。  
建物又ハ附属建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタルモノナルトキハ前項第二号乃至第六号ニ掲ゲタル事項ノ外左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 一棟ノ建物ノ所在ノ郡、市、区、町村、字及ビ地番  
二 一棟ノ建物ノ構造及ビ床面積  
三 一棟ノ建物ノ番号アルトキハ其番号  
四 建物ノ区分所有等に関する法律(昭和三十

十七年法律第六十九号)第二条第六項ノ敷地利用権タル登記シタル権利ニシテ建物又ハ附属建物ト分離シテ処分スルコト能ハザルモノ(以下敷地権ト称ス)アルトキハ其権利ノ表示

第九十一条第三項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。  
前項但書ノ規定ハ団地共用部分タル旨ノ登記アル建物ニ之ヲ準用ス

第九十三条第三項に次のただし書を加える。  
但建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタルモノナルトキハ此限ニ在ラズ

第九十三条ノ八を第九十三条ノ十四とし、同条の次に次の三条を加える。

第九十三条ノ十五 第九十三条ノ四ノ規定ハ第

建築物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案

九十一条第二項第四号ニ掲ゲタル事項ノ変更又ハ更正ノ登記ヲ為シタル場合ニ於テ敷地権ノ表示ヲ登記シタルトキニ之ヲ準用ス  
前項ニ於テ準用スル第九十三条ノ四ノ手続ヲ為シタル場合ニ於テ建物ニ付キ所有権ノ登記以外ノ所有権ニ関スル登記又ハ所有権、特別ノ先取特権及ビ賃借権以外ノ権利ニ関スル登記アルトキハ其登記ニ建物ノミニ関スル旨ヲ附記スルコトヲ要ス但シ其登記ガ一般ノ先取特権、質権又ハ抵当権ニ関スル登記ニシテ敷地権ニ付キ為シタル登記ト登記原因、其日附、登記ノ目的及ビ受附番号ガ同一ナルモノナルトキハ此限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ同項但書ノ敷地権ニ付キ為シタル登記ヲ抹消スルコトヲ要ス  
第九十三条ノ十六 敷地権ガ敷地権タラザル権利ト為リタルニ因ル第九十一条第二項第四号ニ掲ゲタル事項ノ変更ノ登記ヲ為シタルトキハ其権利ノ目的タル土地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ其旨ヲ記載シ敷地権タル旨ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス敷地権ガ消滅シタルニ因ル第九十一条第二項第四号ニ掲ゲタル事項ノ変更ノ登記ヲ為シタルトキ亦同ジ

前項前段ノ手続ヲ為シタルトキハ同項ノ土地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ敷地権タリシ権利及ビ其権利者ノ表示ヲ為シ同項ノ手続ヲ為シタルニ因リテ登記ヲ為ス旨及ビ其年月日ヲ記載シ登記官捺印スルコトヲ要ス  
前項ノ手続ヲ為スベキ場合ニ於テ敷地権ノ表示ヲ登記シタル建物ニ付キ第九十条ノ十五第一項(第百四十条ノ三)第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ敷地権ニ関スル登記タル効力ヲ有スル登記ニシテ敷地権ノ移転ノ登記タル効力ヲ有スル登記以外ノモノアルトキハ其建物ノ登記用紙ヨリ第一項ノ土地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ之ヲ転写スルコトヲ要ス

第九十一条ノ土地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ前項ノ規定ニ依リ転写スベキ登記ニ後レル登記アルトキハ同項ノ規定ニ拘ハラズ相当区ノ新用紙中事項欄ニ権利ノ順序ニ従ヒ同項ノ規定ニ依リ転写スベキ登記ヲ転写シ及ビ其土地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ為シタル登記ヲ移スコトヲ要ス

第七十六条第二項並ニ第八十三条第一項後段及ビ第二項乃至第六項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ、第七十六条第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第一項ノ変更ノ登記ヲ為シタル場合ニ於テ敷地権ノ目的タル土地ガ他ノ登記所ノ管轄ニ属スルトキハ遅滞ナク其登記所ニ其登記ヲ為シタル旨及ビ第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ記載シ又ハ転写スベキ事項ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ遅滞ナク第一項乃至第五項ニ定メタル手続ヲ為スコトヲ要ス  
第九十三条ノ十七 敷地権トシテ其表示ヲ登記シタル権利ガ敷地権タラザリシコトニ因ル第九十一条第二項第四号ニ掲ゲタル事項ノ更正ノ登記ヲ為シタルトキハ其権利ノ目的タル土地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ其旨ヲ記載シ敷地権タル旨ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス  
前項ノ手続ヲ為シタル場合ニ於テ第九十条ノ十五第一項ノ規定ニ依リ敷地権ノ移転ノ登記タル効力ヲ有スル登記アルトキハ前項ノ土地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ其登記ノ全部ヲ転写スルコトヲ要ス

前条第三項乃至第七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第九十三条ノ七を第九十三条ノ十三とし、第九十三条ノ六第二項中「第九十三条ノ二第四項」を「第九十三条ノ五第四項」に改め、同条を第九十三条ノ十一とし、同条の次に次の一条を加える。

第九十三条ノ十二 第八十一条ノ四第二項ノ規定ハ敷地権ノ表示ヲ登記シタル建物ニシテ建物ノミニ関スル旨ノ附記ナキ一般ノ先取特権、質権又ハ抵当権ノ登記アルモノノ合併ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ合併後ノ建物ガ区分所有権ノ目的タルモノト為ルトキニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ三ノ規定ハ一棟ノ建物ヲ区分シタル建物ニ非ザルモノノ区分ノ登記ノ申請ニ、同条第一項及ビ第三項ノ規定ハ一棟ノ建物ヲ区分シタル建物ノ区分ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス  
第九十三条ノ二第三項及ビ第四項中「共用部分タル旨ノ登記」の下に「又ハ団地共用部分タル旨ノ登記」を加え、同条を第九十三条ノ五とし、同条の次に次の二条を加える。

第九十三条ノ四に次の一項を加える。  
第九十三条ノ五に次の一項を加える。

第九十三条ノ四に次の一項を加える、同条を第九十三条ノ九とする。  
第九十一条ノ三第三項ノ規定ハ建物ノ合併ニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ三第四項中「共用部分タル旨ノ登記」の下に「又ハ団地共用部分タル旨ノ登記」を加え、同条に次の二項を加え、同条を第九十三条ノ八とする。

第八十一条ノ四第二項ノ規定ハ敷地権ノ表示ヲ登記シタル建物ニシテ建物ノミニ関スル旨ノ附記ナキ一般ノ先取特権、質権又ハ抵当権ノ登記アルモノノ合併ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ合併後ノ建物ガ区分所有権ノ目的タルモノト為ルトキニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ三ノ規定ハ一棟ノ建物ヲ区分シタル建物ニ非ザルモノノ区分ノ登記ノ申請ニ、同条第一項及ビ第三項ノ規定ハ一棟ノ建物ヲ区分シタル建物ノ区分ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ二第三項及ビ第四項中「共用部分タル旨ノ登記」の下に「又ハ団地共用部分タル旨ノ登記」を加え、同条を第九十三条ノ五とし、同条の次に次の二条を加える。

第九十三条ノ五に次の一項を加える。  
第九十三条ノ六に次の一項を加える。

第九十三条ノ七に次の一項を加える。  
第九十三条ノ八に次の一項を加える。

第九十三条ノ九に次の一項を加える。  
第九十三条ノ十に次の一項を加える。

第九十三条ノ十一に次の一項を加える。  
第九十三条ノ十二に次の一項を加える。

第九十三条ノ十三に次の一項を加える。  
第九十三条ノ十四に次の一項を加える。



昭和五十八年五月十三日 参議院會議録第十四号

建築物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案

四二六

「第百零九条何号」を「第百零九条第一項何号」に改め、同条第二項中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改め、同条に次の四項を加える。

第九十三条ノ三ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テ建築物ガ棟ノ建物ヲ区分シタルモノナルトキニ之ヲ準用ス

前条第二項ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ第百零九条第二項ニ依リテ登記ヲ申請スル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ建築物ガ敷地権ノ表示ヲ登記シタルモノナルトキハ申請書ニ敷地権ノ登記ノ副本及ビ必要ナル証明書類ヲ添付スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ第一項但書ノ規定ヲ準用ス

第四百零二条第二項中「第百零一条第二項」の下に「及ビ第三項」を加える。

第四百零三條ノ三ノ次に次の三條を加える。

第四百零三條ノ三ノ土地ノ所有權ガ敷地権ナル場合ニ於テ敷地権タル旨ノ登記ヲ為シタルトキハ其土地ノ登記用紙ニハ所有權ノ移轉ノ登記ハ之ヲ為スコトヲ得ズ但土地ノ所有權ニ関スル仮登記ニシテ其土地ガ敷地権ノ目的ト為ル前ニ其登記原因ガ生ジタルモノハ此限ニ在ラズ

敷地権ノ表示ヲ登記シタル建築物ノ登記用紙ニハ其建築物ノミノ所有權ノ移轉ヲ登記原因トスル所有權ノ登記ハ之ヲ為スコトヲ得ズ此場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

第百零九条ノ十四 敷地権ノ表示ヲ登記シタル建築物ニ付キ所有權ニ関スル登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ敷地権ノ表示ヲ記載スルコトヲ要ス但其登記ノ申請ガ建築物ノミニ付キ為スモノナルトキハ此限ニ在ラズ

前項但書ノ申請ニ因リ登記ヲ為スコトキハ其登記ニ建築物ノミニ関スル旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第百零九条ノ十五 敷地権ノ表示ヲ登記シタル後ニ建築物ノミニ関スル旨ノ附記ナキモノハ敷地権ニ付テ同一ノ登記原因ニ因リ相当ノ登記タル効力ヲ有ス

前項ノ規定ニ依リ敷地権ニ関スル登記タル効力ヲ有スル登記ト敷地権ノ目的タル土地ノ登記用紙中相当ノ事項欄ニ為シタル登記ノ前後ハ受附番号ニ依ル

第百二十六条第四項中「第九十三条ノ三第六項」を「第九十三条ノ六第五項、第九十三条ノ八第六項及ビ第七項、第九十三条ノ十第二項並ニ第九十三条ノ十二第一項」に改め、「第八十一条ノ四第三項」の下に「(第九十三条ノ六第六項、第九十三条ノ十第二項及ビ第九十三条ノ十二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第四百零二条ノ二 敷地権タル旨ノ登記ヲ為シタルトキハ敷地権ノ目的タル土地ノ登記用紙ニハ敷地権ヲ目的トスル一般ノ先取特權、質權又ハ抵當權ノ保存又ハ設定ノ登記ハ之ヲ為スコトヲ得ズ但土地ガ敷地権ノ目的ト為ル前ニ其登記原因ガ生ジタル質權又ハ抵當權ノ設定ノ登記ハ此限ニ在ラズ

敷地権ノ表示ヲ登記シタル建築物ノ登記用紙ニハ其建築物ノミヲ目的トスル一般ノ先取特權、質權又ハ抵當權ノ保存又ハ設定ノ登記ハ之ヲ為スコトヲ得ズ此場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

第百零九条ノ十三第一項ノ規定ハ地上權又ハ土地ノ賃借權ガ敷地権ナル場合ニ之ヲ準用ス

第百零九条ノ三 第百零九条ノ十四ノ規定ハ敷地権ノ表示ヲ登記シタル建築物ノ一般ノ先取特權、質權又ハ抵當權ニ関スル登記ニ之ヲ準用

第百零九条ノ十五ノ規定ハ敷地権ノ表示ヲ登記スル前又ハ其後ニ建築物ニ付キ為シタル一般ノ先取特權、質權又ハ抵當權ニ関スル登記ニシテ建築物ノミニ関スル旨ノ附記ナキモノニ之ヲ準用ス

第百五十八条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百五十九条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第百五十九条ノ二中「第九十三条ノ二第一項」を「第九十三条ノ五第一項」に、「第九十三条ノ六」を「第九十三条ノ十一」に、「十万円」を「十万円」に改める。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十九年一月一日から施行する。

(建築物の区分所有等に関する法律の一部改正に伴う経過措置の原則) 第二条 第一条の規定による改正後の建築物の区分所有等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、特別の定めがある場合を除いて、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、同条の規定による改正前の建築物の区分所有等に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により生じた効力を妨げない。

(建築物の設置又は保存の瑕疵に関する推定に関する経過措置) 第三条 新法第九条の規定は、この法律の施行前に建築物の設置又は保存の瑕疵により損害が生じた場合における当該瑕疵については、適用しない。

(共用部分に関する合意等に関する経過措置) 第四条 この法律の施行前に区分所有者が共用部分、新法第二十一条に規定する場合における当該建築物の敷地若しくは附属施設又は規約、議事録若しくは旧法第三十四条第一項の書面の保管

者についてした合意又は決定(民法第二百五十一条又は第二百五十二条の規定によるものを含む。以下この条において同じ。)は、新法の規定により集会の決議で定められたものとみなす。この法律の施行前に新法第六十五条に規定する場合における当該土地又は附属施設に係る同条の所有者がこれらの物又は規約、議事録若しくは旧法第三十六条において準用する旧法第三十四条第一項の書面の保管者についてした合意又は決定も、同様とする。

(既存専有部分等に関する経過措置) 第五条 新法第二十二條から第二十四條までの規定は、この法律の施行の際現に存する専有部分及びその専有部分に係る敷地利用権(以下「既存専有部分等」という。)については、この法律の施行の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から適用する。ただし、次条第一項の指定に係る建築物の既存専有部分等については、同項に規定する適用開始日から適用する。

第六条 法務大臣は、専有部分の數、専有部分及び建築物の敷地に関する権利の状況等を考慮して、前条本文の政令で定める日前に同条本文に規定する規定を適用する既存専有部分に係る建築物及びこれらの規定の適用を開始すべき日(以下「適用開始日」という。)を指定することができる。

2 法務大臣は、前項の指定をするときは、あらかじめ、その旨を各区分所有者又は管理者若しくは管理組合法人の理事に通知しなければならぬ。

3 前項の規定による通知を發した日から一月内に四分の一を超えざる区分所有者又は四分の一を超える議決権を有する区分所有者が法務省令の定めるところにより異議の申出をしたときは、法務大臣は、第一項の指定をすることができない。

4 第一項の指定は、建築物の表示及び適用開始日を告示して行ふ。

者についてした合意又は決定(民法第二百五十一条又は第二百五十二条の規定によるものを含む。以下この条において同じ。)は、新法の規定により集会の決議で定められたものとみなす。この法律の施行前に新法第六十五条に規定する場合における当該土地又は附属施設に係る同条の所有者がこれらの物又は規約、議事録若しくは旧法第三十六条において準用する旧法第三十四条第一項の書面の保管者についてした合意又は決定も、同様とする。

(既存専有部分等に関する経過措置) 第五条 新法第二十二條から第二十四條までの規定は、この法律の施行の際現に存する専有部分及びその専有部分に係る敷地利用権(以下「既存専有部分等」という。)については、この法律の施行の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から適用する。ただし、次条第一項の指定に係る建築物の既存専有部分等については、同項に規定する適用開始日から適用する。

第六条 法務大臣は、専有部分の數、専有部分及び建築物の敷地に関する権利の状況等を考慮して、前条本文の政令で定める日前に同条本文に規定する規定を適用する既存専有部分に係る建築物及びこれらの規定の適用を開始すべき日(以下「適用開始日」という。)を指定することができる。

2 法務大臣は、前項の指定をするときは、あらかじめ、その旨を各区分所有者又は管理者若しくは管理組合法人の理事に通知しなければならぬ。

3 前項の規定による通知を發した日から一月内に四分の一を超えざる区分所有者又は四分の一を超える議決権を有する区分所有者が法務省令の定めるところにより異議の申出をしたときは、法務大臣は、第一項の指定をすることができない。

4 第一項の指定は、建築物の表示及び適用開始日を告示して行ふ。

者についてした合意又は決定(民法第二百五十一条又は第二百五十二条の規定によるものを含む。以下この条において同じ。)は、新法の規定により集会の決議で定められたものとみなす。この法律の施行前に新法第六十五条に規定する場合における当該土地又は附属施設に係る同条の所有者がこれらの物又は規約、議事録若しくは旧法第三十六条において準用する旧法第三十四条第一項の書面の保管者についてした合意又は決定も、同様とする。

(既存専有部分等に関する経過措置) 第五条 新法第二十二條から第二十四條までの規定は、この法律の施行の際現に存する専有部分及びその専有部分に係る敷地利用権(以下「既存専有部分等」という。)については、この法律の施行の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から適用する。ただし、次条第一項の指定に係る建築物の既存専有部分等については、同項に規定する適用開始日から適用する。

第六条 法務大臣は、専有部分の數、専有部分及び建築物の敷地に関する権利の状況等を考慮して、前条本文の政令で定める日前に同条本文に規定する規定を適用する既存専有部分に係る建築物及びこれらの規定の適用を開始すべき日(以下「適用開始日」という。)を指定することができる。

2 法務大臣は、前項の指定をするときは、あらかじめ、その旨を各区分所有者又は管理者若しくは管理組合法人の理事に通知しなければならぬ。

3 前項の規定による通知を發した日から一月内に四分の一を超えざる区分所有者又は四分の一を超える議決権を有する区分所有者が法務省令の定めるところにより異議の申出をしたときは、法務大臣は、第一項の指定をすることができない。

5 適用開始日は、前項の規定による告示の日から一月以上を経過した日でなければならぬ。

6 法務大臣は、区分所有者の四分の三以上で議決権の四分の三以上を有するもの請求があつたときは、第一項の指定をしなければならぬ。この場合には、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第七條 法務大臣は、前条第四項の規定による告示をする場合において、区分所有者が数人で有する所有権、地上権又は賃借権に基づき建物及びその建物が所在する土地と一体として管理又は使用をしている土地があるときは、その土地の表示を併せて告示しなければならぬ。

2 前項の規定により告示された土地は、適用開始日に新法第五條第一項の規定により規約で建物の敷地と定められたものとみなす。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による告示について準用する。

第八條 附則第六條第一項の指定に係る建物以外の建物の既存専有部分等は、附則第五條本文の政令で定める日に、新法第二十二條第一項ただし書の規定により規約で分離して処分することができると定められたものとみなす。

(規約に関する経過措置)

第九條 この法律の施行の際現に効力を有する規約は、新法第三十一條又は新法第六十六條において準用する新法第三十一條第一項及び新法第六十八條の規定により定められたものとみなす。

2 前項の規約で定められた事項で新法に抵触するものは、この法律の施行の日からその効力を失ふ。

(義務違反者に対する措置に関する経過措置)

第十條 この法律の施行前に区分所有者がした旧法第五條第一項に規定する行為に対する措置については、なお従前の例による。

(建物の一部滅失に関する経過措置)

第十一條 新法第六十一條第五項及び第六十二條

の規定は、この法律の施行前に旧法第三十五條第四項本文の規定による請求があつた建物については、適用しない。

(不動産登記法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 第二條の規定による改正後の不動産登記法第九十三條第三項ただし書、第九十三條ノ二、第九十三條ノ七、第九十三條第二項及び第九十三條第四項から第六項までの規定は、この法律の施行の際現に存する一棟の建物を区分した建物については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。

第二十四條第五項及び第五十二條第二項第三号中「公益法人等」の下に「管理組合法人及び団地管理組合法人を含む。」を加える。

第七十二條の五第一項に次の一号を加える。

九 管理組合法人及び団地管理組合法人

第七十三條の二第五項中「第三條第二項」を「第四條第二項」に、「第十條」を「第十四條第一項から第三項まで」に改め、同条第六項中「第十條」を「第十四條第一項から第三項まで」に改める。

第二百九十四條第七項及び第三百二十二條第三項第三号中「公益法人等」の下に「管理組合法人及び団地管理組合法人を含む。」を加える。

第三百四十一條第十二号中「第三條第二項」を「第四條第二項」に改める。

第三百五十二條第一項中「第十條」を「第十四條第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「第四條第二項」を「第十一條第二項」に、「第二十條第一項」を「第二十七條第一項」に、「第四條第一項ただし書」を「第十一條第一項ただし書」に改める。

第三百五十二條の二第一項第二号中「第十條」

を「第十四條第一項から第三項まで」に改める。

第三百六十八條第一項中「第九十三條ノ二第一項」を「第九十三條ノ五第一項」に、「第九十三條ノ六」を「第九十三條ノ十一」に改める。

第七百一十一條の三十四第二項中「公益法人等」の下に「管理組合法人及び団地管理組合法人を含む。」を加える。

(不動産登記法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第十五條 不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和三十五年法律第十四號)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項及び第二項中「第九十三條ノ二第一項」を「第九十三條ノ五第一項」に、「第九十三條ノ六」を「第九十三條ノ十一」に改める。

(不動産登記法の一部を改正する法律の一部改正)

第十六條 不動産登記法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第十八號)の一部を次のように改正する。

附則第十項中「第九十三條ノ三第六項」を「第九十三條ノ八第六項」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第十七條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。

第八十八條第四項中「あるとき、又は」を「あるとき、」に、「第四條第一項」を「第十一條第一項」に、「第十條」を「第十四條第一項から第三項まで」に改め、「適合しないとき」の下に、「又は権利変換計画において定められた施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分の割合が同法第二十二條第二項本文(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定に適合しないとみなす」を加え、「第三條第二項」を「第四條第二項」に、「又は第四條第二項」を「第十一條第二項」に、「第八條ただし書」を「第十四條第四項又は第二十二條第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。))」に改める。

第一百條第二項中「第二十三條」を「第三十條第一項」に改める。

て準用する場合を含む。」に改める。

第一百一十一條の表上欄中「第七十五條第三項」の下に、「第八十八條第四項」を加える。

第一百三十三條第二項中「第二十三條」を「第三十條第一項」に改める。

(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十八條 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

第八十四條第三項中「あるとき、又は」を「あるとき、」に、「第四條第一項」を「第十一條第一項」に、「第十條」を「第十四條第一項から第三項まで」に改め、「適合しないとき」の下に、「又は換地計画において定められた施設住宅敷地の共有持分の割合が同法第二十二條第二項本文(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定に適合しないとみなす」を加え、「第三條第二項」を「第四條第二項」に、「又は第四條第二項」を「第十一條第二項」に、「第八條ただし書」を「第十四條第四項又は第二十二條第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。))」に改める。

第一百條第二項中「第二十三條」を「第三十條第一項」に改める。

○鈴木一弘君 拍子

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における区分所有建物に関する管理及び登記等の実情にかんがみ、区分所有建物に関する管理の充実及び登記の合理化を図るため、二法律を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

まず、建物の区分所有等に関する法律につきましては、第一に専有部分と敷地利権とは原則として分離して処分することができないものとする

こと、第二に共用部分の変更及び規約の設定、変更または廃止は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議によつてすること、第三に区分所有者は、全員で、区分所有建物等の管理を行うための団体を構成するものとし、区分所有者の数が三十人以上であるときは、その団体は法人となることができ、第四に区分所有者が共同の利益に反する行為をした場合にその者の専有部分の使用禁止または区分所有権の競売を請求できること等義務違反行為に対する措置を定めること、第五に建物の老朽化等により建てかえを相当とするに至ったときは、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数による集会の決議に基づき、建てかえを実現することができ、こととするための措置を講ずることであり、

次に、不動産登記法につきましては、専有部分と敷地利用権とを分離して処分することができない場合には、専有部分の登記用紙に敷地利用権の表示を登記することとした上で、専有部分及び敷地利用権については、登記簿に登記し、この登記用紙にすれば足りるものとする。こと等登記手続に所要の改正を行うこととあります。

委員会におきましては、専有部分と敷地利用権の一体性の趣旨と登記手続の改正、区分所有者の団体の構成、管理者の地位と権限、管理組合の法人化の利点と要件、義務違反行為者に対する措置、建てかえ決議反対者の保護等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わりに、安武委員より、建てかえの決議の要件を改める等の修正案が提出されました。修正案及び修正案について別に討論もなく、次いで修正案は賛成少数をもって否決され、原案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第五 昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案  
日程第六 電源開発促進税法の一部を改正する法律案  
日程第七 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)  
以上三案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長戸塚進也君。

審査報告書  
昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十二日  
大蔵委員長 戸塚 進也  
参議院議長 徳永 正利殿

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、昭和五十八年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する

る措置を定めるとともに、同年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置及び自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰入れ等の特別措置を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法律施行に伴い、昭和五十八年度一般会計予算の歳入に、特別公債金として六兆九千八百億円、自動車損害賠償責任再保険特別会計受入金として二千五百六十億円、あへん特別会計受入金として十三億円、造幣局特別会計受入金として四億円、日本電信電話公社臨時納付金の納付の特例分として千二百億円、日本中央競馬会特別納付金として三百億円が計上されている。また、歳出において、国債整理基金特別会計への繰入れのうち、定率繰入れ等の停止による金額は一兆三千九百七十三億円である。

附帯決議  
政府は、現下の厳しい財政事情にかんがみ、次の事項について十分配慮すべきである。  
一、財政再建に対する具体的方策に関する考え方の検討を踏まえ、昭和五十九年度予算編成に際して、これを明らかにし、もつて国民の理解と協力を確保できるよう努めること。  
二、財政再建の推進に当たっては、歳出・歳入全般にわたる財政構造の合理化、適正化に努め、特別公債依存の財政から速やかに脱却できよう全力を尽くすとともに、建設公債については、今後の経済・財政事情に即して慎重に対処し、あわせて公債発行額及び公債依存度等に関する簡明な指標によつて公債発行についての適当な指針を定めること。

三、予算編成に当たっては、財政再建の方針に即して施策の優先順位を厳しく判断し、歳出の削減・抑制、補助金等の抜本的洗い直しを進めるとともに、いたずらに後年度負担の累増を招く

ことのないよう、厳正に対処すること。  
四、財源対策としては、中長期にわたる展望に基づいて対応を図り、臨時的な税外収入に安易に依存することのないよう留意するとともに、負担の公平化について一層努力すること。  
五、現行の減債基金制度については、今後とも堅持するよう努めるとともに、満期到来の公債が保有者に対して確実に償還されるよう所要の償還財源を確保し、もつて公債に対する国民の信頼の保持に万全を期すること。  
六、今後建設公債の借換えも本格化することに備へ、金融・資本市場の動向を踏まえた市中消化の円滑化のための発行条件の弾力化等適切な国債管理政策に関する方針を確立するよう努めること。

七、自動車損害賠償責任再保険特別会計に滞留している運用益について、保険契約者への還元のための具体的方策を速やかに検討すること。  
また、今回の繰入金相当額の一般会計から同特別会計への繰戻しについては、国の財政事情、同特別会計の収支状況を踏まえ、できる限り早期に、かつ適切に行うよう努めるとともに、安易な保険料の引上げは行わないよう努めること。

八、高度情報化社会における電気通信事業の重要性にかんがみ、日本電信電話公社の適切な事業運営に支障をきたすことのないよう留意すること。  
右決議する。

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月二十八日  
参議院議長 徳永 正利殿  
衆議院議長 福田 一

(小字及び一は衆議院修正)

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和五十八年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、同年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置及び自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰入れその他の歳入(租税及び印紙収入、専売納付金並びに公債に係る収入を除く。)の増加を図るための特別措置を定めるものとする。

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十八年度の一一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、昭和五十九年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、昭和五十八年度所屬の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 第一項の規定により発行する公債については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条の規定による償還のための起債は、行わないものとする。

昭和五十八年五月十三日 参議院会議録第十四号

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第三条 昭和五十八年度において、国債整理基金特別会計法第二十条第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

(自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ)

第四条 政府は、昭和五十八年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から二千五百億円、同特別会計の保険勘定から六十億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、それぞれその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計から同特別会計の保険勘定又は保障勘定に繰り入れなければならない。

3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの同特別会計の保険勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳入とする。

(あへん特別会計からの一般会計への繰入れ)

第五条 政府は、昭和五十八年度において、あへん特別会計から、十三億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金に相当する金額は、あへん特別会計法(昭和三十年法律第三十一号)第八条第一項の規定による積立金の額から減額して整理するものとし、当該繰入金は、あへん特別会計の歳出とする。

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案外二件

(造幣局特別会計からの一般会計への繰入れ)

第六条 政府は、昭和五十八年度において、造幣局特別会計から、四億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金に相当する金額は、造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)第二十七条の規定による繰越利益金の額から減額して整理するものとする。

(日本電信電話公社の臨時国庫納付金の納付の特例)

第七条 日本電信電話公社は、昭和五十八事業年度において、財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第三十九号)次項において「昭和五十六年法」という。)第四条第一項の規定により同事業年度に係る同項に規定する臨時国庫納付金額を納付するほか、同項の規定にかかわらず、昭和五十九事業年度に係る同項に規定する臨時国庫納付金額を昭和五十八事業年度未だに国庫に納付しななければならない。

2 昭和五十六年法第四条第二項の規定は、前項の規定により納付される昭和五十九事業年度に係る臨時国庫納付金額について準用する。

(日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例)

第八条 日本中央競馬会は、昭和五十八事業年度については、日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第二十七条の規定による国庫への納付をするほか、当該事業年度分として同条第二項の規定により国庫に納付すべき金額が五百億円に満たない場合においては、同法第二十九条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による特別積立金のうち五百億円と当該事業年度分として同法第二十七条第二項の規定により国庫に納付すべき金額との差額に相当する金額(次項において「特別国庫納付金額」という。)を昭和五十九年三月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 特別国庫納付金額は、日本中央競馬会法第二

十九条第一項の規定による特別積立金の額から減額して整理するものとする。

附則 公布の日 昭和五十八年四月一日から施行する。

審査報告書 電源開発促進税法の一部を改正する法律案 右は多数をもつて可決すべきものと議決した。 よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十二日 大蔵委員長 戸塚 進也 参議院議長 徳永 正利殿

要領書 一、委員会の決定の理由 本法律案は、電源立地対策及び電源多様化対策に要する費用に充てるため、今次の税制改正の一環として、電源開発促進税の税率を引き上げようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用 本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十八年度約三百四十二億円(特別会計分)である。

電源開発促進税法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。 よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月二十八日 衆議院議長 福田 一 参議院議長 徳永 正利殿

電源開発促進税法の一部を改正する法律案 電源開発促進税法の一部を改正する法律案 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九

四二九

昭和五十八年五月十三日 参議院會議録第十四号

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案外二件

四三〇

号)の一部を次のように改正する。

第六条中「二百円」を「四百四十五円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十八年九月一日から施行する。

2 改正後の第六条の規定は、昭和五十八年十月一日以後に料金の支払を受ける権利が確定される電源開発促進税法第七条第一項第一号に規定する販売電気及び同日以後に同条第二項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電気が対する電源開発促進税について適用し、同日前に料金の支払を受ける権利が確定される同項第一号に規定する販売電気及び同日前に同条第二項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電気が対する電源開発促進税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる電源開発促進税に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十二日

大蔵委員長 戸塚 進也  
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るため、昭和五十八年度から昭和七十二年までの間における同特別会計への一般会計から繰入れの国庫負担金の繰入れの特例に関する法律案

の特例に関する措置その他これに伴う必要な措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律施行に伴う昭和五十八年度の一般会計から繰入れの国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの特例は、三千八百八十億円である。

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月二十八日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

(小字及び一は衆議院修正)

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れについて、その額が当面減少し、その後においては増加して推移することが見込まれることにかんがみ、その繰入れの平準化を図るため、昭和五十八年度から昭和七十二年までの間における同特別会計への一般会計から繰入れの国庫負担金の繰入れの特例に関する措置その他これに伴う必要な措置を定めるものとする。

(国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの特例)

第二条 政府は、昭和五十八年度から昭和七十二年

年度までの各年度に係る国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第八十五条第一項及び第二項の規定による国庫負担については、昭和五十八年度から昭和六十三年までの各年度に於ては、当該各年度に係るこれらの規定による国庫負担金の額の合算額から、別表の上欄に掲げる当該各年度に於ける同表の下欄に定める金額を控除して得た額に相当する金額を、昭和六十四年度から昭和七十二年までの各年度に於ては、当該各年度に係るこれらの規定による国庫負担金の額の合算額に同表の上欄に掲げる当該各年度に於ける同表の下欄に定める金額を加算して得た額に相当する金額を一般会計から国民年金特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入れをする国民年金特別会計の勘定は、次の各号に掲げる勘定とし、当該勘定に繰り入れる金額は、当該各号に定める金額とする。

一 国民年金勘定 前項の規定による各年度における繰入金金の額(次号において「各年度繰入金」という。)から当該各年度に係る国民年金法第八十五条第二項の規定による国庫負担金の額を控除して得た額に相当する金額

二 福祉年金勘定 各年度繰入金額から当該各年度に係る前号に定める金額を控除して得た額に相当する金額

(国庫負担金の繰入れの特例に係る控除額及び加算額の改定等)

第三条 昭和五十八年度から昭和六十三年までの間において国民年金法による年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられた場合には、当該措置が講ぜられた年度以降昭和六十三年までの別表の上欄に掲げる各年度に於ける同表の下欄に定める金額(当該金額がこの項の規定に基づき政令により改定されている場合にあつては、当該政令による改定後の金額)については、

当該措置により同法第八十五条第一項及び第二項の規定による国庫負担金の額の合算額が増加し、又は減少する割合を勘案して、政令で、これを改定するものとする。

2 前項の政令により昭和五十八年度から昭和六十三年までの別表の上欄に掲げる各年度に於ける同表の下欄に定める金額が改定された場合には、昭和六十四年度から昭和七十二年までの同表の上欄に掲げる各年度に於ける同表の下欄に定める金額については、昭和六十四年度から昭和七十二年までの各年度に於ける同表の上欄に掲げる各年度に於ける同表の下欄に定める金額に、当該各年度に於ける同表の上欄に掲げる各年度に於ける同表の下欄に定める金額を、当該各年度に於ける同表の下欄に定める金額に、当該各年度に於ける同表の上欄に掲げる各年度に於ける同表の下欄に定める金額を加算して得た額に相当する金額とする。

3 前二項の政令により別表の下欄に定める金額が改定された場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「別表の上欄に掲げる当該各年度に於ける同表の下欄に定める金額」とあるのは、「次条第一項の政令による当該各年度に於ける別表の下欄に定める金額の改定後の金額」と、同表の上欄に掲げる当該各年度に於ける同表の下欄に定める金額」とあるのは、「同条第二項の政令による当該各年度に於ける同表の

金額」と、同表の上欄に掲げる当該各年度に於ける同表の下欄に定める金額」とあるのは、「同条第二項の政令による当該各年度に於ける同表の

下欄に定める金額の改定後の金額」とする。  
 (国民年金特別会計への運用収入相当額の繰入れ)  
 第四条 政府は、第二条の規定による国庫負担金の繰入れの平準化のための措置がとられたことにより国民年金特別会計において生じないこととなつたと見込まれる運用収入に相当する金額を、昭和七十二年度以降において、当該措置に係る平準化の趣旨にのっとり、予算の定めるところにより、一般会計から同特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による一般会計からの繰入金金は、国民年金特別会計国民年金勘定の歳入とする。  
 (国民年金特別会計法の規定の読替え)  
 第五条 国民年金特別会計の国民年金勘定又は福祉年金勘定において次の表の上欄に掲げる各年度に一般会計から受け入れた金額に係る国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十六条第一項の規定の適用については、同欄に掲げる年度の区分に応じ、同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

年 度	読み替えられる字句	読み替える字句
昭和五十七年度	法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金として	国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律(昭和五十八年法律第...号)第二条(同法第三条第三項において読み替えて適用する場合を含む)の規定により
昭和五十八年度から昭和七十一年度までの各年度	法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金の額	国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律(昭和五十八年法律第...号)第二条(繰入特例法第三項において読み替えて適用する場合を含む)以下この項において読み替えて適用する規定により一般会計から受け入れらるべき金額
昭和七十二年度	法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金として	繰入特例法第二条の規定により
昭和七十三年度	法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金の額	一般会計から受け入れた金額(国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律(昭和五十八年法律第...号)第二条(繰入特例法)において繰入特例法という。第四條第一項の規定により受け入れた金額を除く)
昭和七十三年度以降において前条第一項の規定による繰入れがされた年度	一般会計から受け入れた金額	繰入特例法第二条(繰入特例法第三条第三項において読み替えて適用する場合を含む)の規定により一般会計から受け入れらるべき金額

2 前項の規定により国民年金特別会計法第十六条第一項の規定が読み替えられた場合における同法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「第十六条第一項第一号」とあるのは、「国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律(昭和五十八年法律第...号)第五条第一項において読み替えて適用する第十六条第一項第一号」とする。  
 附則  
 公布の日  
 昭和五十八年四月一日から施行する

年 度	金 額
昭和五十八年度	三千八百八十億円
昭和五十九年度	三千八百八十億円
昭和六十年年度	二千四百五十億円
昭和六十一年度	千七百八十億円
昭和六十二年度	千五百十億円
昭和六十三年度	千五百十億円
昭和六十四年度	五百十億円
昭和六十五年年度	五百十億円
昭和六十六年度	九百六十億円
昭和六十七年度	千三百六十億円
昭和六十八年度	千七百十億円
昭和六十九年度	二千十億円
昭和七十年年度	二千二百九十億円
昭和七十一年度	二千五百三十億円
昭和七十二年度	九百二十億円

「戸塚進也君登壇、拍手」  
 ○戸塚進也君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
 まず、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につ

いて申し上げます。  
 本法律案は、昭和五十八年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、同年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例に関する措置及び自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰り入れ等の特別措置を定めようとするものであります。

なお、本法律案による昭和五十八年度の財源調達見込み額は、八兆七千八百五十億円であります。  
 委員会におきましては、財政再建に対する政府の基本的考え方、五十九年度予算編成の基本方針、今後における減債基金制度のあり方、収支均衡化のための税外収入増収策の可否、所得税減税の必要性と実施のための財源確保策等の質疑が行われ、さらに参考人として、草場全国銀行協会連合会会長、植谷日本証券業協会会長、水野名古屋大学教授より意見聴取を行いました。その間の詳細は会議録に譲ります。  
 質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して赤桐操委員より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して増岡康治委員より賛成、公明党・国民会議を代表して堀出啓典委員より反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より反対、民社党・国民連合を代表して柄谷道一委員より反対する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
 なお、本案に対し、財政再建に対する具体的方策に関する考え方を明らかにすること等の附帯決議を付しております。  
 次に、電源開発促進税法改正案以下二法律案に

昭和五十八年五月十三日 参議院会議録第十四号

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案外二件

四三二

ついで申し上げます。  
電源開発促進税法の一部を改正する法律案は、電源立地対策及び電源多様化対策に要する費用に充てるため、電源開発促進税の税率、千キロワット時につき現行の三百円を四百四十五円に引き上げようとするものであります。

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案は、国民年金特別会計への国庫負担金の繰り入れについて、老齢福祉年金及び拠出制国民年金の受給者数の推移等から、その額が当面減少し、その後においては増加して推移することが見込まれることにかんがみ、その繰り入れの平準化を図るため、昭和五十八年度から昭和七十二年度までの間における同特別会計への一般会計から繰り入れる繰り入れの特例に関する措置等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括して質疑を行い、電源開発促進税の性格と税収の使途、原子力発電所設置促進のための環境整備のあり方、今後の公的年金財政に対する政府の対応策、年金積立金の自主運用の可否等の質疑が行われましたが、その間の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) 昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。鈴木和美君。

〔鈴木和美君登壇 拍手〕

○鈴木和美君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

政府は、民主的財政運営の基本法としての財政法が厳しく禁じている赤字公債の発行を、臨時異例の単年度の特別措置であるとの言い逃れを繰り返しながら、昭和五十年年度以来延々と今日に至るまで一回も休むことなく発行し続けてまいりました。

この間、国民経済が低経済成長に移行するに伴い、企業は産業構造激変の荒波にもまれながら、みずから減量経営や冗費の徹底した圧縮への努力を続け、個人は実質所得の低下を家計のやりくりで切り抜け、なかならず福祉水準の切り下げに加えて、六年続きの所得税減税の見送りに耐え忍んできたのであります。このような国民の努力や忍耐がこれまで持続したのは、経営や家計の苦しみも、財政再建のめどがつくまでとの一縷の望みがあったからにはかなりません。

ところが、鈴木前内閣がそれまで公約として掲げてきた五十九年度に赤字財政から脱却するという財政再建計画は、財政経済の見通しの甘さと運営の失敗によって、私どもが指摘してきましたとおり、あえなく雲散霧消して、これが内閣退陣の最大のきっかけにもなったのであります。したがって、これを受けた中曾根新内閣の財政再建計画やいかにと、国民は少なからぬ期待をさえて抱いていたのであります。

しかしながら現実には、五十八年度予算が成立してすでに一月余りを経た今日に至ってもなお、新たな財政再建の基本方針をすら明示し得ない状況にあります。したがって、当然のこととして本年度予算は、財政再建計画未策定の状態のもとで編成された財政再建とはおよそ無縁の予算であります。しかも歳出面では、防衛関係費、対外経済協力費などの国家安全保障関連費が突出して増加している反面、社会保障、文教などの国民生活関連費の大幅な後退が目立つ内容となっております。

そして、これを賄うべき歳入について見ますと、公債の発行額は十三兆三千四百五十億円で、

昨年度の当初予算に比べ二兆九千五百億円増発するなど、財政再建どころか、後年度負担をますます増加させる内容となっております。

後年度負担の増加は、巨額の公債発行だけではありません。自賠責特別会計からの一般会計への繰り入れ及び電電公社からの納付金の特別など税外収入の増収策にしてしかり、別途大蔵委員会可決に至りました国民年金特別会計への繰入金の削減措置にせよ、いずれも借り入れたり削減した分を将来返済しなければならぬものや、来年度の財源を先食いするものなど、目先の取支じり合わせのためのものであって、まさに財政再建に逆行するものであると言わなければなりません。

本年度末における赤字国債の累積残高は四十七兆六千億円に上り、建設公債を含めた公債全体では実に百兆円にも及ぶ残高を抱え、公債の利払い費のみで本年度は七兆五千億円を超えるという破局的状態にありながら、一方で不公平税制を温存し、他方で後年度負担を増加させるなど、中曾根内閣には財政再建の意欲のかけらさえないのではないかと疑わざるを得ないのであります。

このことは、五十八年度予算の歳入の授權法案の提案のあり方にもあらわれております。すなわち、財政法の特例法としての赤字国債発行の法律案は、事の重大性にかんがみ、昭和五十三年度と五十六年度を除いては、昭和五十三年度と国会に提案されてまいりましたが、今回は赤字国債の発行に加えて全く異質の税外収入の増収策を四つの措置を盛り込み、さらに歳入に関する国債費定率繰り入れの停止措置までを歳入に関する措置と一括して提案しているものであります。これは、大量の赤字国債発行の重要性を隠蔽しようとする意図のあらわれとしか言いようがありません。

本法律案に盛り込まれている国債費定率繰り入れを停止する措置は五十七年度に引き続いた措置であり、これによりわが国の減債基金制度は両三年のうちに事実上崩壊して、その機能は完全に喪失

してしまふのであります。今後、政府は、どのようにして国債に対する国民の理解と信頼を確保していくかというのでありましようか。不幸にして、質疑を通じて納得のいく答弁は一つ得られなかったものであります。

昭和六十一年度底をつく国債整理基金の償還財源を今後どのようにして調達していくかとするのか、政府は何の方針を示し得ない状態で本年度もまた十三兆円余の国債を発行しようというのであります。国債の償還費に利払い費を加えると、両三年後に十六兆円から二十兆円にまで後る向きの借金返済のための経費が、直接一般会計から単なるトンネル機関化した国債整理基金を通じて支払われることになるのであります。借金返済のための借金としての国債発行が現実となるわけでありませぬ。

自動車損害賠償責任再保険、あへん、造幣局の各特別会計からの繰入金、電電公社、中央競馬会からの納付金をかき集めることによる税外収入の増収策は、いずれも財源あきり以外の何物でもなく、これによって得られた金額はその金額相当分だけ歳出削減の努力を怠ったことにはほかなりませぬ。

それだけではありません。今回の措置は、臨調の答申が指摘した特別会計並びに特殊法人についての抜本的見直しを経た上での一般会計への繰り入れや納付の措置ではなく、受益者への還元策も何一つ考慮が払われていないのであります。しかも、さきの行革国会での厚生保険特別会計並びに今回の国民年金特別会計との間では、その貸し借りについて利息をつけ、自賠責再保険特別会計との間では無利子とするなど、特別会計と一般会計との間の貸借に当たっての付利についての原則すらあいまいなまま、その場しのぎのやりくりに追われているのが実態であります。電電公社からの臨時納付金の先食い並びに中央競馬会からの五十六年度にわたる特別納付金の納付も、特殊法人の存立の基盤である独立採算制を根底から

否定する措置であると言わざるを得ません。いまこそ特別会計制度、特殊法人全般にわたって、そのあり方や経営に関して抜本的に見直すときであるにもかかわらず、それを放置したまま、余剰ありと見られる特別会計、特殊法人をねらい撃ちにするがごとき措置に対し、断固として反対するものであります。

以上、本法律案に対する反対理由を述べてまいりましたが、本会議並びに大蔵委員会での質疑を通じて明らかになったことは、財政再建に対する政府の姿勢は、依然として安易かつ消極的であるということであり、このまま推移するならば、国民の負担のみが過重となるだけでなく、負担の不公平はますます増大し、財政再建はおろか重大な局面を迎えるに至るであろうことをここに強く警告して、本法律案に対する私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(徳永正利君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

まず、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案及び国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案を一括して採決いたします。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。次に、電源開発促進税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

昭和五十八年五月十三日 参議院会議録第十四号

よって、本案は可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第八 建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長片岡勝治君。

審査報告書

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十二日

建設委員長 片岡 勝治  
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、建築物の設計及び工事監理の適正化を図るため木造建築士資格の創設その他建築士制度の改善整備を行うとともに、建築行政に関する事務の簡素合理化を図るため建築士試験に係る指定試験機関制度の創設並びに特定建築物の確認及び検査に係る対象法令の範囲の限定等を行うおとすものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。  
一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、本法の施行によつて住宅の質及び価格に悪影響を及ぼすことのないよう、消費者保護の立場

に立つて十分に配慮するとともに、地方公共団体の建築行政の充実のため必要な執行体制の整備拡充に努めること。

二、建築物の防災機能の向上に必要な措置を推進するとともに、定期報告制度の的確な運用、維持保全に関する計画策定の徹底及び消防との連絡の緊密化について特段の配慮を行うこと。

三、建築士試験の委託及び実施に当たつては、公正の確保について配慮するとともに、木造建築士試験の実施に際しては、大工、工務店等の意向を参酌し、木造建築技術が適正に評価されるよう留意すること。

四、建築基準法に定める集団規定等の遵守の徹底に努めるとともに、違反建築物の発生防止のため、関係業界に対する指導強化を図ること。また、建築物をめぐる紛争処理の改善及び住宅性能保証制度の拡充に努めること。

五、一定規模以下の木造建築物の施工管理に関しては、今後、新たな資格制度を設けないよう努めること。

右決議する。

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十八年四月二十八日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

(小字及び一は衆議院修正)

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案

第一条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第三条の三」に、「第七章 罰則(第三十五条、第三十八条)」を「第七章 罰則(第三十四條の二、第三十四條の三)罰則(第三十五条、第三十八條)」に改める。

第二条第一項中「及び二級建築士」を「二級建築士及び小規模木造建築士」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「建築物」を「建築物に、現寸図の類」を「現寸図その他これに類するもの」に、「その者」を「その者」に、「設計図書」を「設計図書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律で「小規模木造建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、小規模木造建築士と名称を用いて、木造の建築物に関し、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。

第三条の二第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「百平方メートルをこえる」を「百平方メートル(木造の建築物にあつては、二百平方メートル)を超え」に改め、同条第三項中「延べ面積」の下に「(木造の建築物に係るものを除く。)」を加え、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(一)級建築士、二級建築士又は小規模木造建築士でなければできない設計又は工事監理)

第三条の三 前条第一項第二号に掲げる建築物以外の木造の建築物で、延べ面積が百平方メートルを超えるものを新築する場合においては、一級建築士、二級建築士又は小規模木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

2 第三条第二項及び前条第三項の規定は、前

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案外二件 建築士法及び建築基準法 四三三

昭和五十八年五月十三日 参議院會議録第十四号

項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「同項各号に規定する延べ面積(木造の建築物に係るものを除く。）」とあるのは、「次条第一項に規定する延べ面積」と読み替へるものとする。

第四条第二項中「二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、「都道府県知事」を、「それぞれ都道府県知事」に改め、「二級建築士試験」の下に「又は小規模木造建築士試験」を加え、同条第三項中「建設大臣又は都道府県知事が、それぞれ一級建築士又は二級建築士」を、「一級建築士にならうとする者にあつては建設大臣が、二級建築士又は小規模木造建築士にならうとする者にあつては都道府県知事が、それぞれ一級建築士又は二級建築士若しくは小規模木造建築士」に改め、「二級建築士」を「一級建築士若しくは小規模木造建築士」に改める。

第五条第一項中「又は二級建築士」を、「一級建築士又は小規模木造建築士」に改め、「又は二級建築士名簿」を、「二級建築士名簿又は小規模木造建築士名簿」に改め、同条第二項中「二級建築士」を、「二級建築士若しくは小規模木造建築士」に改め、「二級建築士免許証」の下に「若しくは小規模木造建築士免許証」を加え、同条第三項中「登録免許税」の下に「国」を、「二級建築士」の下に「又は小規模木造建築士」を加え、「それぞれ国庫又は都道府県に納入を」都道府県に、それぞれ納付に改める。

第五条の二第一項及び第二項中「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、「二級建築士」の下に「又は小規模木造建築士」を加え、同条第三項中「二級建築士」の下に「又は小規模木造建築士」を加える。  
第六条中「二級建築士名簿」の下に「及び小規模木造建築士名簿」を加える。  
第七条中「左の」を「次の」に、「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案

改め、同条第三号中「よつて、免許取消の処分を受けてから」を「より免許を取り消され、その取消の日から起算して」に改める。  
第八条中「左の」を「次の」に、「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、同条第一号中「禁錮」に改め、同条に次の一号を加える。  
三 前条第三号に該当する者を除き、第十条第一項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

第九条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「基いて」を「基づいて」に、「それぞれ建設大臣又は免許を与えた」を「免許を与えた建設大臣又は」に、「取消しなれば」を「取り消さなければ」に、「免許取消」を「免許の取消し」に改める。  
第十条第一項を次のように改める。  
一級建築士、二級建築士又は小規模木造建築士が次の各号の一に該当する場合において、免許を与えた建設大臣又は都道府県知事は、戒告を与え、一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 禁錮以上の刑に処せられたとき。  
二 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。  
三 業務に関して不誠実な行為をしたとき。  
第十条第二項中「取消」を「取消し」に、「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「但し」を「ただし」に改める。  
第十一条中「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「それぞれ建設省令又は」を、「一級建築士に係るものにあつては建設省令で、二級建築士又は小規模木造建築士に

係るものにあつては」に改める。  
第十二条に次の一項を加える。  
2 小規模木造建築士試験は、小規模の木造の建築物に関する設計及び工事監理に必要な知識及び技能について行つて行つる。  
第十三条中「又は二級建築士試験」を、「二級建築士試験又は小規模木造建築士試験」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「それぞれ建設大臣又は」を「一級建築士試験にあつては建設大臣が、二級建築士試験及び小規模木造建築士試験にあつては」に改める。  
第十五条の見出し中「二級建築士試験」の下に「及び小規模木造建築士試験」を加え、同条中「二級建築士試験」の下に「及び小規模木造建築士試験」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条の次に次の十六条を加える。  
(中央指定試験機関の指定)  
第十五条の二 建設大臣は、その指定する者(以下「中央指定試験機関」という。)に、一級建築士試験の実施に関する事務(以下「一級建築士試験事務」という。)を行わせることができる。

一 職員、設備、一級建築士試験事務の実施の方法その他の事項についての一級建築士試験事務の実施に関する計画が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。  
二 前号の一級建築士試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。  
三 一級建築士試験事務以外の業務を行つていゝ場合には、その業務を行うことによつて一級建築士試験事務が不公正になるおそれがないこと。  
建設大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、中央指定試験機関の指定をしてはならない。  
一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。  
二 この法律の規定に違反して、刑に処せられたり、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。  
三 第十五条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。  
四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。  
イ 第二号に該当する者  
ロ 第十五条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者  
(指定の公示等)  
第十五条の四 建設大臣は、中央指定試験機関の指定をしたときは、中央指定試験機関の名称及び住所、一級建築士試験事務を行う事務所所在地並びに一級建築士試験事務の開始

1 建設大臣は、中央指定試験機関の指定をしようとするときは、あらかじめ、中央建築士審査会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。  
建設大臣は、中央指定試験機関に一級建築士試験事務を行わせるときは、当該一級建築士試験事務を行わないものとする。  
第十五条の三 建設大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、中央指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、一級建築士試験事務の実施の方法その他の事項についての一級建築士試験事務の実施に関する計画が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。  
二 前号の一級建築士試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。  
三 一級建築士試験事務以外の業務を行つていゝ場合には、その業務を行うことによつて一級建築士試験事務が不公正になるおそれがないこと。  
建設大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、中央指定試験機関の指定をしてはならない。  
一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。  
二 この法律の規定に違反して、刑に処せられたり、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。  
三 第十五条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。  
四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。  
イ 第二号に該当する者  
ロ 第十五条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者  
(指定の公示等)  
第十五条の四 建設大臣は、中央指定試験機関の指定をしたときは、中央指定試験機関の名称及び住所、一級建築士試験事務を行う事務所所在地並びに一級建築士試験事務の開始

の日を公示しなければならない。

2 中央指定試験機関は、その名称若しくは住所又は一級建築士試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第十五条の五 中央指定試験機関の役員を選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 建設大臣は、中央指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。若しくは第十五条の八第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、中央指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができ

(試験委員)

第十五条の六 中央指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を試験委員に行わせなければならない。

2 前項の試験委員は、建築士のうちから選任しなければならない。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、選任することができる。ただし、その数は、試験委員の半数を超えてはならない。

3 中央指定試験機関は、第一項の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第十五条の七 中央指定試験機関の役員若しくは職員(前条第一項の試験委員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、一級建築士試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の試験委員は、試験の問題の作成及び採点に当たつて、厳正を保持し不正の行為のないようにならなければならない。

3 一級建築士試験事務に従事する中央指定試験機関の役員及び職員(前条第一項の試験委員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第十五条の八 中央指定試験機関は、建設省令で定める一級建築士試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 建設大臣は、前項の認可をした試験事務規程が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、中央指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

3 第十五条の二第三項の規定は、建設大臣が第一項又は前項の規定により認可又は命令をする場合に準用する。

(事業計画等)

第十五条の九 中央指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 中央指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に建設大臣に提出しなければならない。

ばならない。

(帳簿の備付け等)

第十五条の十 中央指定試験機関は、建設省令で定めるところにより、一級建築士試験事務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十五条の十一 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央指定試験機関に対し、一級建築士試験事務に關し監督上必要な命令をすることができ

第十五条の十二 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央指定試験機関に対し、一級建築士試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、中央指定試験機関の事務所に立ち入り、一級建築士試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(一級建築士試験事務の休廃止)

第十五条の十三 中央指定試験機関は、建設大臣の許可を受けなければ、一級建築士試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第十五条の十四 建設大臣は、中央指定試験機関が第十五条の三第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、中央指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十五条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第十五条の四第二項、第十五条の九、第十五条の十又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第十五条の五第二項(第十五条の六第四項において準用する場合を含む。)、第十五条の八第二項又は第十五条の十一の規定による命令に違反したとき。

四 第十五条の八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで一級建築士試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 第十五条の二第三項の規定は、建設大臣が前項の規定による処分をする場合に準用する。

4 建設大臣は、第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(建設大臣による試験の実施)

第十五条の十五 建設大臣は、中央指定試験機関が第十五条の三第一項の規定により一級建築士試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により中央指定試験機関に対し一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は中央指定試験機関が天災その他の事由により一級建築士試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があるとき認めるときは、第十五条の二第四項の規定にかかわらず、一級建築士試験事務の全部又は



七。

第二十四条中「は、専任の一級建築士が管理し、二級建築士事務所は、専任の二級建築士を、二級建築士事務所又は小規模木造建築士事務所は、それぞれ専任の一級建築士、二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により建築士事務所を管理する建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べらるものとする。

第二十四条の二を次のように改める。

(帳簿の備付け等及び圖書の保存)

第二十四条の二 建築士事務所の開設者は、建設省令で定めるところにより、その業務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、建築士事務所の開設者は、建設省令で定める業務に関する圖書を保存しなければならない。

第二十六条の見出しを「監督処分」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、「おいては」の下に、「当該建築士事務所の開設者に対して戒告を与え」を加え、同項第一号中「第三号」の下に、「第四号」を加え、「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号及び第五号中「戒告以外の」を削り、同項第六号及び第七号中「二級建築士」の下に「又は小規模木造建築士」を、「第三条」の下に「又は第三条の二」を加え、同項第八号中「又は第三条の二」を「第三条の三」まで「改め、同項第九号中「基づく」を「基づく」に改め、同項第十号中「もの外」を「ものほか」に改め、「著しく」を削り、同条第三項中「又は前項の規定による処分をする」を「若しくは前項の規定に

より建築士事務所の登録を取り消し、又は同項の規定により建築士事務所の閉鎖を命ずる」に、「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に改める。

第二十八条中「又は二級建築士試験に関する事務」を、「二級建築士試験又は小規模木造建築士試験に関する事務(中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関が行う事務を除く。）」に改める。

第二十九条第二項を次のように改める。

2 中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関が一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務を行う場合を除き、試験の問題の作成及び採点を行わせるため、一級建築士試験にあつては中央建築士審査会に、二級建築士試験又は小規模木造建築士試験にあつては都道府県建築士審査会に、それぞれ試験委員を置く。

第二十九条第三項中「及び」の下に「前項の」を加え、同項ただし書中「こえ」を「超え」に改める。

第三十三条中「試験委員その他一級建築士試験又は二級建築士試験の事務をつかさどる者」を、「又は第二十九条第二項の試験委員」に、「当つてを」を「当つて」に改める。

第三十五条中「左の」を「次の」に改め、「これを削り、「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「その業務」を「それぞれその業務」に改め、同条第二号中「基いて」を「基いて」に、「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、同条第三号中「又は第三条の二」を「第三条の三」まで「改め、同条第四号の二中「基いて」を「基いて」に改め、同条第五号中「第二十四条を」第二十四条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

七 第三十三条の規定に違反して、事前に試験問題を漏らした者

第三十五条の次に次の三条を加える。

第三十五条の二 第十五条の七第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

第三十五条の三 第十五条の七第七項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)

第三十五条の四 第十五条の七第二項又は第三十三條の規定に違反して不正の採点をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条中「左の」を「次の」に、「これを三万円を、二十万円」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「立入」を「立入り」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加え、同条第四号を削る。

三 第三十四条の二の規定に違反した者

第三十六条の二 次の各号の一に該当するとき

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

二 第十五条の十二第二項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)

昭和五十八年五月十三日 参議院会議録第十四号

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案

命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(建築基準法の一部改正)

第二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第十号中「第二十条第四項」を「第二十条第五項」に改め、同条第十一号中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に改める。

第五十条の二第二項及び第二項中「又は第三條の二」を「第三條の三」まで「に改める。

第六條第二項中「又は第三條の二」を「から第三條の三」まで「に改め、同条第三項中「基づく」を「基づく」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(建築物の建築に関する確認の特例)

第六條の二 次に掲げる建築物の建築(第一号に掲げる建築物にあつては、新築に限る。第七條の二、第十八條第三項及び第六項並びに第九十三條第二項において同じ。)に対する前條の規定の適用については、同条第一項中「法律並びにこれに基づき命令及び条例の規定」とあるのは「法律並びにこれに基づき命令及び条例の規定(第二章の規定並びにこれに基づく命令及び条例の規定のうち政令で定める規定を除く。)」と、同条第三項中「法律並びにこれに基づき命令及び条例の規定」とあるのは「法律並びにこれに基づき命令及び条例の規定(第一項の政令で定める規定を除く。)」とする。

一 前條第一項第一号から第三号までに掲げる建築物のうち、建築材料及び構造方法が一体として規格化された型式(建設省令で定める基準に該当するものとして建設大臣が指定したものに限る。)の住宅  
二 前條第一項第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの

2 前項の規定により読み替えて適用される前條第一項に規定する政令においては、建築士の技術水準、建築物の敷地、構造及び用途その他の事情を勘案して、建築物の区分に応じ、建築主事の審査を要しないこととしても建築物の安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規定を定めるものとする。

第七條第一項中「前條第一項」を「第六條第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「前條第一項」を「第六條第一項」に、「基づく」を「基づく」に改める。

第七條の二第二項中「消火栓」を「消火栓に、前條第三項」を「第七條第三項」に改め、同条第一号及び第二号中「前條第一項」を「第七條第一項」に改め、同条を第七條の三とし、第七條の次に次の一条を加える。

(建築物に関する検査の特例)  
第七條の二 第六條の二第一項各号に掲げる建築物の建築の工事で、建設省令で定めるところにより建築士である工事監理者によつて設計図書のとおりを実施されたことが確認されたものに対する前條の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「法律並びにこれに基づき命令及び条例の規定」とあるのは「法律並びにこれに基づき命令及び条例の規定(前條第一項の規定により読み替えて適用される第六條第一項の政令で定める規定を除く。)」とする。

第八條に次の一項を加える。  
第十二條第一項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、建設大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

第十二條第一項中「掲げる建築物」の下に「その他政令で定める建築物」を加え、「管理者」以下第二項において同様とするを「管理者。次項において同じ。」に、「建築士」を「一級建築士若しくは二級建築士」に改め、同条第二項中「掲げる建築物のその他」を「掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物の昇降機以外」に、「建築士」を「一級建築士若しくは二級建築士」に改める。  
第十八條第一項中「第七條の二」を「第七條の三」に改め、同条第三項中「基づく」を「基づく」に改め、「規定」の下に「(第六條の二第二項各号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合においては、同項の規定により読み替えて適用される第六條第一項の政令で定める規定を除く。次項において同じ。)」を加え、同条第六項中「基づく」を「基づく」に改め、「条例の規定」の下に「(第七條の二に規定する建築物の建築の工事について通知を受けた場合においては、第六條の二第一項の規定により読み替えて適用される第六條第一項の政令で定める規定を除く。次項において同じ。)」を加える。  
第八十五條第二項及び第八十七條の二第一項中「第七條の二」を「第七條の三」に改める。  
第八十八條第一項中「高架水槽」を「高架水槽」に、「第七條の二」を「第七條の三」に改め、同条第二項中「第七條」の下に、「第七條の三」を加える。  
第九十三條第一項に次のただし書を加える。  
ただし、確認に係る建築物が防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅(長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。)である場合においては、この限りでない。  
第九十三條第三項中「基づく」を「基づく」に改め、「条例の規定」の下に「(建築主事が第六條の二第一項各号に掲げる建築物の建築について確認する場合において同意を求められたときは、同項の規定により読み替えて適用される第六條第一項の政令で定める規定を除く。)」を加え、同条第三項中「建築主事は、」の下に「第一項ただし

四三八

し書の場合において第六條第一項の規定による確認申請書を受理したとき又はを「加え、当該通知」を「当該申請又は通知」に改め、同条第四項中「尿尿浄化槽」を「尿尿浄化槽」に改める。  
第九十九條第一項第二号中「第七條の二第一項」を「第七條の三第一項」に改める。

附則

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(小規模木造建築士の名称使用に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に小規模木造建築士又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、改正後の建築士法第三十四條の二第一項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。  
(懲戒及び監督処分に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現に改正前の建築士法第四條の免許を受けている者に対する免許の取消しその他の懲戒処分又は同法第二十三條第一項の登録を受けている者に対する登録の取消しその他の監督処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。  
(罰則に関する経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(消防法の一部改正)  
5 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。  
第七條第一項に次のただし書を加える。  
ただし、確認に係る建築物が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八條第一項第五号に掲げる防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅(長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。)である場合において

第七條第一項に次のただし書を加える。  
ただし、確認に係る建築物が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八條第一項第五号に掲げる防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅(長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。)である場合において

は、この限りでない。

第七條第二項中「基く」を「基づく」に改め、

「條例の規定」の下に「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六條第三項の規定により建築主事が同法第六條の二第一項各号に掲げる建築物の建築(同項第一号に掲げる建築物にあつては、新築に限る。)について確認する場合において同意を求められたときは、同項の規定により読み替えて適用される同法第六條第一項の政令で定める規定を除く。」を加え、「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)」を「同法」に改める。

(土地家屋調査士法の一部改正)  
6 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。  
第五條第二項ただし書中「建築士」を「一級建築士若しくは二級建築士」に改める。  
(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)  
7 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五條第三号中「建築士事務所」の下に「(小規模木造建築士事務所を除く。)」を加える。  
(建設省設置法の一部改正)  
8 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項の表中央建築士審査会の項中「一級建築士試験」を「建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十八條に規定する一級建築士試験」に、「建築士法(昭和二十五年法律第二

百一十号)」を「同法」に改める。  
〔片岡勝治君登壇、拍手〕  
○片岡勝治君 たいま議題となりました建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。  
本法律案は、建築物の設計及び工事監理の適正化を図るため木造建築士資格の創設その他建築士制度の改善整備を行うとともに、建築行政に関する事務の簡素合理化を図るため建築士試験の実施体制の整備並びに特定建築物の確認及び検査に係る対象法令の範囲の限定等を行うおとするものであります。  
委員会におきましては、住宅建設の促進と景気対策、木造建築士の業務範囲の拡大、建築確認・検査制度の合理化及び違反建築物に対する指導監督の強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。  
質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
なお、西ヶ久保理事より、五項目にわたる自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党・国民連合の各会派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。  
以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案件に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。  
よつて、本案は全会一致をもって可決されました。  
○議長(徳永正利君) 日程第九 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。  
まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長宮田輝君。  
審査報告書  
地方交付税法等の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。  
昭和五十八年五月十二日  
地方行政委員長 宮田 輝  
参議院議長 徳永 正利殿  
要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、地方財政の現状にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十八年度分の地方交付税の総額の特例を設けるとともに、老人保健制度の実施等に伴う財政需要に対処するため各種単位費用を改定するほか、交通安全対策特別交付金を基準財政収入額に算入するとともに、同交付金の交付に関する経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行うこととする等の措置を講じようとするもので

あり、おおむね妥当な措置と認める。  
一、費用  
本法施行のため、昭和五十八年度交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、昭和五十八年度国税三税収入見込額の百分の三十二に相当する額から昭和五十六年度の精算額を減額した七兆二千六百四十四億五千二百円に、特例加算することとした千三百三十五億円、臨時地方特例交付金二十億円、返還金二億三千七百六十四千円及び同特別会計同勘定の資金運用部資金からの借入金一兆八千九百五十七億五千万円の合算額を加算し、借入金利子地方負担分三千四百四十六億円を減額した八兆八千六百八十五億二千五百二十八万四千円が、地方交付税交付金として歳出に計上されている。  
また、同特別会計交通安全対策特別交付金勘定において、交通安全対策特別交付金として四百八十三億九千七百七十八千円が、通告書送付費支出金等諸支出金等として五十一億九千七百二十二万千円が、それぞれ歳出に計上されている。  
地方交付税法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和五十八年四月二十八日  
衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案  
地方交付税法及び建築基準法の一部を改正する法律案  
昭和五十八年五月十三日 参議院会議録第十四号



金勘定に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額二十億円とする。

附則第八条第一項第三号を削り、同項第四号中「相当する額」の下に「(昭和五十八年度にあつては、十一兆五千二百八十八億七千八百万円とする。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号中「相当する額」の下に「(昭和五十八年度にあつては、昭和五十七年度における借入金の額九兆六千二百六十一億二千八百万円とする。)」を加え、同号を同項第四号とし、同条第二項を次のように改め、同条を附則第三条とする。

2 前項第三号及び第四号の借入金の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

附則第八条の二の前の見出しを削り、同条中「昭和五十五年度及び」を削り、「当該下欄」を「同表の下欄」に、「交付税及び譲与税配付金特別会計」を「交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に」に改め、同条の表昭和五十五年度の項を削り、同条を附則第四条とし、同条の前に見出しとして「臨時地方特例交付金の繰入れ」を付する。

附則第八条の三第一項中「交付税及び譲与税配付金特別会計において」を「交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において」に改め、「二分の一に相当する額」の下に「(昭和五十三年度における借入純増加額のうち九百六十億円及び昭和五十六年度における借入純増加額(第三項の規定の適用を受けるものを除く。))のうち百五十四億八千八百万円については、それぞれその十分の十に相当する額」を加え、「同特別会計」を「同勘定」に、「附則第八条第二項の規定を準用する」を「地方財政の状況等に応じ、別に法律で定めるところにより変更することができる」に改め、同条第二項中「第一号から第三号までに掲げる額」を「第一号に掲げる額と第二号に掲げる額」とし、「第四号」を「第三号」に、「附則第六条第三項」を「附則第三条第二項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前条又は第四項に規定する当該年度における臨時地方特例交付金の額に相当する額  
附則第八条の三第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 昭和五十六年度から昭和五十八年度までの各年度における第一項の借入純増加額のうち昭和五十六年度にあつては千三百三十億円、昭和五十七年度にあつては二千九十八億円及び昭和五十八年度にあつては二千八十四億円に係るものについては、同項の規定にかかわらず、その十分の十に相当する額の臨時地方特例交付金を、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより、昭和六十二年まで昭和七十三年まで各年度において一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられるものとする。

4 昭和五十三年から昭和五十八年度までの各年度における第一項の借入純増加額に係る同項及び前項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十九年度	四百八十億円
昭和六十年年度	千二百四十億円

昭和五十八年五月十三日 参議院会議録第十四号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

昭和六十一年度	千六百二十億円
昭和六十二年度	千八百七十五億円
昭和六十三年度	二千八百五億円
昭和六十四年度	三千八百六十億円
昭和六十五年度	四千二百十億円
昭和六十六年度	四千五百八十五億円
昭和六十七年度	四千九百六十億円
昭和六十八年度	五千四百七十五億円
昭和六十九年度	四千三百八十五億円
昭和七十年度	三千二億五千万円
昭和七十一年度	二千六百二十七億二千八百万円
昭和七十二年度	二千五百四十九億四千万円
昭和七十三年度	千三百五十億七千五百万円

附則第八条の三第五項から第十三項までを削り、同条を附則第五条とし、同条の次に次の三条を加える。

(特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入)  
第六条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表の上欄に掲げる経費の種類につきそれぞれ同表の中欄に掲げる測定単位の数値を同表の下欄に掲げる単位費用に乘じて得た額を当該地方団体について合算した額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
一 地域改善対策事業費 等償還費	地域改善対策事業費又は同対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 八〇〇円
二 過疎地域等振興のた めの地方債償還費	過疎地域等振興のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 七〇〇
三 公害防止事業債償還 費	公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 五〇〇
四 石油コンビナート等 特別防災区域に係る緑 地等の設置のための地 方債償還費	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 五〇〇
五 地震対策緊急整備事 業債償還費	地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 五〇〇

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
一 地域改善対策事業費又は同和対策事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	地域改善対策事業費又は同和対策事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債で地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第十八号)第五十条又は旧同和対策事業特別措置法(昭和四十四年法律第六十号)第十条の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円
二 過疎地域等振興のための事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	過疎地域等振興のための事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債で過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第十二条第二項(同法附則第七項において準用する場合を含む)又は旧過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第十一条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円
三 公害防止事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	公害防止事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債で公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)第五十条の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円
四 石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債で石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十六条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円
五 地震対策緊急整備事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	地震対策緊急整備事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債で地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)第六条の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円

(交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入)

第七条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項に規定する交通安全対策特別交付金の収入見込額は、前年度において各地方団体に交付された道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の額を算定の基礎として自治省令で定める方法により、算定するものとする。

(基準税額の算定方法の特例)

第八条 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、道府県民税の所得割及び法人税割、法人の行う事業に対する事業税、市町村民税の所得割及び法人税割並びに特別とん課与税に係る基準税額を算定する場合において、これらの税目に係る当該年度の前年度分の基準税額のうち算定過少又は算定過大と認められる額として自治省令の定めるところにより算定した額について第十五条第一項の規定による当該前年度の特別交付税の算定の基礎に算入されなかつ

た部分に相当する額があるときは、当該算入されなかつた部分に相当する額(当該部分に相当する額のうち、当該年度及び当該年度の翌年度において同項の規定により特別交付税の算定の基礎に算入される額がある場合には、当該算入される額に相当する額を除く。)を自治省令で定めるところにより当該年度以後三年以内の年度分の基準税額に加算し、又は減額することができ、

2 昭和五十七年度分の基準税額について前項の規定により算定過少又は算定過大と認められる額を算定する場合には、同項中「これらの税目に係る当該年度の前年度分の基準税額」とあるのは、「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割並びに特別とん課与税にあってはこれらの税目に係る昭和五十七年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあってはこれらの税目に係る同年度分の基準税額からこれらの税目の減取補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を控除した額並びに市町村民税の法人税割にあっては当該税目に係る同年度分の基準税額から当該税目の減取補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額」とする。

附則第九条の前の見出し及び同条から附則第十三条までを削る。

附則第十四条中「昭和五十七年度」を「昭和六十六年度」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第十五条を附則第十条とする。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用						
道府県	一 警察費	二 土木費	一 道路橋りょう費	警察職員数	一人につき						
					六、二二六、〇〇〇円						
					二 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	二〇八、〇〇〇			
							一キロメートルにつき	三、八二一、〇〇〇			
					(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	七五、一〇〇			
							一キロメートルにつき	三二〇、〇〇〇			
					2 河川費	(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	七五、一〇〇		
								(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	三二〇、〇〇〇
										一メートルにつき	一一三、一〇〇
					3 港湾費	(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	一一三、一〇〇		





昭和五十八年五月十三日 参議院会議録第十四号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	四一四、〇〇〇
3 高等学校費			
(1) 經常経費	教職員数	一人につき	五、二七九、〇〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三四、九〇〇
4 その他の教育費	生徒数	一人につき	二一、〇〇〇
(1) 經常経費	人口	一人につき	四、二四〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一八七
四 厚生労働費			
1 生活保護費	市部人口	一人につき	三、七六〇
2 社会福祉費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	二、〇六〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五〇四
3 保健衛生費	人口	一人につき	二、三六〇
4 清掃費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	三、九二〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五〇〇
5 労働費	失業者数	一人につき	五四一、〇〇〇
五 産業経済費			
1 農業行政費			
(1) 經常経費	農家数	一戸につき	二七、三〇〇

(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	七、一九〇
2 商工行政費	人口	一人につき	五九八
3 その他の産業経済費			
(1) 經常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一八、八〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一六、五〇〇
六 その他の行政費			
1 徴稅費	世帯数	一世帯につき	八、二九〇
2 戸籍住民基本台帳費	世帯数	一世帯につき	三、五一〇
3 その他の諸費	人口	一人につき	八、〇二〇
(1) 經常経費	面積	一平方メートルにつき	八一七、〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、九五〇
七 災害復旧費	面積	一平方メートルにつき	三三三、〇〇〇
八 辺地対策事業債償還費	面積	千円につき	九五〇
九 地方税減収補てん償還費	面積	千円につき	八〇〇
	面積	千円につき	一六八

昭和五十八年五月十三日 参議院會議録第十四号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

十 財源対策債 償還費	昭和五十一年度から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 一六七
十一 地域財政 特別対策債 償還費	地域財政特別対策のため昭和五十七年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 四九

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)  
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。

附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、同条の次に次の四条を加える。

(交通安全対策特別交付金の経理等)

第一条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

2 前項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理をこの会計において行う場合においては、第二条の規定にかかわらず、この会計は、内閣総理大臣、大蔵大臣及び自治大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

3 前項の場合において、この会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、会計全体の計算整理に関するものについては自治大臣が、その他のものについてはその他のものうち交付税及び譲与税配付金勘定に係るものにあつては大蔵大臣及び自治大臣が、交通安全対策特別交付金勘定に係るものにあつては内閣総理大臣及び自治大臣が行うものとする。

4 第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理をこの会計で行う場合においては、この会計は、交付税及び譲与税配付金勘定並びに交通安全対策特別交付金勘定に区分する。

5 第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理をこの会計で行う場合においては、第三条及び第四条中「この会計」とあるのは、「交付税及び譲与税配付金勘定」とする。

(交通安全対策特別交付金勘定の歳入及び歳出)

第三条 交通安全対策特別交付金勘定においては、道路交通法第百二十八条第一項(同法第百三十条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により納付された反則金及び同法第百二十九条第一項の規定により納付された反則金に相当する金額(以下この条において「反則金等」という。)の収入並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第百二十九条第四項の規定による返還金、同法第百二十七条第一項後

四四六

段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出される支出金、郵便局の取り扱う反則金等の受入れの事務の取扱いに要する経費に充てるための郵政事業特別会計への繰入金、過誤納に係る反則金等の返還金及び附属諸費をもつてその歳出とする。

2 第十三条の規定は、交通安全対策特別交付金勘定については、適用しない。

(就善規定)

第四条 附則第二条第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理をこの会計において行う場合には、第六条中「所管大臣」とあるのは「内閣総理大臣、大蔵大臣及び自治大臣」と、第七条中「歳入歳出予算は」とあるのは「歳入歳出予算は、交付税及び譲与税配付金勘定並びに交通安全対策特別交付金勘定に区分し、各勘定において」と、第九条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「翌年度の歳入」とあるのは「当該各勘定の翌年度の歳入」と、第十条中「所管大臣」とあるのは「内閣総理大臣、大蔵大臣及び自治大臣」と、第十二条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、第十五条第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」と、同条第二項中「所管大臣」とあるのは「内閣総理大臣、大蔵大臣及び自治大臣」と、「会計検査院」とあるのは「大蔵大臣及び会計検査院」とする。

(交付税及び譲与税配付金勘定における借入金)

第五条 交付税及び譲与税配付金勘定においては、昭和五十八年度から昭和七十二年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、昭和五十八年度分にあつては昭和五十七年度における借入金限度額九兆六千二百六十一億二千八百万円に、昭和五十九年度から昭和七十二年までの各年度にあつては昭和五十八年度分の借入金限度額(以下「昭和五十八年度分の借入金限度額」という。))、昭和五十九年度から昭和七十二年までの各年度にあつては昭和五十八年度分の借入金限度額から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に於ける同表の下欄に掲げる控除額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金をすることができ。

年 度	控 除 額
昭和五十九年度	二千五百八十億円
昭和六十年年度	五千四百八十億円
昭和六十年年度	六千五百九十億円
昭和六十二年年度	七千三百五十億円
昭和六十二年年度	九千三百六十億円
昭和六十四年度	一兆千六百九十億円
昭和六十五年年度	一兆二千七百五十九億八千万円
昭和六十六年度	一兆二千二百二十一億円
昭和六十七年度	一兆千三百三十億円
昭和六十八年度	一兆五百億円
昭和六十九年度	八千五百三十億円
昭和七十年年度	五千五百九十億円
昭和七十一年度	四千五百五十九億六千八百万円
昭和七十二年度	四千五百五十億八千万円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるため、必要な金額は、予算で定めるところにより、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

4 交付税及び譲与税配付金勘定において、第一項の規定による借入金をしたときは、その償還金及び利子の支出に必要な金額は、これらの支出を要するときに、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

附則第二項から第四項までを削り、附則第五項中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「この会計」を「交付税及び譲与税配付金勘定」に改め、同項を附則第六条とし、同条に見出しとして「(一時借入金の利子)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(一般会計からの繰入金)

第七條 第四條の規定による一般会計からの繰入金の額は、同條の規定により算定した額に、昭和五十八年度分にあつては千三百三十五億円と臨時地方特例交付金の額二十億円との合算額を加算した額とし、昭和五十九年度から昭和六十七年度までの各年度分にあつては第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合算額をそれぞれ加算した額とし、昭和六十八年度から昭和七十三年度までの各年度分にあつては同号に掲げる額をそれぞれ加算した額とする。この場合において、同号に掲げる臨時地方特例交付金の額については、地方交付税法附則第五條第一項後段の規定により変更することができる。

一次の表の上欄に掲げる年度に於ける当該各年度分に係る同表の下欄に掲げる地方交付税法附則第四條に規定する臨時地方特例交付金の額

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十九年度	三百二十億円
昭和六十年年度	四百五億円
昭和六十一年度	四百四十億円
昭和六十二年度	四百八十億円
昭和六十三年度	五百二十五億円
昭和六十四年度	五百七十億円
昭和六十五年年度	六百二十五億円
昭和六十六年度	六百八十億円
昭和六十七年度	七百五十億円

二次の表の上欄に掲げる年度に於ける当該各年度分に係る同表の下欄に掲げる地方交付税法附則第五條第四項に規定する臨時地方特例交付金の額

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十九年度	四百八十億円
昭和六十年年度	千二百四十億円
昭和六十一年度	千六百二十億円

昭和五十八年五月十三日 参議院會議録第十四号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

昭和六十二年年度	千八百七十五億円
昭和六十三年年度	二千八百五億円
昭和六十四年度	三千八百六十億円
昭和六十五年年度	四千二百十億円
昭和六十六年度	四千五百八十五億円
昭和六十七年度	四千九百六十億円
昭和六十八年度	五千四百七億五千万円
昭和六十九年度	四千三百八十五億円
昭和七十年年度	三千二億五千万円
昭和七十一年度	二千六百二十七億二千八百万円
昭和七十二年度	二千五百四十九億四千万円
昭和七十三年度	千三百五十億七千五百万円

附則第六項から第八項までを削る。

附則第九項中「第三項」を「附則第五條第一項」に、「第四項若しくは第五項」を「同條第三項若しくは附則第六條」に、「この会計」を「交付税及び譲与税配付金勘定」に改め、同項を附則第八條とし、同条に見出しとして「(交付税及び譲与税配付金勘定の歳入及び歳出の特例)」を付する。

(道路交通法の一部改正)

第三條 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十五條から第十七條までを削り、附則第十八條を附則第十五條とし、同條の次に次の三條を加える。

(交通安全対策特別交付金)

第十六條 国は、当分の間、交通安全対策の一環として、道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用で政令で定めるものに充てるため、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、交通安全対策特別交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

2 交付金の額は、第二百二十八條第一項(第三百三條の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により納付された反則金(第二百二十九條第三項の規定により反則金の納付とみなされる同條第一項の規定による反則金を含む。)に係る収入額に相当する金額に当該金額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額(附則第十八條第一項において「反則金収入相当額等」という。)から次の各号に掲げる額の合算額を控除した額とする。

一 第二百二十七條第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額(附則第十八條第一項及び附則第二十一條において「通告書送付費支出金相当額」という。)

二 郵便局の取り扱う反則金等(第二百二十八條第一項の規定により納付される反則金及び第二百二十九條第一項の規定により納付される反則金に相当する金額をいう。)の受入れの事務の取扱いに要する経費に相当する額として政令で定めるところにより算定した額(附則第十八條第一項において「郵政取扱手数料相当額」という。)

昭和五十八年五月十三日 参議院會議録第十四号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

(交付の基準)

第十七条 都道府県及び市町村ごとの交付金の額は、当該都道府県及び市町村の区域における交通事故の発生件数、人口の集中度その他の事情を考慮して政令で定めるところにより算定した額とする。

(交付の時期及び交付時期ごとの交付額)

第十八条 交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。

交付時期	交付時期ごと	交付すべき額
九月	前年度の三月及び当該年度の四月から八月までの期間に係る反則金収入相当額等からこれらの期間に係る通告書送付費支出金相当額と当該年度に係る郵政取扱手数料相当額の二分の一に相当する額との合算額を控除した額に相当する額を基礎として政令で定める額	
三月	当該年度の九月から二月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る通告書送付費支出金相当額と当該年度に係る郵政取扱手数料相当額の二分の一に相当する額との合算額を控除した額に相当する額を基礎として政令で定める額	

2 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき金額を超えて交付した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

附則第十九条及び第二十條を次のように改める。  
(交付金の返還)  
第十九条 国は、都道府県又は市町村が、交付を受けた交付金を附則第十六條第一項に規定する道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用に充てなかつたときは、政令で定めるところにより、その充てなかつた部分に相当する金額の返還を命ずることができる。この場合において、返還された金額は、その返還された日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算する。

(報告徴収)  
第二十条 国は、交付金の用途、道路交通安全施設の設置及び管理の状況等に関し、必要があるとき、都道府県及び市町村が

ら報告を徴することができる。  
附則に次の二條を加える。

(通告書送付費支出金の支出)

第二十一条 国は、通告書送付費支出金として、各都道府県ごとの第二百二十七條第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に係る支出額を考慮して政令で定めるところにより、通告書送付費支出金相当額を都道府県に支出する。  
(主務大臣等)  
第二十二条 附則第十六條から第二十條までの規定による交付金に関する事務は自治大臣が、前條の規定による通告書送付費支出金に関する事務は内閣総理大臣が行う。

2 前項の規定により内閣総理大臣が行うものとされる事務は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。  
附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日、昭和五十八年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十八年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和五十八年度に限り、新法附則第七條第二項中「道路交通法附則第十六條第一項」とあるのは、「地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第 号) 附則第四條の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二百二十六号) 附則第七項」とする。

3 第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第三條第一項の規定は、昭和五十六年度分に係る同項に規定する基準税額のうち算定過少又は算定過大と認められる額については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「当該税目に係る前年度分又は前々年度分の基準税額」とあるのは、道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割並びに特別とん議与税にあっては当該税目に係る昭和五十六年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあっては当該税目に係る同年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を控除した額並びに市町村民税の法人税割にあっては当該税目に係る同年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額」と、「当該前年度又は前々年度の特別交付税」とあるのは、昭和五十六年度又は昭和五十七年度の特別交付税」と、「当該年度」とあるのは「昭和五十八年度」とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)  
第三条 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法(以下「新特別会計法」という。)の規定は、昭和五十八年度分の予算から適用する。

2 第二条の規定による改正前の交付税及び譲与税配付金特別会計法(以下「旧特別会計法」という。)第九條の規定により昭和五十八年度の歳入に繰り入れるべき金額は、新特別会計法に基づき交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の同年度の歳入に繰り入れるものとする。

3 旧特別会計法第十三條の規定による一時借入金及び旧特別会計法附則第三項の規定による借入金に係る債務は、新特別会計法に基づき交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に帰属するものとする。

4 この法律の施行の日以前までに収納した旧特別会計法に基づき交付税及び譲与税配付金特別会計の昭和五十八年度の歳入に属する収入は新特別会計法に基づき交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入と、同日までに旧特別会計法に基づき交付税及び譲与税配付金特別会計の同年度の予算に基づいてした債務の負担又は支出は同勘定の同年度の予算に基づいてした債務の負担又は支出とみなす。

5 この法律の施行の日以前までに収納した一般会計の昭和五十八年度の歳入に属する収入で道路交通法第二百二十八條第一項(同法第二百二十九條第二項において準用する場合を含む。)の規定により納付された反則金及び同法第二百二十九條第一項の規定により納付された反則金に相当する金額(以下この項において「反則金等」という。)に係るものは新特別会計法に基づき交付税及び譲与税配付金特別会計の交通安全対策特別交付金勘定の歳入と、同日までに一般会計の同年度の予算に基づいてした支出で道路交通法第二百二十九條第四項の規定による返還金及び過誤納に係る反則金等の返還金に係るものは同勘定の同年度の予算に基づいてした支出とみなす。

(道路交通法の一部を改正する法律の一部改正)  
第四条 道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七項から第十一項までを削り、附則第十二項を附則第七項とし、附則第十三項及び第十四項を削る。

(道路交通法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第五条 昭和五十八年度及び昭和五十九年度に限

り適用する。

り、新特別会計法附則第三条第一項中「収入」とあるのは「収入、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第...号。以下「昭和五十八年改正法」という。)

2 昭和五十八年度に限り、第三条の規定による改正後の道路交通法(以下「新道路交通法」という。)

昭和五十八年五月十三日 参議院会議録第十四号

3 昭和五十九年度に限り、新道路交通法附則第十八条第一項の表九月の項中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額(地方交付税法を控除した額に相当する額とする。)

第六条 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第七條 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のよう

に改正する。 第四条第二項中「及び地方道路護与税」を、地方道路護与税及び交通安全対策特別交付金に、「及び石油ガス護与税」を、石油ガス護与税及び交通安全対策特別交付金に改める。

第五條第二項第一号中「及び地方道路護与税」を、「地方道路護与税及び交通安全対策特別交付金」に、「及び石油ガス護与税」を、「石油ガス護与税及び交通安全対策特別交付金」に改める。

第九條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十條 附則第二条から前条までに定めるものは、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

○宮田輝君登壇(拍手) たいだいま議題となりました法律案は、昭和五十八年度分の地方交付税の総額について特別措置を講じ、借入金金の増額等により所要額を確保すること、当該借入金金の償還に当たり、一般会計より臨時地方交付金を繰り入れるよう措置すること、地方債振替後の投資的経費、老人保健制度の実施等に伴う経常経費にかかる単位費

用を改めること、交通安全対策特別交付金を基準財政収入額に算入するとともにその用途を拡大し、交通安全施設の維持管理費に使用できるものとする、交付税等の特別会計制度について関係規定を改正すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、歳出抑制基調における財源不足、借金依存体質の深刻化、交付税借入金利子の地方負担、税源配分の見直し等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して佐藤委員、公明党・国民会議を代表して大川委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して田淵委員より、修正案に賛成、原案に反対の意見が、また、自由民主党・自由国民会議を代表して松浦委員より修正案に反対、原案に賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。 本案に賛成の諸君の起立を求めます。 〔賛成者起立〕 過半数と認めます。 よって、本案は可決されました。

昭和五十八年五月十三日 参議院会議録第十四号 酪農振興法の一部を改正する法律案外一件

○議長(徳永正利君) 日程第一〇 酪農振興法の一部を改正する法律案

日程第一一 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長下条進一郎君。

審査報告書

酪農振興法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十二日

農林水産委員長 下条進一郎  
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における酪農及び肉用牛生産をめぐる事情の変化、牛肉の需要の推移等にかんがみ、酪農及び肉用牛生産の健全な発達を図るとともに、牛肉の安定的な供給に資するため、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置、肉用子牛の価格安定を図るための措置等を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、昭和五十八年度一般会計予算に、肉用子牛価格安定事業費として十八億九百万円、肉用牛生産近代化計画の策定経費とし

て九千五百万円が計上されている。

附帯決議

大家畜生産の振興は、今後の牛肉、牛乳・乳製品の需要の堅調な伸びに依るとともに、国内草資源の有効活用とあわせ地域農業の展開、農山村の振興を図る上で重要な課題となつてい

よつて政府は、大家畜生産を我が国の土地利用型農業の基軸として位置づけ、その積極的振興が図られるよう次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一、牛肉生産の拡大と肉用牛経営の安定・合理化を図るため、繁殖経営等の規模拡大、乳肉複合経営の育成、一貫経営の推進、肥育期間の短縮等に必要なる各種施策の的確な推進に努めること。

二、牛肉の輸入自由化及び枠拡大要請については、本委員会における「農畜水産物の輸入自由化反対に関する決議」に即して、国内の畜産農家が犠牲となることのないよう対処すること。

三、酪農・肉用牛生産近代化計画の作成に当たつては、肉用牛経営の地域ごとの実情に十分配慮し、適切な振興合理化方策を明らかにするとともに、経営改善計画の認定、資金の貸付けに当たつては、健全な経営の確保に十分配慮した指導を行うこと。

また、畜産経営拡大資金については、資金需要の実態に応じた融資枠の確保、借入手続の簡素化等に努めること。

四、繁殖経営の安定に資するよう肉用子牛価格安定事業の推進に必要な予算の確保及び乳用雄子牛に係る加入率の向上に努めること。

また、これとあわせ、肥育農家に対する素牛価格の安定対策の推進に努めること。

五、牛肉の流通合理化を一層推進するため、産地食肉センター等の整備、部分肉取引の促進、取引規格の改善、品質表示の普及等必要な措置を講ずること。

六、酪農経営の固定化負債の整理等、経営体質の改善強化を図るための各種施策を的確に実施すること。

また、飲用牛乳の流通については、秩序ある取引と適正な価格形成が図られるよう適切に対処すること。

七、合理的な大家畜生産の基盤となる粗飼料の供給を確保するため、草地開発と田畑輪換使用のための土地改良の推進、裏作の利用促進、低未利用資源の活用、林間放牧の推進等、地域の実態に応じた施策を積極的に推進すること。

また、転作田による良質粗飼料の確保を図るとともに、飼料用稲に関する試験研究を推進すること。

右決議する。

酪農振興法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年五月十日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

酪農振興法の一部を改正する法律案

酪農振興法の一部を改正する法律

酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律  
目次中「酪農近代化基本方針及び酪農近代化計画(第二条の二)」「酪農及び肉用牛生産の近代化を計画的に推進するための措置(第二章の二)」「第二條の六」に、「第三章の二 国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進に関する措置(第二十四條の三)」「第二十四條の三」を、「第三(第二十四條の三)」「第二十四條の三」を、「第三章の二 国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進に関する措置(第二章の二)」「肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理的な措置(第二十四條の三)」「第二十四條の三」の合理的な措置(第二十四條の三)の五」第二十四條の三」に改める。

第一条中「酪農適地を中心として構成される一定の酪農圏における酪農経営の近代化を」と「酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ」と、「及び当該酪農適地」を「並びに酪農適地」と、「並びに牛乳」を「牛乳」に改め、「増進」の下に「並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化」を加え、「酪農の健全な発達及び」を「酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに」と、「及び乳製品の安定的な」を「乳製品及び牛肉の安定的な」に改める。

「第一章の二 酪農近代化基本方針及び酪農近代化計画」を「第一章の二 酪農及び肉用牛生産の近代化を計画的に推進するための措置」に改める。

第二条の二の見出しを「(基本方針)」に改め、同条第一項中「酪農の」を「酪農及び肉用牛生産の」

に、「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改め、同条第二項中「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改め、同項第四号中「酪農」の下に「及び肉用牛生産」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「合理化」の下に「並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「酪農経営」の下に「及び肉用牛経営」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「生乳の需要」を「生乳及び牛肉の需要」に、「及び生乳」を「生乳」に改め、「目標」の下に「牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

第二条の二第五項中「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「生乳」の下に「又は牛肉」を加え、「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 基本方針は、酪農の発展と肉用牛生産の発展とが密接に関連していることにかんがみ、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的に推進することを旨として、定めるものとする。

第二条の三の見出しを「(都道府県計画)」に改め、同条第一項中「酪農」を「酪農及び肉用牛生産」に、「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県酪農近代化計画」に改め、同条第二項中「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に、「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改め、同項第六号中「酪農」の下に「及び肉用牛生産」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「合理化」の下に「並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「酪農経営」及び「肉用牛経営」における「乳牛及び肉用牛」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「酪農経営」方式」の下に「及び肉用牛経営方式」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「目標」の下に「並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針  
 第二条の三第三項及び第四項中「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に改める。

第二条の四の見出しを「(市町村計画)」に改め、同条第一項中「酪農」を「酪農及び肉用牛生産」に、「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に改め、同項第一号中「乳牛」の下に「又は肉用牛」を加え、同項第二号中「農用地」を「農用地等」に改め、同項第三号中「販売」の下に「又はその区域内で飼養される肉用牛の出荷」を加え、同条第二項中「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に、「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針  
 第二条の四第二項第二号中「乳牛」を「生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛」に改め、同項第三号中「酪農経営」の下に「又は肉用牛経営」を加え、同項第四号中「乳牛」の下に「又は肉用牛」を、「酪農経営」の下に「又は肉用牛経営」

を「基本方針」に改め、同項第六号中「酪農」の下に「及び肉用牛生産」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「合理化」の下に「並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「酪農経営」及び「肉用牛経営」における「乳牛及び肉用牛」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「酪農経営」方式」の下に「及び肉用牛経営方式」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「目標」の下に「並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針  
 第二条の四第二項第二号中「乳牛」を「生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛」に改め、同項第三号中「酪農経営」の下に「又は肉用牛経営」を加え、同項第四号中「乳牛」の下に「又は肉用牛」を、「酪農経営」の下に「又は肉用牛経営」

を「基本方針」に改め、同項第六号中「酪農」の下に「及び肉用牛生産」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「合理化」の下に「並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「酪農経営」及び「肉用牛経営」における「乳牛及び肉用牛」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「酪農経営」方式」の下に「及び肉用牛経営方式」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「目標」の下に「並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

を「基本方針」に改め、同項第六号中「酪農」の下に「及び肉用牛生産」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「合理化」の下に「並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「酪農経営」及び「肉用牛経営」における「乳牛及び肉用牛」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「酪農経営」方式」の下に「及び肉用牛経営方式」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「目標」の下に「並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

(経営改善計画)

第二条の五 前条第一項の認定を受けた市町村長は、当該市町村の区域内において酪農経営又は肉用牛経営を営む者から省令で定めるところによりその作成した経営改善計画が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その経営改善計画が同項の認定に係る市町村計画の内容に照らし適切なものであることその他の省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その経営改善計画が適当である旨の認定をするものとする。

第二条の六 農林漁業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫は、前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の定めるところにより、当該認定に係る経営改善計画を実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

第三条第四項中「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に、「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に改める。

第六条第二項中「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第二十四条の三及び第二十四条の三の二中「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改める。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化に関する措置

(肉用子牛の価格の安定)

第二十四条の三の五 国及び都道府県は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて肉用子牛の価格の著しい低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金をその生産者に交付する事業を都道府県の区域内において行うもの(以下「都道府県肉用子牛価格安定基金協会」という)に対し、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

第二十四条の三の六 国は、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて都道府県肉用子牛価格安定基金協会に対し生産者補給金の交付に充てるために必要な資金を貸し付ける事業その他肉用子牛の価格の安定に資するための事業を都道府県の区域を超えて行うもの(以下「全国肉用子牛価格安定基金協会」という)に対し、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

第二十四条の三の七 都道府県肉用子牛価格安定基金協会及び全国肉用子牛価格安定基金協会は、肉用子牛の価格の安定と生産の振興に資するため、前二条の事業を適正かつ確実に行うように努めなければならない。

昭和五十八年五月十三日 参議院会議録第十四号 酪農振興法の一部を改正する法律案外一件

(牛肉の流通の合理化)

第二十四条の三の八 国は、肉用牛生産の健全な発達に資するため、基本方針に即して、牛肉の産地処理の推進、牛肉の取引規格及び品質表示の普及その他牛肉の流通の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十四条の四第一項中「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に改め、同条第二項中「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」、第二条の五の認定に係る経営改善計画に、「行なう」を行うに改め、同条に次の一項を加える。

3 市町村は、第二条の五の認定に係る経営改善計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

第二十四条の五の見出しを「基本方針等と酪農及び肉用牛生産の振興に関する施策」に改め、同条中「酪農振興」を「酪農及び肉用牛生産の振興

に」、「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に、「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に、「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に改める。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正) 第二条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に、「市町村酪農近代化計画」を「酪農に関する事項を含む市町村計画」に、「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に改める。

「三 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十八号)第二条の六に規定する資金は肉用牛の購入に必要なもの又は畜舎その他の施設に係る第十八条第一項第八号に掲げるもので乳牛若しくは肉用牛の飼養に必要なもののうち、主務大臣の指定するもの」	年六分五厘	十五年	三年
「三 合理的な家畜飼養規模の農業経営を営むため計画的に乳牛又は肉用牛の導入及び畜舎その他の施設の整備等を行なうのに必要な資金であつて、当該家畜の購入に必要なもの又は当該施設に係る第十八条第一項第八号に掲げるもののうち、主務大臣の指定するもの」	年六分五厘	十五年	三年

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置) 第三条 この法律の施行の日から一年を限り、前

条の規定による改正後の農林漁業金融公庫法附則第二十三項中「市町村計画が作成された市町村の区域内において牛乳」とあるのは「市町村計

画が作成された市町村若しくは酪農振興法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第

号)による改正前の酪農振興法(以下「旧法」という。)第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村の区域内において牛乳」と、「同法第二条の三第一項の規定による認定に係る都道府県計画」とあるのは「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二条の三第一項の規定による認定に係る都道府県計画又は旧法第二条の三第一項の規定による認定に係る都道府県酪農近代化計画」と、「同法第三条とあるのは、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第三条」と、「市町村計画が作成された市町村の区域内において生産される」とあるのは「市町村計画が作成された市町村若しくは旧法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村の区域内において生産される」とする。

2 農林漁業金融公庫は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までは、前条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法別表第二の第三号の規定の例により、改正後の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村計画が作成された市町村以外の市町村の区域内において畜産業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、資金の貸付けを行うことができる。

3 前条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法別表第二の第三号の規定(前項の規定によりその例による場合を含む。)により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金について

は、なお従前の例による。

(日本中央競馬会法の一部改正) 第四条 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改める。

第五条 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五項第一項中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改める。

第六条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改める。

第七條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表畜産振興審議会の項及び中央生乳取引調停審議会の項中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改める。

審査報告書 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十二日

農林水産委員長 下条進一郎

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における我が国の畜産を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、家畜改良増殖を一層促進するため、家畜受精卵移植に関する規制について定めるとともに、輸入された家畜人工授精用精液の利用、家畜人工授精師制度の改善等に関する措置を講じようとするものである。つて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、家畜改良増殖事業の推進が、畜産の振興及び農業経営の改善にとつて極めて重要であることにかんがみ、本法施行に当たつては、次の事項に十分留意し、適切な措置を講ずべきである。

一、家畜受精卵移植については、その健全な発展を図るため、移植技術の開発・普及、技術者養成等に努めるとともに、特定近縁系統への集中等家畜改良に悪影響が生ずることのないよう適切な指導を行うこと。

二、家畜受精卵については、健全かつ優良な受精卵の確保が可能となるよう、その検査等につき十分指導するとともに、凍結保存・融解技術等の確立に努めること。

三、海外から輸入される家畜人工授精用精液及び

家畜受精卵の使用については、国内における家畜の改良増殖体制に悪影響を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

また、優良遺伝子の導入が図られるよう、海外との情報交換や技術交流を積極的に進めると。

四、畜産経営の体質強化に資するよう、家畜改良増殖目標の達成のための各種施策を的確に推進すること。

右決議する。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年五月十日

衆議院議長 福田

参議院議長 徳永 正利殿

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

目次中「種畜」を「種畜等」に改め、「家畜人工授精」の下に「及び家畜授精卵移植」を加える。

第一条中「行なう」を「行う」に改め、「家畜人工授精」の下に「及び家畜授精卵移植」を加える。

第三条第一項中「次条」を「第四条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律において「家畜受精卵移植」とは、牛その他政令で定める家畜の雌から受精卵を採取し、処理し、及び雌に移植することをいう。

酪農振興法の一部を改正する法律案外一件

「第二章 種畜」を「第二章 種畜等」に改める。  
第四条第一項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「以下同じ」を加える。

第九条第四項中「採取した」の下に「獣医師(獣医師法昭和二十四年法律第八十六号)第八条第二項の規定によりその業務が停止されている者を除く。第十四条第一項及び第二項を除き、以下同じ。若しくは」を加え、「証明書」を「証明書の交付を」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(家畜受精卵の採取の制限)

第九条の二 牛その他政令で定める家畜の雌は、その飼養者において、省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患を有しないことについての獣医師による診断を省令で定めるところにより受師による診断の交付を受けたものでなければ、家畜受精卵移植の用に供する受精卵(以下「家畜受精卵」という。)の採取の用に供してはならない。

ただし、学術研究のため家畜受精卵の採取の用に供する場合その他省令で定める場合は、この限りでない。

(家畜受精卵の採取の禁止)

第九条の三 牛その他政令で定める家畜の雌が前条の伝染性疾患又は遺伝性疾患にかかっていることを知りながら、これを家畜受精卵の採取の用に供してはならない。ただし、同条ただし書の場合は、この限りでない。

第十条中の「外」を「のほか」に、「前条」を「第九条」に改める。

「第三章 家畜人工授精」を「第三章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植」に改める。

第十一条の前の見出し中「家畜人工授精」の下に

「及び家畜受精卵移植」を加え、同条中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に、「但し」を「ただし」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 獣医師でない者は、家畜受精卵を採取し、又はこれを処理してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜から家畜受精卵を採取し、又はこれを処理する場合その他省令で定める場合は、この限りでない。

2 獣医師又は家畜人工授精師でない者は、家畜受精卵を雌の家畜に移植してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜に移植する場合その他省令で定める場合は、この限りでない。

第十二条中「家畜人工授精用精液は、」を削り、「その他家畜人工授精」の下に「又は家畜受精卵移植」を加え、「採取し、又は処理して」を「家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、又は家畜受精卵を処理して」に、「但し」を「ただし」に、「前条但書」を「第十一条ただし書及び前条第一項ただし書」に改める。

第十三条の見出し中「家畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四項中「第二項但書」を「第三項ただし書」に、「当該家畜人工授精師」を「当該獣医師又は当該家畜人工授精師」に改め、「注入」の下に「又は当該家畜受精卵の移植」を、「証明書」の下に「又は受精卵採取に関する証明書の交付」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改める。

畜人工授精師に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「畜人工授精師を」獣医師又は畜人工授精師に、「前項」を「第一項又は前項」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「畜人工授精用精液を」を「畜人工授精用精液又は家畜受精卵を」に、「封かん」を「封」に、「且つ、畜人工授精用精液証明書」を「かつ、畜人工授精用精液証明書又は家畜受精卵証明書」に、「但し」を「ただし」に、「注入する」を「家畜人工授精用精液を注入し、又は家畜受精卵を移植する」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 家畜受精卵を採取した獣医師は、前二項の規定にかかわらず、その指示の下に、第二項の検査並びに前項の容器への収容及び封その他当該家畜受精卵の処理を他の獣医師又は畜人工授精師に行わせることができる。この場合には、当該畜人工授精師は、第十一条の二第一項の規定にかかわらず、当該家畜受精卵の処理を行うことができる。

第十三条第一項の次に次の一項を加える。  
2 獣医師は、家畜受精卵を採取したときは、速やかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

第十四条の見出し中「畜人工授精用精液」の下に「及び家畜受精卵」を加え、同条第一項中「前条第二項の封かん」を「前条第三項の封」に、「精液証明書」を「家畜人工授精用精液証明書」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 本邦以外の地域から輸入された畜人工授精

用精液であつて、外国の政府機関その他省令で定める者により発行され、かつ、次に掲げる事項を確かめ、又は信する旨を記載した証明書が添付されているものを譲り渡し、又は雌の家畜に注入する場合

イ 牛、馬その他省令で定める家畜に係る畜人工授精用精液にあつては、当該畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜が、省令で定める遺伝性疾患及び繁殖機能の障害を有しておらず、かつ、第四条第三項の等級のいずれに属するものであるかが明らかであること。

ロ 外国の法令により獣医師又は畜人工授精師に相当する資格を有する者その他省令で定める者が採取し、省令で定める方法により、検査し、容器に収め、かつ、封を施した家畜人工授精用精液であること。

ハ 畜人工授精を的確に、かつ、衛生的に実施することができると思われる施設において採取され、及び処理された畜人工授精用精液であること。

ニ その他省令で定める事項  
二 第十一条ただし書又は前条第三項ただし書の場合

第十四条第二項中「畜人工授精用精液」の下に「又は家畜受精卵」を加え、「注入して」を「注入し、若しくは移植して」に、「但し、第十一条但書」を「ただし、第十一条ただし書及び第十一条の二第二項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第三項の封がなく、又は家畜受精卵証明書が添付されていない家畜受精卵は、これを譲

り渡し、又は雌の家畜に移植してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 本邦以外の地域から輸入された家畜受精卵であつて、外国の政府機関その他省令で定める者により発行され、かつ、次に掲げる事項を確かめ、又は信する旨を記載した証明書が添付されているものを譲り渡し、又は雌の家畜に移植する場合

イ 当該家畜受精卵の採取の用に供した雌の家畜が省令で定める遺伝性疾患を有しないものであること。

ロ 当該家畜受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜(畜人工授精用精液を注入した場合にあつては、当該畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜)が前項第一号イの要件に該当するものであること。

ハ 外国の法令により獣医師に相当する資格を有する者その他省令で定める者が採取し、省令で定める方法により、検査し、容器に収め、かつ、封を施した家畜受精卵であること。

ニ 家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施することができると思われる施設において処理された家畜受精卵であること。

ホ その他省令で定める事項  
二 第十一条の二第二項ただし書又は前条第三項ただし書の場合

第十五条第一項を次のように改める。  
獣医師又は畜人工授精師は、畜人工授精又は家畜受精卵移植を行ったときは、遅滞な

く、畜人工授精又は家畜受精卵移植に関する事項を畜人工授精簿に記載しなければならない。

第十五条第二項中「畜人工授精師」を「獣医師又は畜人工授精師」に改める。

第十六条第二項を次のように改める。

2 畜人工授精師の免許は、農林水産大臣の指定する者又は都道府県知事が畜畜の種類別に行う畜人工授精に関する講習会又は畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する講習会の課程を修了してその修業試験に合格した者でなければ、与えない。

第十六条第三項中「前項第二号に該当して」を削り、「同項」を「前項」に、「業務」を「当該免許に係る畜人工授精の業務又は畜人工授精及び家畜受精卵移植の業務」に改める。

第十七条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中(昭和二十四年法律第八十六号)を削り、「基」を「基づく」に改め、同項第四号中「基」を「基づく」に改める。

第二十二條第一項中「畜人工授精」を「畜人工授精又は家畜受精卵移植」に、「且つ、畜人工授精」を「かつ、家畜人工授精又は家畜受精卵移植」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第二項中「畜人工授精師」を「獣医師又は畜人工授精師」に改め、「注入」の下に「若しくは家畜受精卵の移植」を、「授精証明書」の下に「若しくは移植証明書」を加え、「証明書」を「証明書」に改める。

第二十五條第一項中「畜人工授精を適確に、且つ」を「畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ」に改める。

第二十八条中「みずから家畜人工授精師」を「自ら獣医師又は家畜人工授精師(家畜受精卵の処理を行う家畜人工授精所にあつては、獣医師。以下この条において同じ。)」の「外」を「のほか」に、「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改める。

第三十一条中「その他家畜人工授精」の下に「又は家畜受精卵移植」を加える。

第三十二条中「の外、第十三条第二項」を「のほか、第十三条第三項」に、「同条第四項の精液採取に関する証明書」及び「家畜受精卵証明書、同条第六項の精液採取に関する証明書及び受精卵採取に関する証明書」に改め、「授精証明書」の下に「移植証明書」を加え、「第十六条第二項第二号」を「第十六条第二項」に改める。

第三十四条第二項中「家畜人工授精師」を「獣医師若しくは家畜人工授精師に、その他を、家畜受精卵移植その他」に改める。

第三十五条第一項中「その他家畜人工授精」の下に「若しくは家畜受精卵移植」を、「精液」の下に「若しくは家畜受精卵」を加える。

第三十六条第一項を次のように改める。

次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならない。ただし、国又は都道府県については、この限りでない。

- 一 第十条の規定による種畜証明書の書換交付又は再交付の申請をする者
- 二 第十六条第一項の免許の申請をする者
- 三 第二十四条の許可の申請をする者
- 四 第三十二条の規定による家畜人工授精師免許証の書換交付又は再交付の申請をする者

第三十八条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「又は第十一条」を「第九条の二、第九条の三、第十一条又は第十一条の二」に改め、同条第二号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十九条中「第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項」を、「第十三条第三項、第十四条第一項、第二項若しくは第三項」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第十三条第四項」を「第十三条第六項」に改め、同条第四号中「第十三条第三項」を「第十三条第五項」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔下条進一郎君登壇、拍手〕

○下条進一郎君 たいま議題となりました二法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、両案の内容を申し上げます。  
酪農振興法改正案は、酪農及び肉用牛生産の健全な発達と牛肉の安定的な供給を図るため、法律の題名を改め、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律とするとともに、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置、

肉用子牛の価格安定を図るための措置等を講じようとするものであります。  
また、家畜改良増殖法改正案は、家畜の改良増殖を一層促進するため、家畜受精卵移植に関する規制について定めるとともに、輸入された家畜人工授精用精液の利用、家畜人工授精師制度の改善等に関する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題とし、家畜改良増殖法改正案については、参考人の出席を求めて審査を行いました。

質疑の主な内容は、酪農振興法改正案に関しては、酪農・肉用牛近代化計画制度の運用、肉専用種経営の近代化指標の内容、牛肉の輸入自由化・枠拡大要請への対応、酪農の現状と乳肉複合経営の可能性、牛肉の需給と価格政策、粗飼料給与率の向上対策、酪農経営の負債問題等について、また、家畜改良増殖法改正案に関しては、受精卵移植技術の現状と見通し、人工授精用精液の輸入問題等についてであります。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、両案を順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ全会一致をもって附帯決議を行いました。  
以上御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより両案を一括して採決いたします。  
両案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。  
よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第一二 日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案(第九十七回国会内閣提出、第九十八回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長矢追秀彦君。  
審査報告書  
日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十二日  
運輸委員長 矢追 秀彦  
参議院議長 徳永 正利殿

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、日本国有鉄道の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制の整備に関し国が講ずべき施策等について定めるとともに、当該施策の策定及びその計画的かつ円滑な実施に資するため日本国有鉄道再建監理委員会を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

昭和五十八年五月十三日 参議院會議録第十四号

日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案

四五六

一、費用  
 本法施行のため、昭和五十八年度一般会計予算総理府所管総理本府審議会等に必要経費中に日本国有鉄道再建監理委員会に必要な経費として一億三千七百万円が計上されている。

附帯決議

日本国有鉄道の経営が未曾有の危機的状況にあることにかんがみ、その事業の再建を推進するため、政府及び日本国有鉄道は、次の事項につき、万全の措置を講ずるべきである。

一、日本国有鉄道再建監理委員会の委員の人選に当たっては、その任務の重要性にかんがみ、国民的視野に立つた広い見地から、適切かつ公正に行うこと。

二、日本国有鉄道が経営する事業に関する経営形態のあり方については、我が国の交通体系において鉄道輸送が担うべき役割、経営の主体性の確立等に配慮し、その特性が発揮され、基幹的交通機関としての役割と使命を達成できるよう、日本国有鉄道再建監理委員会において慎重かつ十分な検討を行うこと。

三、日本国有鉄道の事業の再建に当たっては、その前提として、日本国有鉄道の長期債務、共済年金及び特定人件費に係る負担、運賃上の公共負担等に関する問題を解決すること、及び財政的基盤を強化することが極めて重要である。よつて、日本国有鉄道再建監理委員会において慎重な審議により、速やかに解決策を出すとともに、政府においても、自らその解決に努め、適切な措置を講ずること。

四、青函トンネル及び本四連絡鉄道橋の使用に当

たつては、その運営が日本国有鉄道が経営する事業にとつて負担とならないよう配慮すること。

五、日本国有鉄道の事業の再建の推進に当たっては、その保有する資産の有効活用をはかるとともに、その事業のより多角的な経営が行われるよう体制の整備をはかるなど、積極的な施策が講ぜられるよう努めること。

六、日本国有鉄道は、労使関係の安定に格段の努力を払うとともに、労使双方は、事業の再建の推進に積極的に取り組むこと。

右決議する。

日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案(第九十七回国会内閣提出、本院継続審査)  
 右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。  
 昭和五十八年四月十五日  
 衆議院議長 福田 一  
 参議院議長 徳永 正利殿

(小字及び一は衆議院修正)  
 日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案  
 日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法

目次

第一章 日本国有鉄道の経営する事業の再建(第一条―第三条)

第二章 日本国有鉄道再建監理委員会(第四条―第十四条)

第三章 補則(第十五条)

附則  
 第一章 日本国有鉄道の経営する事業の再建  
 (基本方針)

第一条 国は、日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、昭和五十七年七月三十日に行われた臨時行政調査会の答申を尊重して日本国有鉄道の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制を整備することにより、当該事業の再建を推進するものとする。

第二条 国は、前条に規定する体制整備を図るため、次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。

一 日本国有鉄道の経営する事業に関する効率的な経営形態の確立及び当該経営形態の下における適正な運営の確保に関すること。

二 日本国有鉄道の長期の資金に係る債務の償還等に関することその他前号に掲げる事項の実施の円滑化に関すること。

第三条 国及び日本国有鉄道は、第一条に規定する体制整備に資するため、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために緊急に措置を講ずる必要があると認められる事項に関し、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和五十五年法律第百十一号)に基づく措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二章 日本国有鉄道再建監理委員会(設置)

第四条 第二条の国の施策の策定及びその計画的

かつ円滑な実施に資するため、総理府に、日本国有鉄道再建監理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)  
 第五条 委員会は、次に掲げる事項に関し、企画し、審議し、及び決定し、その決定に基づいて内閣総理大臣に意見を述べる。

一 日本国有鉄道の経営する事業に関する効率的な経営形態の確立及び当該経営形態の下における適正な運営の確保のために必要な重要事項に関すること。

二 日本国有鉄道の長期の資金に係る債務の償還等に関する事項その他前号に掲げる事項の実施の円滑化のために必要な重要事項に関すること。

2 委員会は、第三条の規定により講ぜられるべき措置であつて前項各号に掲げる事項に密接に関連するものの基本的な実施方針に関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するに当たつては、第一条の基本方針に従い、これを行うものとする。

(意見の尊重)  
 第六条 内閣総理大臣は、委員会から前条第一項又は第二項の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(通知)  
 第七条 内閣総理大臣は、第五条第一項又は第二項の意見を受けて講ぜられる施策又は措置の内容及びこれらの実施状況に関し、必要に応じ、委員会に通知するものとする。

(勸告)

第八条 委員会は、必要があると認めるときは、第五條第一項又は第二項の意見を受けて講ぜられる施策又は措置に關し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勸告することができる。

(組織)

第九条 委員会は、委員五人をもつて組織する。

(委員)

第十条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十一条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十二条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び日本国有鉄道総裁に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、日本国有鉄道の経営する事業の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

(事務局)

第十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十四条 この章に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 補則

(施策の実施)

第十五条 第一条に規定する体制整備を図るための施策は、昭和六十二年七月三十一日までに講ぜられるものとする。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十條第一項の規定中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

2 附則第五項の規定による改正後の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)附則第四項の規定は、日本国有鉄道の昭和五十九年度の予算から適用する。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表臨時行政調査会の項の次に次のように加える。

日本国有鉄道再建監理委員会	日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に關する臨時措置法(昭和五十七年法律第 号)の規定によりその権限に屬せしめられた事項を行うこと。
---------------	---

4 (特別職の職員の給与に關する法律の一部改正) 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十九号の七の次に次の一号を加える。

十九の八 日本国有鉄道再建監理委員会委員

(日本国有鉄道法の一部改正)

5 日本国有鉄道法の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(日本国有鉄道再建監理委員会への付議)

4 運輸大臣は、第三十九條の二第一項の規定により日本国有鉄道から提出を受けた毎事業年度の予算について同條第二項の規定による調整を開始しようとするときは、当該予算及び当該事業年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項の内容について、日本国有鉄道再建監理委員会の意見を聴かなければならない。

6 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を次のように改正する。

附則第一條の次に次の一條を加える。

(日本国有鉄道再建監理委員会への付議)

第一條の二 運輸大臣は、第四條第五項の変更の承認又は第七條の経営改善計画の変更の指示をしようとするときは、日本国有鉄道再建監理委員会の意見を聴かなければならない。

〔矢追秀彦君登壇 拍手〕

○矢追秀彦君 たいま議題となりました日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に關する臨時措置法案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本法案は、日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、昭和五十七年七月三十日に行われた臨時行政調査会の第三次答申を受けて、国鉄の事業再建推進のための体制を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、国は臨時行政調査会の答申を尊重し

て、国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制を整備することにより当該事業の再建を推進することを基本方針とするとともに、この体制整備のために必要な効率的な経営形態の確立等及びその実施の円滑化のための長期債務の償還等に関する施策を講ずることとしております。

第二に、国及び国鉄は、国鉄の事業運営の改善のために緊急に措置を講ずべき事項に關し、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づく措置その他必要な措置を講ずることとしております。

第三に、国の施策の策定及びその計画的かつ円滑な実施に資するため、総理府に日本国有鉄道再建監理委員会を置くこととし、同委員会は、基本方針に従い、効率的な経営形態の確立等及びその実施の円滑化のために必要な重要事項について、みずから企画、審議、決定し、内閣総理大臣に意見を述べること及び緊急に講ずべき措置の基本的事項を述べること並びに同委員会からこれらの意見が出されたときは、内閣総理大臣は、これを尊重しなければならないこととしております。

また、日本国有鉄道再建監理委員会は、五人の委員により組織することとするほか、国の施策等について内閣総理大臣等に勧告することができること並びに関係行政機関の長及び国鉄総裁に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができること等としております。

第四に、国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制整備を図るための施策は、昭和六十二年七月三十一日までに講ぜられることとしております。

第五に、運輸大臣は、国鉄の経営改善計画の変更の承認または指示をしようとするとき及び国鉄の予算の調整を開始しようとするときは、日本国有鉄道再建監理委員会の意見を聞かなければならないこととしております。

委員会におきましては、委員派遣による地方公聴会の開会及び現地調査、社会労働委員会との連合審査会、参考人よりの意見聴取等きわめて熱心かつ慎重な審議が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党青木理事より反対、自由民主党・自由国民会議江島理事より賛成、日本共産党立木委員より反対、公明党・国民会議黒柳理事及び民社党・国民連合伊藤委員よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、青木理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案に係る日本国有鉄道再建監理委員会の人選等六項目を内容とする附帯決議が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) 本案に対し、討論の通告がございませぬ。発言を許します。青木新次君。

〔青木新次君登壇、拍手〕

○青木新次君 私は、日本社会党を代表いたしまして、日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案に対しまして、反対の討論を行うものであります。

本法案は、第一条に明記されているように、分割民営化を内容とする臨調の答申を尊重して国鉄の経営する事業の再建を図ろうとするものであり、国鉄の分割民営化を前提としていることは、政府がいかなる答弁を行おうとも明白であります。わが国の基幹的な交通機関として全国的なネットワークを形成している国鉄を分断いたしまして、地域分割をするような無謀な臨調の答申は、いかなる理由があろうとも国民の足を守る立場から絶対に認めるわけにはいかないわけでありませぬ。

臨調の答申の不当性は、二年数カ月という短期間に、関係者の意見も十分聴取することなく、国民の目の届かない密室で、長年にわたる国会の論議や各党の合意事項を無視して、一方的に分割民営化という結論を出していることからも明らかであります。わが党は、本法案の審議の過程で臨調の議事録の提出を求めたにもかかわらず、政府はこれに応じようとしなないのであります。作成過程

の論議が国民の前に明らかにされないような臨調の答申は、国民的合意を得られるようなものでなく、国権の最高機関たる国会はこのような答申に拘束されないものであります。

現在、国鉄は、国鉄経営再建促進特別措置法に基づいて六十年を目標とした経営改善計画を実施中ではありますが、後がないと言われたこの計画も、政府の甘い見通しや無策により今日すでに破綻を来しており、政府の責任は重大と言わなければなりません。ところが、臨調の答申が出されるや、この計画の実施の責任を放棄し、交通政策を執行する立場から答申の内容を十分吟味することなく、最大限尊重するとの方針を決定しているのではありません。このような政府の無責任な態度は、真剣に国鉄再建に取り組んでいる国鉄職員を裏切るものであり、許されないのであります。

長期債務の処理、通学や身体障害者に対する公共割引、共済年金負担、特定人件費負担、青函トンネル等の国家的事業から生ずる負担等の構造的な問題は、政府自身の責任において処理されるべきであり、政府が政治的決断をすれば直ちに実行可能な問題であるにもかかわらず、すべてを国鉄再建監理委員会の検討にゆだねるの態度をとっているのではありません。これは明らかに政府の責任逃れであり、許すことはできないのであります。現行体制のもとで必要な財源対策を講じ、早急に構造的な問題の処理に当たるべきであります。この法律で国鉄再建監理委員会の業務内容とさ

れているものの中で、国鉄の経営形態の変更を除けば、国鉄再建監理委員会を預らずまでもなく、政府自身で解決できるものばかりであり、国鉄再建監理委員会の任務は、国鉄再建でなく、国鉄を地域分割し解体する国鉄解体委員会とも言うべきものであります。行政の簡素化という時代の要請に反し、屋上屋を重ねる国鉄再建監理委員会の設置を認めることはできないのであります。

わが党は、国民の足として国鉄に課せられた公共的使命を十分に果たせるよう公的な負担のルールを明確にするとともに、国鉄当局に大幅な経営権限を付与し、当事者能力を与え、責任体制を明確にし、管理機構の地方分権化を促進していくことで、国民の期待にこたえた国鉄再建を実現していくことを表明し、国鉄の分割民営化を前提とした本法案の反対討論いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第一三 日本学術会議法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

審査報告書

日本学術会議法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十二日

文教委員長 堀内 俊夫

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、日本学術会議会員の選出方法を、日本学術会議に登録された科学者の団体を基礎とする研究連絡委員会ごとの推薦制に改めるほか、日本学術会議の組織等の改正を図るものであり、おおむね妥当な措置と認められた。  
なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

日本学術会議が、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、その機能を十分発揮できるよ

う、政府及び日本学術会議は、左記事項について特段の配慮をすべきである。

一、会員の部別・専門別定員、推薦等に関して政令を定めるに当たつては、日本学術会議の自主性尊重を基本として十分協議すること。

なお、内閣総理大臣が会員の任命をする際には、日本学術会議側の推薦に基づくという法の趣旨を踏まえて行うこと。

二、日本学術会議は、科学者の総意を反映するため、幅広い分野から適切な会員が確保されるよう努めること。

三、日本学術会議が、その目的・職務を十分果たせるよう、必要な経費その他諸条件の整備を図ること。

四、日本学術会議と科学技術会議、学術審議会、日本学術振興会その他の学術関係機関との連携協力体制の確立に努めること。特に、日本学術会議が行う勧告、答申、要望等について、政府はその趣旨を尊重して適切に対処すること。

五、本制度について、その実施結果を踏まえた見直しのため、適当な時期に国会に報告すること。

右決議する。

日本学術会議法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十八年四月二十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

日本学術会議法の一部を改正する法律案

日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「選挙された」を削り、「以下会員」を「以下」に改め、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 会員は、再任されることができる。  
5 会員は、通じて九年を超えて在任することができない。ただし、任期の途中において九年に達したときは、その任期の終了するまでの間在任することができる。

第七条第二項ただし書を次のように改め、同項を同条第三項とする。  
ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七条第一項の次に次の一項を加える。  
2 会員は、第二十二條の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣がこれを任命する。

第十一條第一項中「それぞれ三十人とする」を「政令でこれを定める」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 各部の定員は、政令で定める専門別にこれを分けるものとし、その専門別の定員は、政令で

定める基準に従い、第二十八条の規定による規則(以下この章及び次章において単に「規則」という。)でこれを定める。

第十四条第二項中、「副部長及び幹事」を「及び副部長並びに規則で定める会員」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 日本学術會議に、規則で定めるところにより、科学に関する研究の領域及び重要な課題ごとに、第三条第二号の職務の遂行に資するために必要な事項を調査審議させるため、研究連絡委員会を置く。

2 研究連絡委員会は、規則で定めるところにより、会長が指名する当該研究連絡委員会の所掌事務に関連する分野を専門とする会員のほか、当該研究連絡委員会に關し第二十二條の規定による推薦に当たつた者その他の当該研究連絡委員会の所掌事務に關し専門的知識を有する者のうちから会長が委嘱した者をもつて、これを組織する。

3 第七条第三項及び第四項の規定は、研究連絡委員会の委員について、これを準用する。

第十五条の次に次の二條を加える。

第十五条之二 日本学術會議に、規則で定めるところにより、前條の研究連絡委員会のほか、常置又は臨時の委員会を置くことができる。

第十五条之三 前二條の委員会の委員(会員である委員を除く。)には、手当を支給することができる。

第六章を削る。

第五章中第二十三條を第二十四條とし、第二十二條を第二十三條とする。

第四章を次のように改める。

第四章 会員の推薦

第十七条 会員となることができる者は、その専門とする科学又は技術の分野において五年以上の研究歴を有し、当該分野における優れた研究又は業績がある科学者でなければならない。

第十八條 科学者により構成され、学術研究の向上發達を図ることを目的とする団体は、次に掲げる要件を備えるときは、規則で定めるところにより、日本学術會議に登録を申請することができる。

一 名称、目的、事務所、構成員の資格及び代表者について定めがあること。

二 学術研究の向上發達を図るための活動が引き続き三年以上で規則で定める期間を超えて行われていること。

三 規則で定める数以上の科学者が構成員であること。

四 その他活動状況又は構成に關する事項で規則で定めるもの。

2 前項の規定により登録を申請する場合には、同項の団体は、その目的とする学術研究の領域と関連する研究の領域の研究連絡委員会(規則で定めるものに限る。以下同じ。)を届け出なければならない。

3 日本学術會議は、登録を申請した第一項の団体が同項各号に掲げる要件を満たすものであるときは、その名称、目的、前項の規定による届出に係る研究連絡委員会(以下「関連研究連絡委員会」という。)その他規則で定める事項を登録するものとする。

4 日本学術會議は、前項の規定による登録を受けた第一項の団体(以下「登録学術研究団体」という。)が同項に規定する要件を欠くに至つたときは、その登録を抹消するものとする。

第十九條 登録学術研究団体は、政令で定めるところにより、その構成員である科学者のうちから会員の候補者を選定し、日本学術會議に届け出ることができる。

2 前項の規定による会員の候補者の届出は、書面により、研究論文、業績報告その他当該候補者が会員となる資格を有する者であることを証明する資料を添付して、これをしなければならぬ。

第二十條 登録学術研究団体は、政令で定めるところにより、その構成員である科学者のうちから会員の推薦に当たる者(以下「推薦人」という。)を指名し、日本学術會議に届け出ることができる。

第二十一條 登録学術研究団体に関連研究連絡委員会が複数あるときは、前二條の規定による会員の候補者の選定及び推薦人の指名は、それぞれ、関連研究連絡委員会(政令で定めるところ

により、当該登録学術研究団体につき、その選定及び指名の別に会長が指定するものに限る。)ごとに、これを行わなければならない。

第二十二條 推薦人として指名された者は、政令で定めるところにより、その指名をした登録学術研究団体の関連研究連絡委員会(当該登録学術研究団体に関連研究連絡委員会が複数ある場合にあっては、その者に係る関連研究連絡委員会に限る。)である研究連絡委員会(当該研究連絡委員会とその研究の領域が密接に関連するものとして規則で定める他の研究連絡委員会があるときは、これを含む。)を関連研究連絡委員会とする登録学術研究団体から指名された推薦人(当該登録学術研究団体に関連研究連絡委員会が複数ある場合にあっては、当該研究連絡委員会をその者に係る関連研究連絡委員会として指名された推薦人に限る。)と共同して、これらの登録学術研究団体が選定した会員の候補者(当該登録学術研究団体に関連研究連絡委員会が複数ある場合にあっては、当該研究連絡委員会をその者に係る関連研究連絡委員会として選定された会員の候補者に限る。)で会員推薦管理委員会となる資格を有する者であると認定したもののうちから、会員として推薦すべき者及び補欠の会員として推薦すべき者を決定し、日本学術會議を経由して、これを内閣総理大臣に推薦する。

第二十二條之二 日本学術會議に、会員推薦管理

会を置き、会員の候補者の資格の認定その他この章に定める事務を行わせる。

2 会員推薦管理会は、政令で定める数の委員をもつてこれを組織し、その委員は、政令で定めるところにより、会長がこれを委嘱する。

3 会員推薦管理会の委員には、手当を支給することができない。

第二十二條の三 この章に定めるもののほか、会員の推薦及び会員推薦管理会に關して必要な事項は、規則でこれを定める。

第二十五條から第二十七條までを次のように改める。

第二十五條 内閣総理大臣は、会員から病氣その他やむを得ない事由による辞職の申出があつたときは、日本學術會議の同意を得て、その辞職を承認することができる。

第二十六條 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、総会における出席会員の三分の二以上の議決による日本學術會議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。

第二十七條 削除

第二十八條中「経て、」の下に「この法律に定める事項その他」を加え、「に關し、必要な運営規則を」に關する事項につき、規則に改める。

第七章を第六章とする。  
別表を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七條、第二十五條及び第二十六條の改正規定並びに附則第七項の規定は昭和五十九年一月二十日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、第二十七條の改正規定は昭和五十九年一月二十日から、次項の規定は公布の日から施行する。(経過措置)

2 昭和五十九年一月十九日において現に日本學術會議会員(以下「会員」という。)である者の任期は、日本學術會議法第七條第二項及び第二十七條第二項の規定にかかわらず、前項ただし書の政令で定める日の前日までとする。

3 この法律の施行の際現に会員である者に係る各部の定員については、改正後の日本學術會議法(以下「新法」という。)第十一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新法第十五條の規定は、同條第一項の規則に係る部分を除き、附則第一項ただし書の政令で定める日から適用する。

5 新法第十七條の規定は、この法律の施行の際現に会員である者については、その任期中適用しない。

6 附則第一項ただし書の政令で定める日までの間、新法第十八條及び第二十二條の規定の適用

については、これらの規定中「研究連絡委員会」とあるのは、「第十五條第一項の規則により設置すべきものと定められた研究連絡委員会」とする。

7 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。  
第二條第三項第十二号の次に次の一号を加える。  
十二の二 日本學術會議会員

〔堀内俊夫君登壇、拍手〕

○堀内俊夫君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。  
本法律案は、日本學術會議会員の選出方法について、選挙制を改め、日本學術會議に登録された科学者の団体を基礎とする研究連絡委員会ごとの推薦制にするともに、登録學術研究団体及び研究連絡委員会の組織を明確化するほか、会員の在任期間を通算九年に制限するなど所要の改正を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、内閣総理大臣の出席をも求め、慎重な審査を行いました。その質疑の主なるものは、本改正案提出に至る経緯と手続、内閣総理大臣による会員任命の是非、推薦制の実施に伴い予想される問題点とその解決策、日本學術會議の勧告、答申等に対する政府の対処の仕

方、幅広い分野から適切な会員が確保されるような方策、科学技術會議や學術審議會など學術関係機関との連携協力のある方、本會議が目的、職務を果たせるよう十分な経費確保の必要性等について熱心な質疑が行われました。また、日本學術會議会長ほか三名の参考人を招き意見の聴取及び質疑も行いましたが、これらの詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局について委員長が語りましたところ、日本共産党の佐藤委員より異議申し立ての発言がありましたので、採決の結果、多数をもって質疑は終局したものと決しました。

次いで討論に入りましたところ、日本社会党を代表して粕谷委員より反対、自由民主党・自由国民會議を代表して片山委員より賛成、日本共産党を代表して佐藤委員より反対の討論が、それぞれ行われました。

討論を終わり、本案について採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、高木健太郎委員より、日本學術會議の自主性を尊重して政令を定めることなどを内容とする附帯決議案が、自由民主党・自由国民會議、日本社会党、公明党、国民會議、民社党・国民連合及び無党派クラブから共同提案され、多数をもってこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。  
以上御報告申し上げます。(拍手)

昭和五十八年五月十三日 参議院会議録第十四号

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十二分散会

出席者は左のとおり。

議長	徳永 正利君
副議長	秋山 長造君

中野 鉄造君	大川 清幸君
渡部 通子君	桑名 義治君
高木健太郎君	小西 博行君
鶴岡 洋君	中村 鋭一君
伊藤 郁男君	増岡 康治君
堀出 啓典君	太田 淳夫君
堀江 正夫君	降矢 敬雄君
藤原 房雄君	矢追 秀彦君
平井 卓志君	三木 忠雄君
鈴木 一弘君	渋谷 邦彦君
柏原 ヤス君	柄谷 道一君
原 文兵衛君	小平 芳平君
白木義一郎君	中尾 辰義君
田淵 哲也君	三治 重信君

新谷寅三郎君	安井 謙君
中山 千夏君	前島英三郎君
美濃部亮吉君	山田耕三郎君
秦 豊君	青島 幸男君
田代由紀男君	谷川 寛三君
仲川 幸男君	名尾 良孝君
降矢 敬義君	藤井 裕久君
福島 茂夫君	林 寛子君
野呂田芳成君	成相 善十君
井上 裕君	大木 浩君
林 道君	安孫子藤吉君
井上 吉夫君	岡田 広君
亀井 久興君	石本 茂君
上塚 勝久君	志村 愛子君
中村 禎二君	河本嘉久蔵君
金井 元彦君	片山 正英君
中村 太郎君	中西 一郎君
斎藤 十朗君	八木 一郎君
那 祐一君	塚田十一郎君
田中 正巳君	白井 莊一君
源田 実君	加藤 武徳君
上田 稔君	藤田 正明君
円山 雅也君	岩上 二郎君
前田 敷男君	沖 外夫君
大城 眞順君	宮澤 弘君
杉山 令肇君	藤井 孝男君
森山 眞弓君	田沢 智治君
関口 恵造君	井上 孝君

板垣 正君	大河原太一郎君
高平 公友君	江島 淳君
竹内 潔君	高橋 圭三君
田原 武雄君	下条進一郎君
熊谷 弘君	大島 友治君
伊江 朝雄君	斎藤栄三郎君
坂野 重信君	山東 昭子君
戸塚 進也君	夏目 忠雄君
鳩山威一郎君	中山 太郎君
遠藤 要君	古賀雷四郎君
嶋崎 均君	初村滝一郎君
稲嶺 一郎君	小林 国司君
世耕 政隆君	町村 金五君
熊谷太三郎君	西村 尚治君
楠 正俊君	山内 一郎君
小澤 太郎君	木村 睦男君
岩動 道行君	松尾 官平君
岩本 政光君	江田 五月君
森田 重郎君	野末 陳平君
村上 正邦君	松浦 功君
福田 宏一君	田 英夫君
大石 武一君	岡部 三郎君
梶原 清君	川原新次郎君
高木 正明君	内藤 健君
亀長 友義君	金丸 三郎君
衛藤征士郎君	岩崎 純三君
長谷川 信君	大坪健一郎君

福岡日出磨君	宮田 輝君
森下 泰君	佐々木 満君
堀内 俊夫君	後藤 正夫君
片山 甚市君	目黒今朝次郎君
山崎 竜男君	増田 盛君
鈴木 省吾君	内藤三郎君
長田 裕二君	山崎 昇君
野田 哲君	安田 隆明君
梶木 又三君	松垣徳太郎君
秦野 章君	土屋 義彦君
対馬 孝且君	小谷 守君
本岡 昭次君	鈴木 和美君
下田 京子君	佐藤 三吾君
大森 昭君	松前 達郎君
近藤 忠孝君	村沢 牧君
勝又 武一君	吉田 正雄君
矢田部 理君	志苔 裕君
福岡 知之君	粕谷 照美君
山中 郁子君	寺田 熊雄君
片岡 勝治君	竹田 四郎君
立木 洋君	神谷信之助君
小山 一平君	村田 秀三君
川村 清一君	田中寿美子君
曹久保重光君	市川 正一君
瀬谷 英行君	青木 新次君
赤桐 操君	小柳 勇君
阿具根 登君	八百板 正君

上田耕一郎君 宮本 顯治君

法務大臣 桑野 章君

外務大臣 安倍晋太郎君

大藏大臣 竹下 登君

農林水産大臣 金子 岩三君

運輸大臣 長谷川 峻君

建設大臣 内海 英男君

自治大臣 山本 幸雄君

國務大臣 丹羽 兵助君

(総理府総務長官)

議長の報告事項

去る十日議長は、トマソ・モルリーノ・イタリヤ共和国上院議長の逝去に対して弔意を表するたため、アドリアーノ・オッシチーニ同国上院副議長宛、次の弔電を発送した。

トマソ・モルリーノ・イタリヤ共和国上院議長閣下の突然の訃報に接し、まことに哀惜の念にたえません。参議院を代表して深甚なる哀悼の意を表します。

一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

松垣徳太郎君

園田 清充君

地方行政委員

辞任

補欠

外務委員

辞任

補欠

大蔵委員

辞任

補欠

社会労働委員

辞任

補欠

運輸委員

辞任

補欠

通信委員

辞任

補欠

商工委員

辞任

補欠

建設委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

災害対策特別委員

辞任

補欠

国会法第四十二  
条第二項但書の  
規定によるもの  
国会法第四十二  
条第三項の規定  
によるもの

建設委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

災害対策特別委員

辞任

補欠

公害及び交通安全対策特別委員

辞任

補欠

男女雇用平等法案(渡部通子君外一名発議)(参第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

臨時行政改革推進審議会設置法案(閣法第四九号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

浄化槽法案

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

同日本院は、科学技術会議議員に岡本道雄君及び山下勇君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

昭和五十八年五月十三日 参議院會議録第十四号 議長の報告事項

任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。  
特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法  
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律  
浄化槽法  
社会福祉事業法の一部を改正する法律  
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律  
公衆電気通信法の一部を改正する法律  
肥料取締法の一部を改正する法律  
恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律  
昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員  
 辞任 補欠  
 林 直君 亀長 友義君  
 竹内 潔君 衛藤征士郎君  
 野田 哲君 山田 譲君  
 安武 洋子君 宮本 顯治君  
 地方行政委員  
 辞任 補欠  
 亀長 友義君 林 直君

原 文兵衛君 佐々木 満君  
 松尾 官平君 名尾 良孝君  
 国会法第四十二  
 条第二項但書の  
 規定によるもの  
 山田 譲君 野田 哲君  
 和泉 照雄君 中野 鉄造君  
 法務委員  
 辞任 補欠  
 宮本 顯治君 安武 洋子君  
 外務委員  
 辞任 補欠  
 山中 郁子君 小笠原貞子君  
 大蔵委員  
 辞任 補欠  
 衛藤征士郎君 竹内 潔君  
 丸谷 篤君 福間 知之君  
 丸谷 金保君 片山 甚市君  
 竹田 四郎君 吉田 正雄君  
 赤桐 操君 小野 明君  
 多田 省吾君 太田 淳夫君  
 文教委員  
 辞任 補欠  
 内藤善三郎君 田代由紀男君  
 秦野 章君 高木 正明君  
 宮之原貞光君 対馬 孝且君  
 藤田 進君 瀬谷 英行君  
 小野 明君 赤桐 操君

社会労働委員  
 辞任 補欠  
 佐々木 満君 原 文兵衛君  
 和泉 照雄君 高杉 勉忠君  
 本岡 昭次君 安恒 良一君  
 対馬 孝且君 宮之原貞光君  
 中野 鉄造君 和泉 照雄君  
 農林水産委員  
 辞任 補欠  
 大城 眞順君 鈴木 正一君  
 高木 正明君 秦野 章君  
 伊藤 郁男君 三治 重信君  
 商工委員  
 辞任 補欠  
 田代由紀男君 内藤善三郎君  
 高杉 勉忠君 和泉 照雄君  
 吉田 正雄君 竹田 四郎君  
 太田 淳夫君 馬場 富君  
 井上 計君 栗林 卓司君  
 運輸委員  
 辞任 補欠  
 安田 隆明君 長谷川 信君  
 鈴木 正一君 大城 眞順君  
 安恒 良一君 本岡 昭次君  
 瀬谷 英行君 藤田 進君  
 三治 重信君 伊藤 郁男君

通信委員  
 辞任 補欠  
 長谷川 信君 安田 隆明君  
 福間 知之君 丸山 篤君  
 片山 甚市君 丸谷 金保君  
 馬場 富君 多田 省吾君  
 小笠原貞子君 山中 郁子君  
 建設委員  
 辞任 補欠  
 松垣徳太郎君 大坪健一郎君  
 国会法第四十二  
 条第二項但書の  
 規定によるもの  
 栗林 卓司君 井上 計君  
 国会法第四十二  
 条第三項の規定  
 によるもの

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
 災害対策特別委員  
 辞任 補欠  
 和泉 照雄君 藤原 房雄君  
 同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。  
 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案(衆第一二号) 文教委員会に付託  
 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(衆一〇号) 通信委員会に付託  
 同日参議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第四五号) 文教委員会に付託

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案(閣法第五一号) 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(閣法第五二号) 農林水産委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農林水産委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案(文教委員長提出)(衆第一二一号) 文教委員会に付託

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(通信委員長提出)(衆第一〇号) 通信委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を地方行政委員会に付託した。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

男女雇用平等法案(渡部通子君外一名発議) 同日委員長から次の報告書が提出された。

建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案(閣法第四四号) 審査報告書

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(閣法第一号) 審査報告書

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第四一号) 審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二三三号) 審査報告書

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一〇号) 審査報告書

宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一二号) 審査報告書

宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一二号) 審査報告書

酪農振興法の一部を改正する法律案(閣法第四三三号) 審査報告書

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(閣法第五五号) 審査報告書

日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案(第九十七回国会閣法第三号) 審査報告書

電源開発促進税法の一部を改正する法律案(閣法第三八号) 審査報告書

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特

例に関する法律案(閣法第三七号) 審査報告書

日本学術会議法の一部を改正する法律案(閣法第五七号) 審査報告書

第十一号(その一)中正誤

ベシ 段行 誤

三五 四五 共合 共同 正

第十二号中正誤

ベシ 段行 誤

三三 四二 理在 現在 正

昭和五十八年五月十三日 参議院会議録第十四号

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局 〒105  
電話 東京 三三二二(大倉)

定価 一  
三〇 円部